刑政第50巻第5号

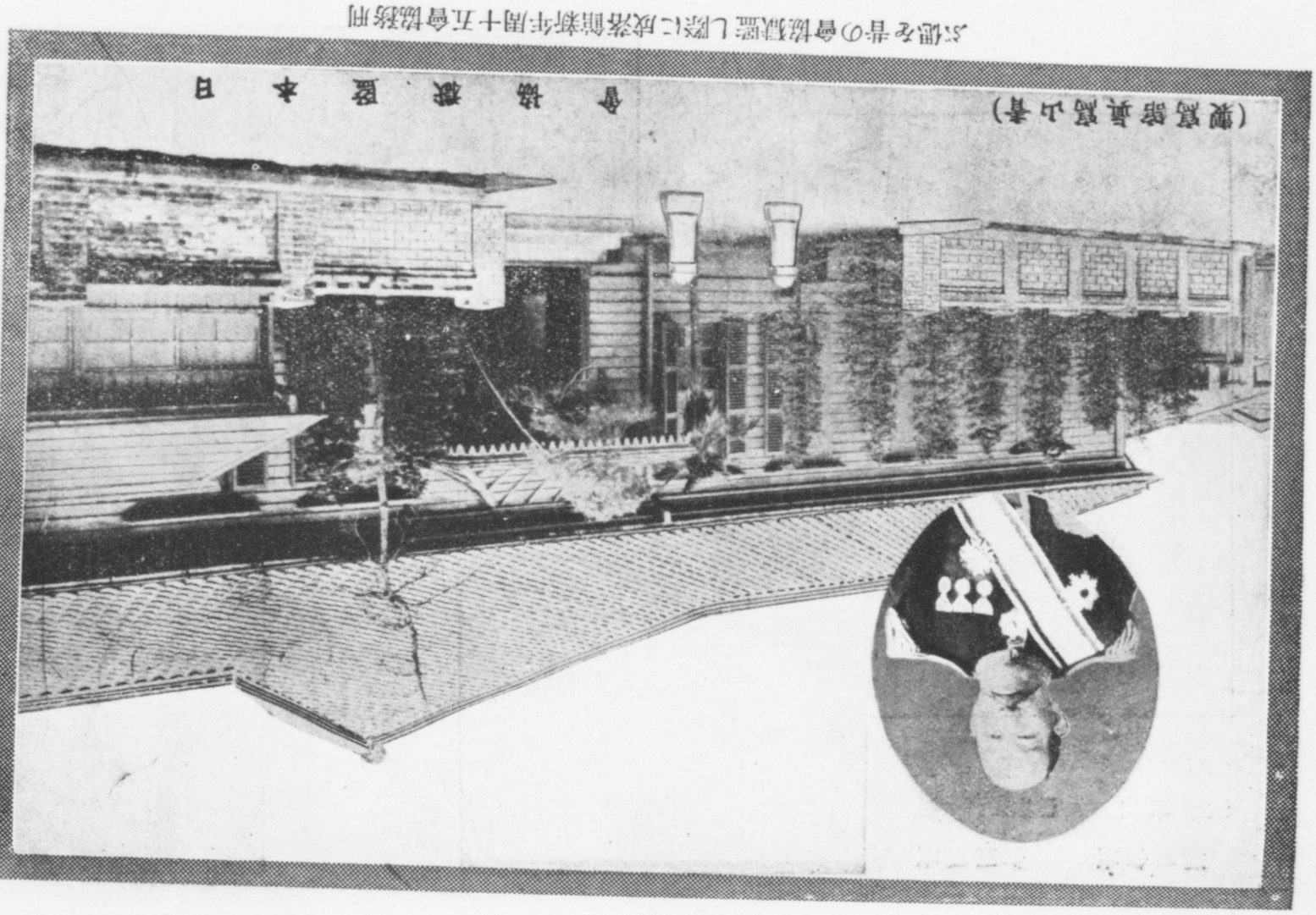
矯正図書館

刑政

第五十五卷　五月號　第五號

作業收入の增加と其の意義（卷頭言）　中尾文策　二
作業統制の目標　瀧川秀雄　五
累進制度に關する最近の問題（二）　中尾文策　二
明治監獄年譜（二）　辻敬助　三
刑務協會五十周年を迎へて其前半生（上）　坪井直彦　四
横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行（下）　三
英國に於ける少年犯人の敎化施設　ノーマン・S・ヘーナー　四
今後の少年行刑に就ての綱領（下）　ローランド・フライスラー　天
資料　□特志共助委員規程並注意　□全國看守代表を迎へて　□刑務協會々館新築落成式　七三
雜報　□新刊紹介　□書道欄創設（高橋白陽）　□趣味欄　□「懲役改心錄」梗概

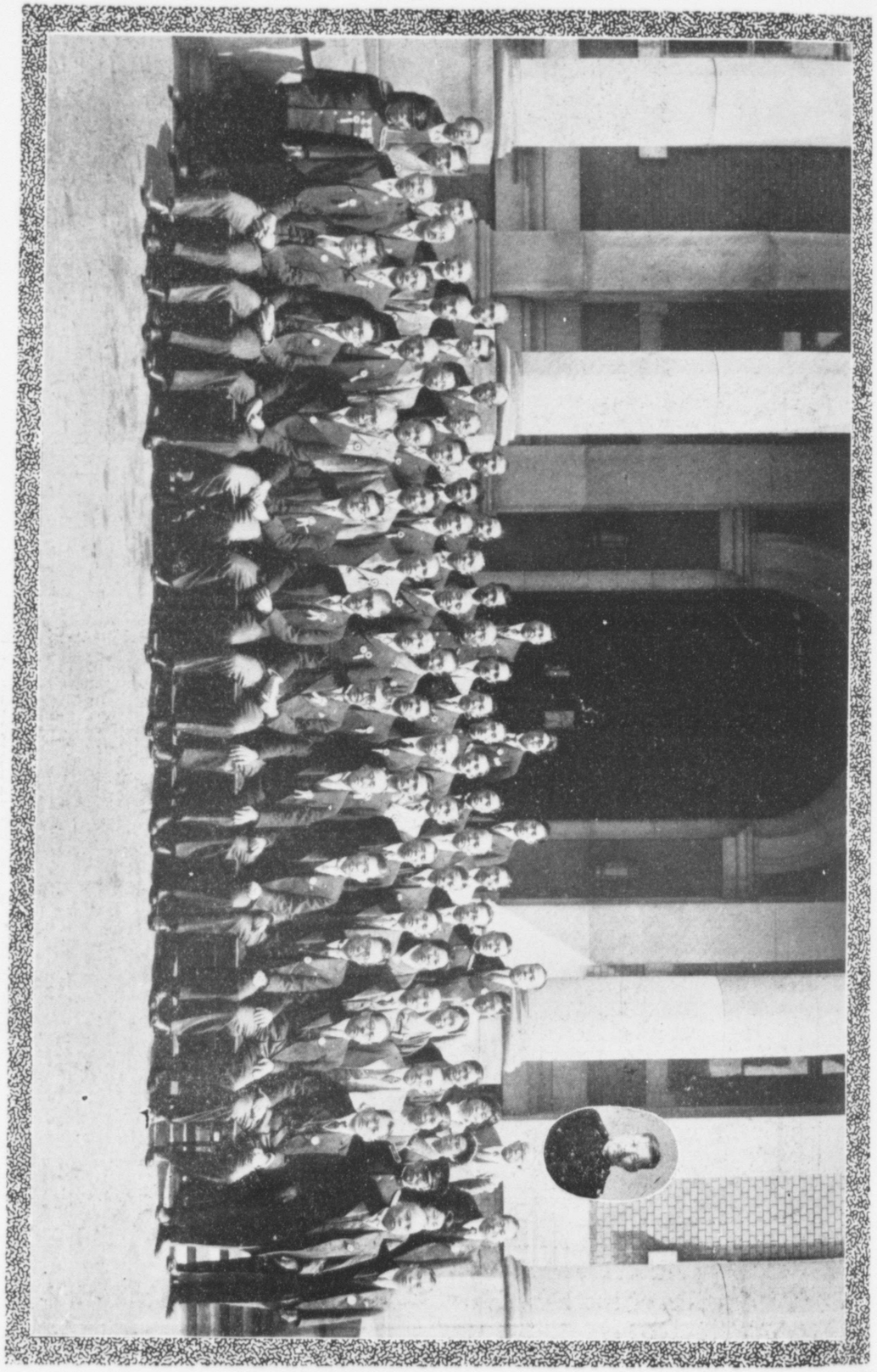
財團法人　刑務協會發行



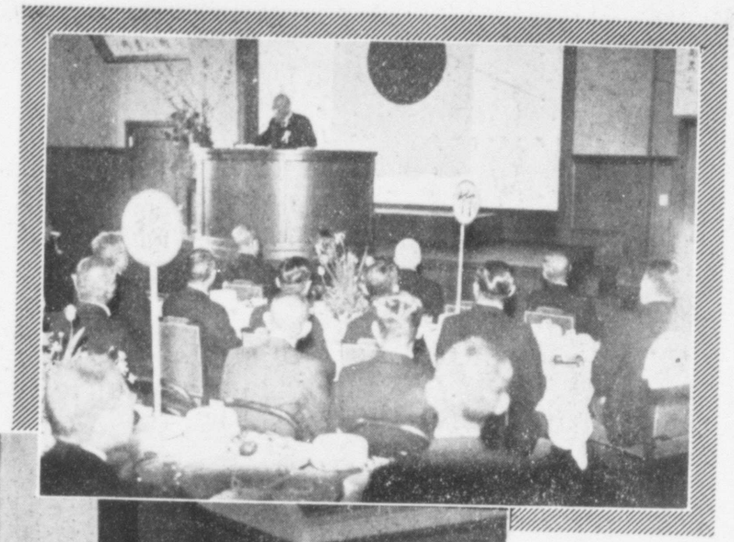
ズ偲を昔の會協獄監し際に成落館新年周十五會協務刑

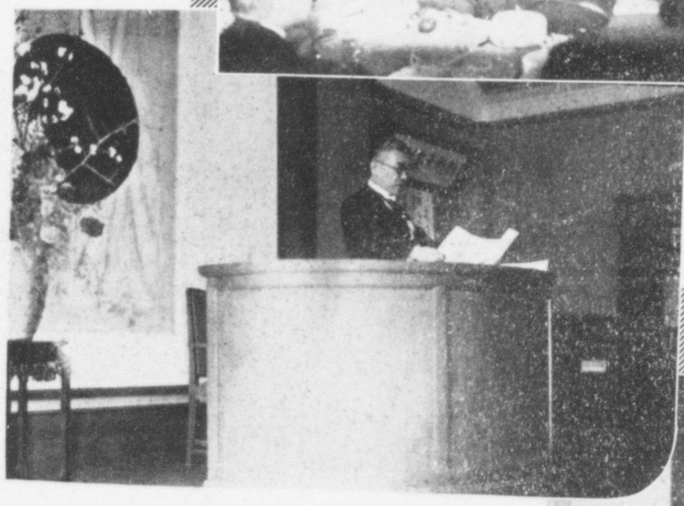
この寫眞は明治三十四五年頃の監獄協會總會で會員に配布したといふ當時の繪葉書であるが、協會の五十周年に際し、往時を偲ぶすがにもといふに掲げた。圖中の建物は監獄協會が明治三十三年七月一日に移轉した麹町區永樂町二ノ三の事務所。肖像は監獄協會初代の會頭として協會所有の住に當られた當時の港浦法相

刑政第50巻第5号
矯正図書館



影撮念記の妻代守看園全の列參式成落









上より
清浦伯爵　臨野司法大臣
瀧川會長　吉田所長

於に式成落會協務刑

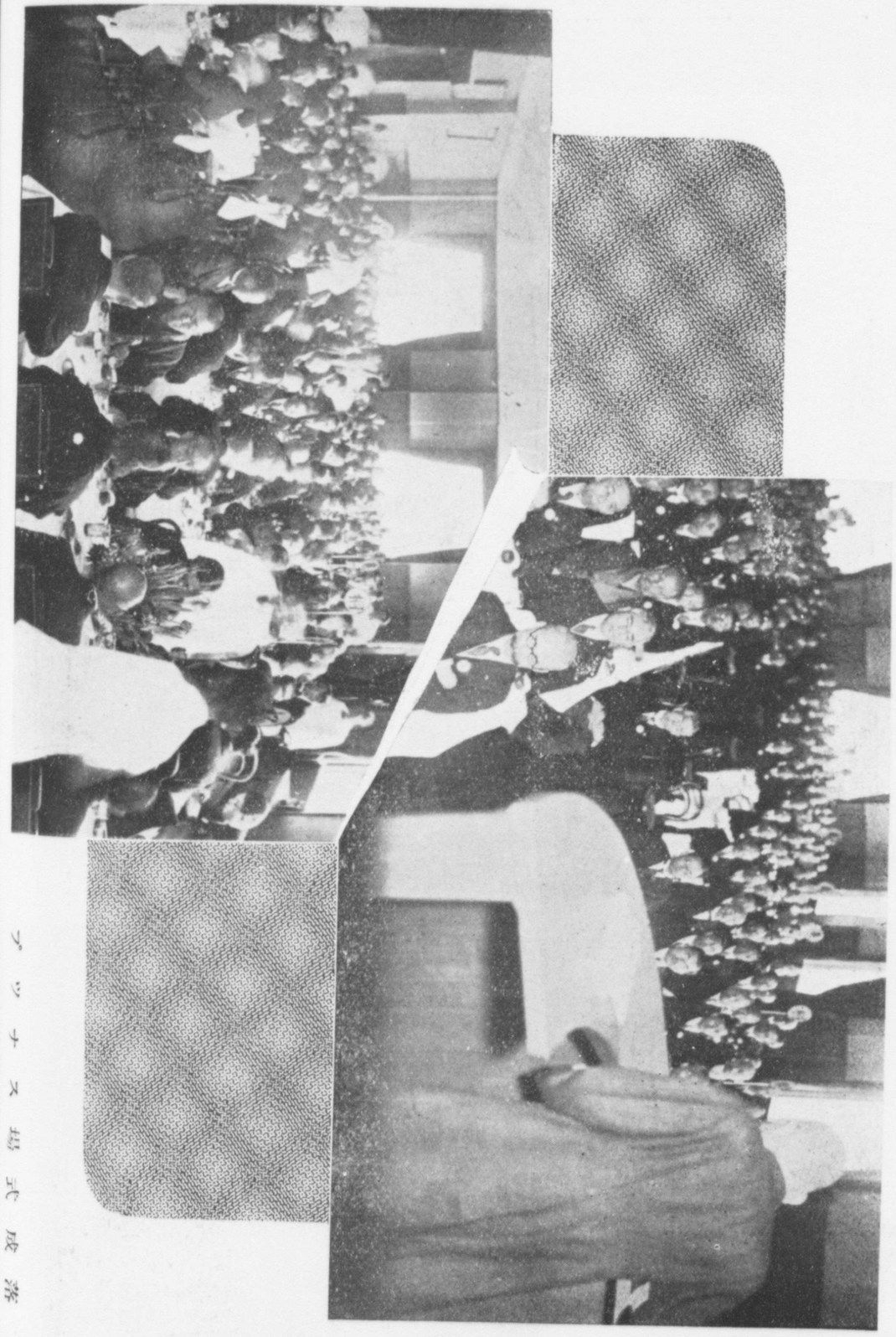
讀朗辭祝及辭式るけ

矯正図書館

刑政

五月號

第五十卷
第五號



プッチャス拷式成業

作業收入の增加と其の意義

昭和十一年度に於ける作業收入が遂に一千萬圓を突破するに至つたと言ふことは、我が國の行刑史に新しいエポツクを作つたものとして、確かに特筆大書す可きことである。と同時に、此の作業上の增收は、行刑上の見地に於ても種々重要なる意義を持つものであることが、併せて玆に想起せられる必要があるであらう。

之に付てはさし當り、わたくしは次の三つのことを考へるのである。

先づ其の一は、我が行刑が、受刑者を敎化してよき働き人と成らしめることに着々成功しつゝあるといふことである。作業收入の增加と言ふことには、もとより他の理由もあることではあるが、其の最大の理由は、受刑者の能率が向上し其の勞働力が增大したこと、即ち受刑者の緊張が益々多きを加へたと言ふことである。之を昭和十年の九百萬圓、昭和九年の八百萬圓に比較するならば受刑者緊張の跡歷然たるものがある可く、更に遡つて明治三十五年の百萬圓と對比するならば、之はまさに其の十倍である。即ち受刑者は三十年の昔に比し數倍多くの勞働をして居るのであり、從つてそれ丈け多くの緊張を以て更生に精進して居ると言ふことに成るのである。

言ふ迄も無く行刑は、單に受刑者が多く働く事實のみを以て其の喜びとするものでは無い。然し受刑者はよく働くことに依り更生の第一步を踏み出すものであり眞面目に勞働することに依り人としての義務を盡すものである意味に於て、行刑は受刑者の働きの多いことを重要視するのである。されば、一千三十四萬圓の作業收入は、人としての責任と自覺との下に働いた各受刑者の汗の實のりであつて、今日の行刑が受刑者を驅つて此の緊張に至らしめつゝあることは、大きな成功に非ずして何であらうか。われわれは此の機運を捉へて更に受刑者の緊張と勤勉とを刺戟し、其の能率を、社會人のそれに迄向上せしむ可く一段の努力を拂ふ所が無ければならない。

次は、此の作業成績は、所謂行刑の自給自足の理想を漸次實現しつゝあると言ふことである。

自給自足の原則が行刑上如何に高い價値を持つものであるかは、今更繰返して之を說く迄もあるまい。過去の非行に依り社會を毒した上に、重ねて國民の經濟的負擔に於て受刑生活の上に安座徒食すると言ふことは、よしや一應は止むを得ざることであるにもせよ、受刑者に過去を反省せしめ其の責任觀念を訓練せんとする行刑の立て前よりして、如何にも耐へ難い矛盾である。されば、一たび受刑者に勞働のチヤンスが與へられて居る以上は、極力之に精勵することに依り行刑の費用を生み出させ、社會を二重の負擔より解放すること、これ行刑の自給自足主義であり、我が當局が夙に之を目標として居ることは、常に作業合理化を口にし回收率を重要視することより推して既に明かなことである。

昭和十一年度の刑務費總額は千八百萬圓、その中收容費は約千百萬圓であるが、此の收容費から作業とは無關係なる刑事被告人に要した經費を控除すれば、受刑者は少く共其の收容費は、優に之を償還して居ることが判るのである。此の事實も、最近の行刑が齎した著しい成功の一つとして注目に値することであらう。

作業收入の限度と言ふことに付ては種々異見があつて未だ其の定說は無い。然し既に收容費を償還するに至つた今日では、更に、せめて刑務費の全額を回收することを理想として邁進してもよいのではあるまいか。

第三は、我が國民が少く共作業に關する限りに於ては行刑に對し態度寬容であつて、作業には相當活動

の分野が殘されて居ることを喜び度いのである。

言ふ迄も無く作業の進展は直接間接に一般民業と競爭の結果を生じるものであり、之が、業者を刺戟して所謂民業壓迫の問題と成り——但し之が正確なる意味に於ける民業壓迫なりや否やは別問題である——盛に行刑當局を惱ましつゝあること、これ近世各國が具さに嘗めつゝある經驗である。此の民業緊迫の聲高きが爲に、各國は行刑の根幹を爲す所の作業の施行上多大の障害を受け、殆ど滿足なる作業訓練を施し得ざるのみならず、甚しきは遂に課す可き作業をすら失ふに至り、受刑者をして徒然爲す所無き生活を送らしめるに至る所すら決して少くは無いのである。現にギリンの傳ふる所に依れば、米國の如きは近年常時三分の一の受刑者は仕事の供給を受けることが出來ないと言ふことであるが、斯くの如くにして犯罪者を更に惡化せしむる素因を作つて平然たる近視眼的民業壓迫論が、刑事政策上如何に有害であるかは、實に想像の外である。

斯る世界的風潮の中にして、何の幸か獨り我が國は一小部分からの攻撃を聞くのみであつて、未だ全作業機構の上に影響を受くるに至らず、年々合理的な進展を續け得るのである。此の點、われわれとしては深く社會に謝する所が無ければなるまい。

けれ共作業の進展今日の如く著しきに於ては、早晩民業壓迫の聲の高まること必然であつて、われわれは其の時に備へて今日より、イタリヤの如く官用主義の基礎に立つ作業委員會の設置を急がなければならぬであらう。

作業增收の趨勢は恐らく今後持續せられることであらう。之は一面喜ぶ可きことではあるが、又同時に、叙上の諸點に對する留意を忘らぬことに依つて、增收をして眞の意味の增收たらしむ可き義務がわれわれの上に課せられて居ることを忘れてはならぬ。

昭和十二年四月二十四日

中尾文策

作業統制の目標

——作業統制協議會に於ける訓示——

瀧川秀雄

本日玆に作業統制に關係ある各官を召集して作業統制協議會を開催するに當り一言所懷を述ぶること得るを欣幸と致します。

刑務作業の成績は各位不斷の御努力に依り逐年發展を續けて來たのでありますが、昨年度の調定額は遂に一千三十四萬圓と言ふ眞に喜ぶべき數字を示すに至つたのであります。これ一に各所職員の貴き努力の結晶でありまして深き敬意を表する次第であります。

統制作業は年々增加の傾向に在りますが昨年度中の成行として注意すべきものが二ありまず。一は遞信協會の被服でありますが之は遺憾乍ら先方本部と支部との意見不一致の爲め、統制の範圍を縮少せられ現在では僅かに札幌と名古屋とのみが之に加入し註文を受くることを得ました。然し此の狀態は當初の計畫から見ますと甚だ遺憾なことでありますから、各位は各所在支部と折衝理解を得るに努め統制範圍の擴大に付き一段の御努力あらんことを希望致します。其の二は新に兵器本廠を中心とする統制範圍が出來たことでありまして、東京外六支廠

所在地分の註文を一括して小菅が統制をすることゝ成りましたが、本年度は早くも約十萬圓の註文を引受け尚續々其の註文がある豫定で、相當有望の如く思はれるのであります。

最近特に活氣を呈して居るものは申す迄もなく木工作業でありまして、統制作業として動員せられること最も多かつたものは木工の技能者であります。然るに御承知の如く木工の技能者は各所共に最も不足を告げて居りますのみならず、此の種の技能者は短期間を以て養成することが困難な事情もありますから、今後軍事豫算增加に伴ひ益々木工作業の註文が殺到する傾向あるに鑑み、切實に其の對策を講ずるの必要があると考へられるのであります。當局は取り敢へず之に備へて小菅、大阪の二刑務所に常置の木工訓練所を設け、之に各一名の技術者を指導員として配置し、以て年々約百五十名の技能者を養成することゝ致したのであります。しかしながら今日の狀態に於ては到底之のみを以て充分なりとすることは出來ませんから、各位の御手許に於て可能なる限り、適當なる手段を講じ、以て技能者の訓練養成に努められ度いのであります。特に之に付ては受刑者の適性考査を行ひ、木工適格者の發見に努めらるゝことが必要と考へます。

技能者不足に對處する一の方法として工場施設の機械化が考へられます。今後は此の點に付て研究を進めて戴き度いのであります。從來は就業費豫算並に回收率の關係上、可及的器具機械の購入は之を差控へる方針に出たのでありますが、最早斯くの如き消極的態度を以て臨むことは相當ならずと考へられますので、豫算上差繰の出來る範圍に於て機械の設置を行ひ度いと思ひますから、各統制刑務所に於かれては適宜工場設備の充實を計畫せられんことを希望致します。例之機械鋸、同鉋の設備に依り此の方面の人工を省くが如きものであります。

尚多年の要望でありました木材乾燥室は幸ひ今年度の豫算に於て三ケ所の通過を見ましたので、小菅、大阪、福岡の各所に之を設置することに致しました。其向に對してはかねて通牒致して置きました如く、材料の購入、乾燥材の配給等の點に付き今より詳細なる研究あらんことを希望する次第であります。此の乾燥室に付きては其の實際の成績を見たる上、更に之を增設し度き希望を持つて居るのであります。

作業の合理的經營と言ふことに付ては各位は常に專心研究中のことゝ思ひますが、今や刑務作業が收入額一千萬圓と云ふが如く宛然たる一大企業と成つた際におきましては、一層冗費を省き能率を增進し極力生產費を輕減するの方法が講ぜらるゝ必要があること論を俟たないのであります。最近經濟界の變動に連れて物價騰貴の勢やまず、其の結果は作業經營の上にも種種影響を來して居る事でありますが、各位はさぞかしや素品の購入に付き困難を經驗せられつゝあるのでありませう。特に統制刑務所としましては、ブロック作業素品の大量購買を爲す關係上、更に其の困難と苦心とが倍加して居ることゝ考へます。之に對しては各位はもとより更に部下職員をして經濟事情の研究を行ひ、地方官廳商工會議所等適宜の關係機關と連絡をとり、物價の變動經濟界の消長等に付き認識を高め、終始其處置を誤まらざるの用意あらんことを希望致します。

統制作業の運用に付ては管内各刑務所との連絡協調を緊密ならしむる爲め一層の御努力を願ひ度いのであります。事の宜を制せんが爲め實際に卽したる處の統制なのであります。從つて統制に關する官制の有無等は些末の事であります。統制刑務所と被統制刑務所との間に存する微妙なる關係に付いては、相互に於て充分愼重考慮し、且つ互讓の態度を以て圓滿適切なる協調を計られんことを切望致します。各位は勿論之に付き終始心を碎いて居られることゝ想像致しますが、私は次の點に關し御注意を促し度いのであります。

イ、統制刑務所は自己の受けたる註文を直ちに取つて被統制刑務所に押付けがましき割當を爲し、被統制刑務所の受けたる註文又は援助の申込は兎角に快く引受を爲さずといふ聲を往々耳にする事があるのであります。勿論之は稀なる事例に過ぎないとは思ひますが、萬一にも此の樣な氣持が被統制刑務所の間に生ずるに於ては到底統制の實を擧げることは出來ない譯で、統制刑務所は慈母の心を以て緣の下の力持をする事に依つて善美なる結果は得らるゝと思ひますから、斯る事の無きは勿論、苟も其の疑ひを生ずるの餘地の無い樣御注意あらんことを切望致します。統制刑務所は寧ろあらゆる機會を捉へて被統制刑務所の支援者となり自己の功を之に讓るの用意と態度とを必要とするのでありませう。

ロ、突如として大量の註文を受くれば急遽之を各刑務所へ配付すると言ふことはブロック作業の中に屢々見受くる所でありますが、斯くては素品並に技能者等に付き殆ど何等の準備もない小刑務所をして徒らに狼狽せしめ、延いては一般作業に影響を與へ其能率を低下

せしむるのみならず、準備不足の爲め屢々納期遲延の原因と成る事は旣に各位の熟知せらるゝ如くであります。勿論大量註文の發せられる場合、常に之を豫知すると言ふが如きは到底期待し得可き性質のものではありませんが、平素重要なる註文先には絕えず係員を派遣する等、適宜の方法を講じて連絡を緊密ならしめ置き、以て可及的事前の準備を爲し得る餘裕を作ることに努力する事が必要であります。

ハ、製品納期の確守に付ては從來機會ある毎に之が注意を喚起して來たのでありますが、猶遺憾乍ら此の點は未だ十分行屆いては居らない樣であります。抑々納期を嚴守して苟も違約せざることは官廳の事業である以上今更言ふ迄もなく當然のことでありまして、若し不幸にして之が守られない場合には刑務作業の信用を失墜せしむるは勿論、延いて行刑全體に對する同情と支持とを失ふの結果と成るのでありますから、各位は是非共特に此の點に留意し、少く共ブロック作業に於ては絕對に納期を嚴守せられ度いのであります。其の爲には註文の引受けに際しては仕事の難易能力の如何、期間の長短等を篤と考慮したる上の仕事の進行狀態に注意を拂ひ、常に密接なる連絡を保つ必要があるのであります。最近某刑務所に於て極端に仕事の完成が遲延したるものがありましたが、之には單に被統制刑務所に遲滯あるのみならず、統制刑務所の側に於ても連絡を怠り材料の配給を滿足に行はなかつたといふ失態を思はざるを得ないのであります。作業統制の實施以來旣に數年の

經驗を經て居るのでありますから、如何にすれば納期の嚴守が可能なりやと言ふことに付ては最早各位の充分に熟知せらるゝ所と存ずるのであります。從つて此の點に付いては之以上立入つてお話することは致しませんが、要するに私は納期の嚴守は刑務作業の生命であると申し度いのであります。

以上を以て作業に於ける技術的方面の注意を終るのでありますが、斯くの如く技術上の諸點を重んずるとは申すものの、之は決して作業に於ける精神的方面の輕視又は無視を意味するものに非ることは言ふ迄もないことであります。作業成績が向上するとか統制が圓滿に行はれるとか申すことは、單に作業成績の增大夫れのみを眼目とするのではありませぬ。眞の目標は如上の各過程を通じて受刑者の勤勉努力乃至は刑務官緊張の特性を助長し、行刑の目的を達せしめる有力なる素因と成つて居るからであります。若し作業に熱心なるの餘り行刑本來の目的たる精神的方面が閑却せられる場合がありと致しますれば、それは末に走つて本を忘れるものでありますから各位は常に此の行刑の眞精神を把握しつゝ其の範圍に於て作業の進步向上に努力せられんことを切に希望致す次第であります。

累進制度に關する最近の問題 (二)

中尾文策

一 累進制度の消長
二 理論上の問題（以上前出）
三 適用上の問題
イ 自治制（以上本號）
ロ 休暇
ハ スポーツ其の他
ニ 中間刑務所
四 結論

三

以上に於て累進制度少く共累進的處遇はあらゆるカテゴリーの受刑者に對して適用せらるべきものであることを述べ、本制度が理論上の問題として逢着して居る難點に對する考察を行つたのであるが、次にはその適用上の問題がある。卽ち其の適用に際しては如何なる技術を採用し之を如何に實施するかと言ふことである。既に其の精神が明かにせられた以上、適用上の問題は謂はば第二次的のものであつて、次に殘るものは唯其の合目的性の問題であるが、實際上

の論議の跡を見ると、勿論目的其物、精神其物の理解が分れて居るからにも依るであらうが、問題は屢〻單なる技術上の合目的性のそれを超えて論ぜられるのである。

然しわたくしは、既に累進制度の精神を上述の如きものと理解する以上、重ねて此の問題に立入る必要は無いのであるから、何處迄も之を技術上の問題として考察することゝし度い。

適用に關する技術上の問題としても勿論多くのものがある。本稿に於てわたくしが觸れやうとするものゝ外にも、累進制度の根本問題としての受刑者の分類方法、行刑成績の評價方法等の問題があり、之等も累進制度の施行上頗る重要なる意義を有するものであることは疑ひが無い。けれ共、現在累進制度なるものに關し殆ど其の存廢を決するかに甚しく論議せられて居るところのものは之等の外にあるのであるから、玆には、唯、現在に於て問題とせられて居るものにのみ述べる。

付てのみ述べる。

1 自治

受刑者をして其の生活中、刑務官の干渉を除くことに依り自ら律し自ら治むる範圍を持たしめると言ふこと、即ち自治の生活を許容すると言ふことは「行刑教化の最貴重且最適當の手段」と考へられて來た。(一)

自治制の思想と實踐とは行刑上比較的新しいものである。而して其の最近のものとしてはわれわれは有名なるオスボーンの失敗の跡を知つて居るが、其の後此の思想は次第に其の眞價を認識せられるに至り、最近に於ては大小さまざまの程度に於て、ロシヤ、ブロイセン、チューリンゲン等に於て之を許して居たのである。我國にも亦數年來一種の自治制の精神がさゝやかながらも行刑の上に實施せられて居るものと言ふことを得やう。

之を突如として最も大膽且つ廣範圍に許容したものはソヴィエット・ロシヤである。(二) ロシヤは行刑の本法たる勞働改善法の中に於ては單に累進處遇を規定するのみであつて特に自治制を認めては居ないのであるが、別に一九一八年に發布した自治に關する法令がある由であり、漸次之が國内一般に普及して實施せられるに至つたとのことである。(三)

ロシヤの自治制に付ては不幸にしてわたくしは之を詳細に傳ふる文獻を手にしない。唯、前掲フォン・ケルバーの敍ぶる所によつて之を推察するならば、それは極めて大膽奔放なものであつて、之を其の行刑の背景を爲す所のロシヤの歴史と文化と民度との比較に於て眺めるならば、恐らくは行刑の歴史が有する最左翼的なる自治制であると言ひ得られるのではないかとの印象を受けるのである。(四) 即ち受刑者は自ら戒護し自ら裁判し新聞を發行し演劇を爲して居たのであり、其の内容はかつてオスボーンによりてオーバンに作られた共和國が享受した自由の性質を遙かに超越せるものであつた。(五)

其の後ロシヤは一九三三年の勞働改善法の改正により從來の行刑方法に一大變革を加へ其の機構の全體としては著しい退歩を見せて居る。然しもともと其の自治制は累進制度とは別箇のものとして實施せられて來たのであるから、累進制度の廢止が必ずしも當然に此の自治制の放棄を意味するものではないこと勿論である。けれ共受刑者に對する自由の壓迫を最大限

度に除去しようとする自治制の如き制度が、累進處遇と無關係に行はれたこと自體に於て既に充分批判の餘地があるのであるから、現在ロシヤが其の累進處遇を廢した後も引續き自治制を採用して居ると否とは、行刑上さして參考とす可きものは無いと考へられるのである。

一 C. M. Liepmann, a. a. O. S. 4.

二 もつとも其の當時ウクライナでは中間勞働改善所 Arbeitsübergangshäuser の收容者に自治の權利を與へて居た。Pas:he-Oserski, a. a. O. S. 95 ff.

三 ケルバー前揭書第十五頁。若しケルバーの言ふが如しとするならばオスボーンによつて行刑に自治が試みられて後僅々數年にして早くもロシヤがその文化を無視して之を實施しようとしたことが奇怪であるのみならず、斯くの如き行刑の根本に關することが其の後（一九二四年）に出來た勞働改善法の中に規定せられぬことは更にその奇怪さを二重にするものと言はなければならない。

四 然も「唯例外的の場合に限り、監獄當局吏員が之を裁判するに過ぎない」。ケルバー第十四頁。

五 一方は極端に進歩的な國民に充たされたアメリカであるが他方は極端に自由を制限せられて來たロシヤであり、一方は收容者の一部即ち共和國にのみ自治を許したが他方では全收容者に對し無選擇に之を許したと言ふ著しい差がある。共和國のことに付ては Liepmann, a. a. O. S. 56. ff.

自治制を累進制度と關聯せしめて實施したものは一九二九年のプロイセン累進處遇令であつた。プロイセンの處遇令は「受刑者に對して階級の昇進に應じて責任を負擔せしめ、また責任に應じて權利を附與し」さらに「拘禁中に於けるその運命と釋放後に於ける立身の開拓につい

て一段の工夫を爲さしめる」(六)ことを以て共の處遇の主要なる內容となし、其の具體的なる實施方法として自治を許したのである。即ち第二級(中級)(七)では、其の所屬員をして組長を選出せしめ、其の組長の統率の下に休憩時間、會食、集會其の他日常生活に於ける清潔と秩序とを自らの責任を以て保持せしめ、相互間に生ずる輕微なる紛爭は組長をして處理せしめ、斯くして「自治の精神を諒解せしめ」ようとし、第三級(最上級)(八)に於ては更に之を擴張して、刑務所の監視は第二次間接的のものと成ることを理想として居たのである。(九)

我が國の累進制度も極めて微か乍らも自治制の精神を上級者に於て生かすことに努めた。即ち第二級以上の受刑者より用辨者を選出せしめて工場の整頓を爲さしめ(處遇令第三十三條)第一級者からは代表者を互選せしめて、其の團體の統制に當らしめ、(同第三十七條)或程度に於ける自主的團體生活の可能を許して居るのである(同第三十五條)尙少年刑務所に於ては、行刑累進處遇令の實施以前より、累進處遇の上級者に對し意識的に自治制が許されて居たのである。(十一)

六 森山武市郎氏著「最新累進處遇法」(昭和六年)第一二頁。

七 プロイセンの累進處遇法では階級は三つに分れ、一級(考査級)二級(改善級)三級(釋放級)の順序に累進することに成つて居た。

八 プロイセン階級處遇令第三十四條。

九 同前第五十九條。

十 Union für Recht und Freiheit, a. a. O. S. 63.

十一　佳江敬義氏「わが國に於ける累進制」（行刑論集昭和五年）第四三八頁以下參照。

然るに今日では、自治制は一般に強く反對をせられて居る有樣である。而して自治制が最も多く批判の矢面に立つたのは、言ふ迄も無くベルリン會議に於てであつた。かつて數ケ國が實施し、希望の多い將來の行刑技術として注目を惹いて居た此の自治制が、當時既に廢止の運命に置かれ、更に之に對する痛烈なる非難が口にせられたにも係らず積極的に其の思想を擁護する議論の無かつたことは、數年前の空氣に比較して如何にも寂しい感じを抱かせるものであつた。

當初より斷乎として自治制を排斥せるものはイタリヤの新刑務法であつた、同刑務法は後述するが如く中間刑務所の如きものを設けて居る程、處遇の緩和と言ふことに付き熱心であるが、獨り自治制に對しては最も明白なる反對の意志を表明して居るのであり、此の意見は最近に至る迄放棄せられるに至らず、現にベルリン會議で最も强硬なる態度を以て之を排斥したのはイタリヤであつた位である。ドイツも亦有力なる反對國であることは言ふ迄も無い。今次に其の反對意見の論據を檢討するであらう。

其の第一は國家が受刑者に對する支配權を自ら放棄することは刑罰權の法律上の性質に反するものであるとする法理論に基くものであるが、之に對する批判は既に前述した所であるから茲には重ねて說くことをしない。(十二)要するに之は謂れなき獨斷である。

第二は、實驗上自治制は決して受刑者に對する敎化的價値 valeur rédeucative を有せるものであつて、一度之を許容した國家も流血の慘事の犧牲を拂ふことにより辛うじてもとの支配權を取返す狀態であるとする。(十三)

此の、經驗上自治制は成功して居ないとする議論は或程度に於て眞實である。然しそれは、單に從來の經驗が事實としてさうであつたと言ふ丈けのことであつて、失敗の因果關係其物に關する具體的說明の無い限り、依然、その失敗は、試みの失敗であつて思想の失敗ではなかつた(十四)と言はなければならないであらう。

第三は、社會に於ける普通の法律を以て制御し得ざりし受刑者に對し國家が手を引くと言ふことは誤りであるとする。(十五)卽ち受刑者に自治を許すと言ふことはとりも直さず刑務所の紊亂に付き最良の條件を供給することであり、而して自治制に於て目標とせられて居る所の受刑者に於ける責任觀念の喚起と言ふが如きことは、之を他の方法例へば刑務所長に廣大なる權限を附與して、模範囚に自由を與ふることを可能ならしむるが如きことに依り充分に其の目的を達し得るものであると主張する。(十六)

けれ共、先づ、自らの責任に於て合法生活を營み得ざりし者に對し漸次輕微なる責任生活の訓練を重ねて行つて其の能力を養成することは、抑〻受刑者の社會復歸を目的とする行刑の立前よりして、極めて當然且つ妥當なる手段であるし、次に、模範囚に自由を增加せしめると言ふことは少く共其の精神に於ては全く自治制と同一の基礎に立つものであつて、其の自由は國家が自ら直接に之を與ふると刑務所長を通じて間接に與ふると其處に何等の區別も無い。

非難の第四は、それが行刑の生命たる刑罰個別化の理想と背馳すると言ふ點に在る。(十七) 即ち受刑者に對する妥當なる處遇は刑務官自らの支配に基く知識の上に立つに非ざれば之を行ひ得ないのであつて、其の支配が受刑者の手に委ねられたのでは到底處遇個別化の目的を達し得ないとする。

けれ共之は自治制に於ては刑務官が直接的にも間接的にも完全に受刑者に對する監督と指揮とを放棄することを前提とするものであつて、もともと斯くの如き方法が自治制の内容として考慮せられて居らぬ以上、此の非難は當らないと云ふ可きである。

次の非難は、あらゆる生活條件に於て實社會に於けるそれとは著しく異り、加ふるに其の構成員たる受刑者自身が何れも犯罪者であるから、之等によつて此の條件の下に組織せられる團體生活に於ては、寧ろ善き結果よりも惡の結果に導かれる可能性が多いと言ふことである。又人は團體精神 Gemeinschaftsgefühl の訓練と言ふことを重要視し其の故に自治制を強調するのであるが、受刑者の犯罪原因は必ずしも此の團體精神の缺乏と言ふが如きことが唯一の原因ではないから、假に自治制が團體精神の訓練に有益なりとするも直ちに之を以て全受刑者に對する處遇方法として採用するを得ないと主張するのである。(十八)

此の議論は受刑者を無選擇無秩序のまゝに團體生活の中に入れる方法が執られる時には確かに成立するであらう。けれ共、ロシヤは別とし、苟も自治制が眞劍に考へられる所では、累進處遇による敎化が進んで一定度以上の社會性を獲得するに至つた上級者を限り、一定の範圍と方法とに依り之が許されるのであるから其の監督にして適切なる限り、決して惡結果に對してのみ其の團體の空氣が走るものとは考へられない。而して團體精神の缺乏以外の原因から犯罪した者の存在することも確かに事實ではあるが、さればとて之を社會から離して長く拘禁生活の不自然さの中に放置したまゝ其の團體精神が破壞せられないとは決して保證し得ないのみでなく、却て其の反對に、拘禁生活のもたらす消極的效果が、彼の持てるものをすら失はしめると言ふ危險が甚だ多いのである。故に、受刑者がその何れのカテゴリーに屬するものたるを問はず、自治制による訓練方法と言ふことは、之を廢止するを得ないものであると言はなければならない。

之に加へて、ナチス的見解の代辯者たるレッシュは、自治制は著しく刑務所内の秩序を紊したとか官吏をして支配者たるの地位から完全に退却せしめ、受刑者は無政府狀態の中に生活するに至つたとかの點を攻擊して居るけれ共、(十九) 斯る非難は自治制の思想其物の負ふ可きものと言ふよりは、寧ろ其の適用の方法に歸せられる可きであることは今更言ふ迄も無い。

十二 本稿前出（第五〇巻第一號）第二二頁

十三 G. Novelli, Règlement des établissement de prévention et de peine du 18 juin 1931 (Recuéil de documents en matière pénale et pénitentiaire, 1932) p. 114.

十四 正木亮氏「アメリカに於ける行刑の重點」（志林第三一巻第九號）第三七頁

十五 Novelli, Rapport, (Actes, Vol. Ⅲ ibid.) p. 91.

十六 Novelli, ibid.

十七 Novelli, Rapport, ibid., p. 91 et suiv.

十八 Schmidt, ibid., p. 118

十九 レッシュ前掲書。第二七二頁。

今更繰返して言ふ迄も無いことであるが、受刑者は其の釋放後の生活に於ては刑務官の指導と干渉とを離れ、自ら其の生治を律し治めて行かなければならないのである。其の自治能力の養成と訓練とを行刑の過程に於て考慮することなく突如として刑務所なる一つの溫室から實社會に放つことは、彼に對し如何計り危險であるかと言ふことは、餘りにも明白である。自治制の實施に反對するものは、刑務所内に於ける官吏と受刑者との間の服從關係と表見的規律の維持と言ふが如き謂はば靜的形式的部分を餘りに重要視して、受刑者の釋放後、社會に於ける彼の自活能力自律能力の訓練と言ふが如き動的實質的部分にさ程迄重要さを認めて居ない憾みがある。

近時の行刑が受刑者に責任觀念を喚起し其の訓練を重要視して居るのは屢前述した所であるが、其の責任觀念なるものは、他動的抽象的訓話の如きものを以てしては到底訓練出來るものではない。それは、實に、ツォイグナーの所謂自己教育 Selbsterziehungsprozess なるものに依つて、はじめて其の目的を達し得るものである。(二十) 何となれば共處には自主的具體的なる價値の體驗Werterlebnis があるからである。私は此の價値の體驗を可能ならしめる爲の不可避的の方法として、自治制の持つ敎化的價値を極めて高く評價す可きものと考へるのである。ただ、其の具

體的な適用に於て自治制なるものが技術上如何樣に考慮し構成せられる可きであるかと言ふことは、充分愼重なる態度を以て研究せられることを必要とするであらう。決して私は、ロシヤの實施した方法は勿論、其の他アメリカやプロイセンに實行せられた方法をさながらに我が國に實施す可きものとは考へないけれ共、さりとて受刑者に價値の體驗を爲さしめることが絶對に必要であるとするならば、今少し彼等、特に累進處遇上の上級者には、自治の範圍を擴げて許容してもよいのではないかと考へる。但し自治制は必ず累進處遇と結合す可きものであつて、累進處遇による漸進的訓練無くして突如として之を許すことは無益なるのみならず寧ろ却て危險である。私はオスボーンの失敗の一因は、其の自治制が累進處遇と無關係に行はれたと言ふ點に在るものと考へるのである。

二十 Zeugner, a. a. O. S. 269.

二十一 Zeugner, a. a. O. シュミットは行刑の眞價は自我の認識 conscience de soi より眞の自己に還る retour sur soi même ところの自力敎育 l'auto-éducation に依りて完成せられるものであることを說いて居る (Schmidt, ibid. p. 111) が斯る行刑論を基礎として前述の如く自治制を排擊することには明瞭な矛盾がある。

明治監獄年譜（二）

辻　敬助

五　明治五年

明治五年の監獄則は先づ其の開巻第一の緒言に於て新獄制の基本精神を闡明し「獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する所以に在らす刑を用ゆるは已むを得さるに出つ、國の爲に害を除く所以なり」となし極めて穩健なる改善主義行刑の採用を宣言して居る。これは司法省が新らしき自由刑制度に對する官民の理解と關心とを昂揚せしめんことを期して特に此の如き緒言を掲ぐるに至つたものと考へられる。全篇興造繋獄懲役、疾病、死亡、處刑、官員、雜則の七項に分かたれ就中監獄の興造設備に關する規程は詳細を極めて居る。これは當時の獄舍は概ね舊藩時代の牢屋敷若は倉庫の類を改造せるものにして其の構造極めて不備不完到底行刑の必要條件を充たすに足るものなく之が改善の急務なるものがあつたからである。而して獄舍の改善に付ては新らしき自由刑の採用に伴ひ範を先進諸國に採らざるべからずとなし主として英國の制に倣ひ之が建築の規準を設けたのである。併らそれは決して單なる英國摸倣ではなかつた。司法省の上表文に於ても「小原重哉等の目撃する所と英人の口授する所とを筆記せし者に基き傍ら諸國の獄制に照し之を我國の成規に比較し風土に因り人情を酌み參互取捨以て編制せし者なり」と具に當時の編纂方針を述べて居る。世に本監獄則を以て英國獄制の飜譯立法なりと批難する者なきに非ざるも大なる誤りであると思ふ。今其の全篇を熟讀するに石川嶋人足寄場及小傳馬町牢屋敷並に溜重病者及幼者を禁ずの制度を多分に採り入れて居るのを見るのである。殊に食料衣衾及工錢の規定は此等舊制を殆ど其まゝ踏襲したものであり、又寛役場及懲治監の

制度の如きも溜及寄場の施設に負ふ所が少くないやうに思はれる。故岡田朝太郎博士は懲治監の制度を愛蘭土の中間監獄の摸倣なりと爲すも何等かの誤りであると思ふ。又前記緒言の如きも寧ろ我國古來の傳統たる仁愛寛恕の精神に基く宣言と見るべきであらう。扨この監獄制の特色として擧ぐべきは

(1) 特に緒言の一編を加へ行刑の本義を闡明し新らしき自由刑は單なる應報に非ずして犯人を匡正敎化するにありとなし吏僚をして其の據る所を明確ならしめたる事

(2) 構造に付ては專ら英國の獄舍建築法に倣ひ將來の獄舍改造の指針たらしむると共に未決監、已決監、男監、女監及病監を別異せる事

(3) 原則として夜間分房制を採用せる事

(4) 處遇に付ては英國の制度を參酌して一種の階級處遇制度を採用せる事、卽ち囚徒の服役に階級を設け一定の期間を經る毎に其の從業を輕減して其の工錢を增加し尙特別の技能を有する者に對しては役業工錢其の他の處遇を厚くせる事

(5) 准流の刑を受けたる者に對して特典減刑の制度を採用せる事。（これ又階級處遇制度の一內容を爲すものである。）

(6) 寛役場を設け癈疾若は身體虛弱者を收容し其の服役を寛宥せる事

(7) 懲治監を設け不良少年に對し父兄の出願に依る收容を認め尙二十歲以下懲治囚にして再犯の虞ある者及脫籍無產復籍し難き者を收容すること、爲せる事

(8) 巡視の制度を設け司法官をして每月數回監獄の巡視を命じたる事

(9) 敎師の職を設け休日每に敎師の講義を聽聞せしむるの規程を置きたる事

六　明治六年

二月　斷獄則例二十六箇條を頒布した。明治三年法廷規則を設け夙に糺問審理の順序等を定むる所ありしも簡に失し、不完全なるのみならず時勢の進運に伴はざるものありとして之を廢止し新に斷獄則例を定めたのである。本則に於ては法廷に於ける階級尊卑の分界を全廢したが未だ訊杖、笞板等の拷具を廢するに至らなかつた。同じく**二月**死刑執行に關する絞罪器械の圖式及執行方法を改めた。新律綱領に定めた絞柱は頗る不完全にして死

刑者の苦惱慘狀名狀すべからざるものあり又往々にして屍體下付後蘇生せし者ある等改良の急務に迫まられたので、曩に小原氏の齎らせる英國絞架圖を基礎とし鍛冶職吉田辰藏をして試作せしめ種々苦心の末遂に完成を見るに至つたのである。今日用ふる所の器械卽ち之である。尙此月太政官達を以て徒場は懲役場に改められ新監獄則は着々實行に移され諸事改良の緒に就かんとせるに四月突如として「御詮議の次第有之に付當分總て從前の通可取計云々」といふ太政官の指令に接せるは返す返すも遺憾である。これは色々複雜せる事情の潛在を思はしめるのであるが、殘こされた文書の上よりせば單に大藏省の强硬なる反對に基くものと認めざるを得ない。同省は事前に打合せなかりし事を難じ且改正に伴ふ經費增加の概算は四十萬圓以上の巨額に上り歲入歲出の目途立たず經濟の基礎崩れ如何とも難致として猛然に反對し遂に朝令暮改の止むなきに至つた譯である。かくて新監獄則は其の萌芽に於て惜しくも踏みにじられ獄制の改良は玆に一大頓挫を來すことゝなつたのである。併ながら司法省は容易に其の志を捨てることが出來なかつた。卽ち經費の增加を伴はざるものは施行差支なしとの見解の下に同じく四月司法省布達を以て「先に當分總て從前の通り可取計旨御布告相成候處其地方に依り禁囚處遇及懲役法のみ施行便利の地に於ては監獄則に依り施行可然事」「尙右施行に於ては別段官費に係らざる樣可致事」と通達する所があつた。これは消極的に監獄則の施行を慫慂せるものにして聊か三百代言的處置なりとの謗りを免れざるも當時の司法當局の苦衷も亦認めざるを得ぬのである。かくて新監獄則は嚴格なる意味に於ては施行を見なかつたのであるが、間もなく改定律令の發布に依り懲役の一般的採用を見懲役場の設備も漸次擴張せられ實際の施設經營は概ね監獄則に準據することゝなつた。これは當時に於ける各懲役場の處遇規程中監獄則を援用せるもの頗る多いのに依つても知らるる所である。加之司法省は飽迄監獄則の精神を尊重し苟くも之に反するが如き伺上申に對しては絕對に之を許可しなかつたのである。殊に其の着實なる改善思想は永く我監獄改良の指導精神となり近代行刑に移行すべき素地が之に依つて漸次培養されて行つたことは異論のない所であらう。六月改定律令三卷を公布し新律綱領と併せ施行することゝなつた。新律の草案成立後外國との交通は日に月に盛となり內政に於ては藩制兵制の改革等あるありて公布當時旣に屢々たる時勢の進運に伴はざるの憾があつた。仍て政府は刑律改正の

急務なるを認め翌四年春早くも之が改正の業に着手し五年七月草案成り越て六年六月漸く上裁を經て玆に頒布を見るに至つたのである。新律綱領制定後社會情勢の變化に鑑み廣く歐米各國の立法をも參酌し且一層寬恕の旨趣に依りて立案せられたのであるが根本の主義に至つては二者相異る處がなかつた。改定律令の改正事項の重なるのは1、笞杖徒流の刑名を改め一體に懲役に換へ有期懲役は總て十八等に分つた。2、懲役十年の上に尙懲役終身の刑を設け其の犯罪持兇器强盜、監守常人盜、謀故殺放火反獄僞造寶貨を除く外罪死に該る者一體に寬宥して此の刑に科することゝした。3、歐米の制に倣ひ逐條制とした。4、刑場を梟場と改め陽戮を廢したる事等である。九月岩倉遣外大使一行の歸朝と共に征韓論は破れ西鄕隆盛を始め副島種臣後藤象二郎板垣退助江藤新平等要路の大官は連袂官を辭した。之が爲に時局は眞に重大なる危局に當面することゝなつた。內亂暗殺一揆等が續出し全國に卷返つた渦卷は大きかつた。六年中に於ける一揆の爲の受刑者は其の數實に十萬人（自由刑以外を含む）を超えた。十一月初めて囚人護送規則を定め囚人護送中に於ける戒護方法等を統一することゝした。これも混沌たる時勢の必要が生んだものと見られる。十二月東京府囚獄（小傳馬町）近火の爲囚人の解放があつたが當時の記錄は散逸して詳細を知るに由ない。

七　明治七年

一月懲役人の父母危篤に及び面會せんことを請願する者あれば、之を許し其囚を父母所在の地に押送するの方法を設けた。これは孝道を重んずる我國としては當然の事であるが當時の刑政が單に歐米摸倣の一途でなかつた事の一つの證左である。同じく一月東京懲役場に於ては差入手續を簡易にした從來囚人への差入は一、六、の定日に限り且町用掛の差添を要したる爲多數の差入人輻輳し五に外見を衒ひ競爭を伴ふの弊あるに鑑み定日外の差入を認め又町用掛差添の不便を除き區戶長の奧印を以て之に、代ふることゝした。これは一見些末な改正の如くであるが著しく家族親戚等の負擔を輕減せるのみならず差入品の自然的減少を伴ひ監獄紀律維持の上にも勘なからず役立つことゝなつたのである。二月元司法卿江藤新平は鄕里佐賀藩の憂國黨と結んで亂を起こしたが間もなく鎭定された。佐賀の獄舍は之が爲兵燹にかゝり建物全部烏有に歸した。四月佐賀臨時裁判所に於て江藤及島の兩人は梟首副嶋義高外十人は斬に處せられ其の他懲役及禁

錮に處せられたる者百五十二人除族（士族の稱を除く刑）の言渡を受けたる者二百三十四人の多きに達した。懲役に處せられたる者は後京都大阪滋賀廣嶋和歌山堺等に分禁した。思想犯分禁の法はこの時より始まるのである。江藤新平は法廷に於て最後まで司法權の獨立を絶叫したと傳へられてゐる。當時の裁判長は元老院幹事の河野敏鎌氏であつた。之れより先き江藤の伊豫國に敗走するや捕吏其の寫眞を證として追跡し遂に縛に就くの已むなきに至つたといはれて居る。明治五年四月彼の司法卿に任ぜらるゝや新に寫眞場を司法省に設け兇犯逮捕に便せしめしが今其の身逆罪を犯して寫眞に依て縛に就く何たる皮肉であらう。**六月**京都府は外役監護者に對し臨時打懲の權を賦與せんことを申請せるも司法省の許す處とならなかつた。**併**ら長期懲役囚は益々增加し殊に再犯囚の如きは仁刑の何たるを解せず且長期の刑に絶望して自暴自棄に陷る者ある等監獄則の正條のみを以てしては到底外役中の秩序維持困難なりし爲同府は十二月再び事情を詳述して打懲權賦與の再申を爲したが再び却下となつた。**併**ながら人智未た開けず無智矇昧の徒多く加ふるに當時の險惡なる世相は獄內にまで反映し各地共逃走騷擾等續出し頗る囚情の整理に苦んだのである。時は少しく前後するのであるが六年六月甲府懲役場に於て囚徒四十四人の反獄あり內三十六人は遂に脫出して市中を徘徊し掠奪殺傷等狼藉の限りをつくし內二十二人は縛に就き斬に處せられた事がある。又六年十二月石川嶋懲役場に於て一少年囚は間頭の壓迫に堪えず寧ろ死するに如かずとなし同房者二人と謀り同囚を絞殺せんとして發覺せることあり、又八年六月德嶋囚獄に於て未決囚十四名共謀し監房內に湯桶差入の際一時に押出し守卒三名を負傷せしめ逃走せることがある。又九年八月名古屋懲役場に於て懲役囚二百四十人共謀して徒黨を組み外圍板柵を破り越獄して數訴と唱へて縣廳に押寄せたるも、警察監獄職員協力して大事に至らず鎭壓することを得た。この鎭壓に際し三等警部一名重傷を負ひ終に死亡するに至つた。此等は今日に於ては殆ど想像し得ざる驚くべき事件で當時の囚情が如何に殺伐の氣風に滿ちて居たかを察するに餘りある。全國の逃走其の他事故件數は統計の據るべきものなく全く不明なるも德嶋の記錄によれば年々三四十名の逃走者を算して居る。この驚くべき計數は專ら囚情の不穩に起因すること勿論であるが當時の獄舍の頗る不完全なりしと戒護力の薄弱なりしことも確に一因であると思はれる。殊に外役中の如きは殆ど無警戒の放任狀態であつ

て甚しきに至つては每朝守卒をして傭家に連行せしめ日沒前に至りて之を集收歸監せしめしが如き事例も少くなかつた。之が爲小田縣山形縣等に於ては遂に和姦强姦酖酌などの怪事件を惹起し其の取扱方に付て司法省の指揮を仰ぐに至つた。文化の普及にも都鄙の懸隔甚しきものありて地方に於ける新しき制度の建設に付ては一層の困難を伴ふのは亦已むを得ざるところであるが如此弛緩したる行刑が存在したことは返す返すも殘念である。同しく**六月**閏刑律中禁錮は禁獄に改められ禁錮の刑を受くる者を其の家に幽閉するの制を廢し監獄に拘禁することゝなつた。勿論地方に於てはまだ獄舍の備はらざるものあり當分其の家に置くことを許した（明治十三年の刑法は禁錮と禁獄の兩刑を置いた）**七月**岩倉右大臣を襲へる武市熊吉外八名の高知縣士族は斬に處せられた。西鄕等の野に下るや岩倉、大久保、木戸等新政府の主腦となりて歐化主義本位の新政を布くと共に不平分子を抑へ國論の統一を圖つた。武市等は此の情勢に憤激して岩倉の暗殺を企て赤阪喰違見附に其の退廳を待受け要擊し岩倉の傷いて濠に落つるや死亡と見て引き揚げ後縛に就いたのである**九月**囚人賄料は八年一月より貫籍の有無を論ぜず官費支給と改め禁獄人に限り自辨せしむることゝした。

囚人賄料官費の問題は多年の懸案であつて明治二年一旦有籍無籍士農工商全部官費としたが間もなく有籍を自辨とし其後又改めて各地方從前の仕來りに任かせ後更に無罪に歸する者は有籍と雖も官費支給を命ずる等幾多の變遷を經て漸く此の決定を見たのである。財政困難國費多端の大藏省が此の結論に達するには容易でなかつたと思はれる**十一月**司法省及各裁判所所屬の監倉を除くの外全國の未已決兩監の事務を內務省の統轄に移し同省第一局第一課に於て之を司掌することゝした。これは內務省の設置警保寮の內務省移管警視廳の設置等と共に警保助、川路利良の建白に基いたものといはれて居る。氏は內務卿大久保參議の信賴最も篤く七年一月擢でられて大警視に任じ我國警察制度の確立に非凡なる手腕を發揮したことは著聞する所である。**十二月**鍛冶橋內監倉の增築が竣工した。これは同年七月前囚獄權正小原重哉氏（當時明法官）の建言に基き當時激增せる未決囚の拘禁緩和と雜居拘禁の弊害を除かんとして急遽築造したのである。十字型重層の新式獄舍にして法を歐米に採りたる嚆矢である。中央及四隅の天井には玻璃燈をかけ燈火を點じ人目を惹いた。國學院編纂の法制論纂續編などには監倉の竣工を八年十一月として居るが誤りである。

八　明治八年

一月初めて囚人給與規則を定めた。前年七月囚人賄料官給の原則確立し之が給與の統一を圖るの必要があつたので大體明治五年の監獄則に準據して之を定めたのである。

内務省取調囚人費用官費概算（大政官へ伺書ノ一部）

○已決一囚一年ノ積

一金十六圓七十九錢	第一則	飲食
一金六錢但一ヶ年五度分	第一則中常食ノ外加給	同上
一金五圓七十八錢五厘	第二則	衣服
一金二圓十一錢	第三則	臥具
一金五十錢	第四則	浴湯
一金三圓六十五錢	第五則	雜費
合計二十八圓八十八錢五厘	一ヶ年經費	
但一ヶ月割金二圓四十錢七厘餘		
一日割金八錢二厘餘		

此内譯　三錢三厘　平均五合代兩別一斗五升替　此内譯

一錢三厘　鹽茶代

一錢一厘三六九八餘　浴湯雜費共

二錢四厘六三〇二　衣服臥具及祝日加給等ノ割合

明治六年七月大藏省調査　各府縣當時現在の囚人及現行の經費高（專ラ罪囚所遇諸費ヲ摘算シタルモノ

○未決一囚一年ノ積

一金十三圓五十錢五厘	同上	
一金六錢同上	同上	
一金二圓八十一錢	同上	
一金二圓十一錢	同上	
一金二十五錢	同上	
一金二圓五十五錢五厘	同上	
合計二十一圓二十九錢	同上	
但一ヶ月割金一圓七十七錢四厘一六六		
一日割金五錢八厘三二八九		

二錢七厘　平均四合代　同上

一錢　同上

七錢七厘　同上

一錢三厘六餘　同上

ニシテ獄舍營繕及職員ノ俸給並ニ看守所炊室等ノ諸器械費ハ算入セサルモノ）

三府六十縣已決未決兩囚人員並經費高概算

一人員一萬四千八百三十九人六分　兩囚總高　一、經費金三十七萬五千九百二十一圓十一錢三厘　同上

内

人員九千二百四十六人六分　已決囚徒　金二十五萬三千三百三十三圓七十三錢九厘　同上經費

但一囚一日七錢六厘一〇四一六、一箇月二圓二十八錢三厘一二五、一箇年二十七圓三十九錢七厘五

人員五千五百九十三人　未決囚徒　金十二萬二千五百八十七圓三十七錢四厘　同上經費

但一囚一日六錢〇八三三三三、一箇月一圓八十二錢六厘五、一箇年二十一圓九十一錢八厘

同じく**一月**新聞紙の差入を禁じた。これより先き政府は新聞紙は文明の利器なりとして寧ろ之を奬勵し獄内差入なども許したのであるが昨年以來勃興せる民選議院論は社會人心に絶大なる衝動を與へ新聞雜誌の類亦反政府熱の鼓吹に努めたる爲政府は周章狼狽して遂に新に新聞條例並に讒謗律を布くの已むなきに至つた。此の條令に眞先に觸れて投獄されたのは東京曙新聞の末廣重恭（後大日本學術協會評議員となる）で爾來政府の言論壓迫はいよいよ苛酷を加へ明治八年より同十年に至る間石川嶋懲役署に收容せられたる新聞人は實に六十五名の多きに達した。此の如き時勢であつたから新聞紙の差入を禁止することは取締上蓋し已むを得ざるの措置であつたと思はれる。**三月**大教院の懲役場設教を神佛教徒一部の集合所たる中教院の自治に委することゝなつた。これは國民教化運動の中樞機關たる大教院が布教機關たることは各方面の批難があつたからである。眞宗兩派の囚徒說教への進出が顯著となつたのは此の頃からである。尙此月婦女の罪囚に棒鎖を用ふることを禁じ監獄則闇室の條に依り處分することゝなつた。女權尊重思想が漸次擡頭して來て居ることが看取される。東京女子師範學校創建に付き皇后陛下より奬勵金五千圓の御下賜のあつたのも此の頃である。**四月**立憲政體樹立に關する御詔勅ありて立法機關として元老院を置き同時に司法權の獨立を鞏固ならしむる爲大審院を置いた。次いで**五月**司法裁利所を廢して上等裁判所を東京、大阪、長崎、福嶋の四箇所に置き尙訴訟上告手續を定め且大審院及各裁判所職制並に司

法省職制及檢事職制を布告した。玆に於てか裁判所は完全に司法省より分獨離立することゝなり三權分立の制漸く其の緒に著いたのである。同じく**五月**囚人護送途中賄料並に禁獄囚賄料をも官給となし監獄の經費は總て官費を以て支辨する事となり獄制の面目は大に改めらるゝに至つた。尙**此月**囚獄移轉の目的を以て市ヶ谷谷町板倉濱邸跡に監獄則に則つた新式木造獄舍が竣工した。この小傳馬町囚獄の移轉は幕政時代からの懸案で元治元年濱町の本多肥後守の屋敷跡に移築の議決し既に地所割等を開始したが見合せとなつた沿革などもあるが其後明治三年十一月準流法の採用に依り石川嶋徒場及囚獄の繫囚常に充滿し强暴の徒屢々越獄を謀り羸弱の者往々病に斃るゝの實狀に鑑み司法省は堅牢なる獄舍を新築し以て此等の缺陷を除かんとし五年三月本郷加賀藩邸に監獄建設の認可を得已決囚を驅て纂造の役に當らしめたが六年五月に至りて文部省の大學建設用地とて之を交付するの已むを得ざるに至り更に地を市谷に相し七年一月工を起こし此月漸く落成を見、同時に小傳馬町囚獄の禁囚を新監に移し舊監を以て一時懲役囚の病監に當てた。**九**月市谷囚獄内病監增築成り小傳馬町の臨時病監を廢し又同時に淺草溜を廢止した。小傳馬町の舊監は其後九年二月より**四**月に至る間假懲治監として淫賣罰金不納者の拘置に當てたが幾くならずして廢毀された。其跡は今は立派な問屋街になつてゐるが刑場跡の大安樂寺前には六道能化の地藏尊が祭られて居る。同じく**九月**懲役人の父母兄弟妻子より其の寫眞の差入を請ふ時は之を許した。これは當時寫眞がかなり一般的なものとなつた爲であるが一面又囚人教化の事が漸次重ぜられて行くことを示すものである。**十二月**市谷囚獄及石川嶋懲治場を警視廳に屬せしむることゝなつた。これは當時囚情不穩にして破囚脫監を企圖する者尠からず又鬪毆殺傷或は自殺を謀る等の事故頻出し東京府は到底之を管理するに堪えずとして移管を稟請したのである。これなども當時の囚情を知る好資料である。

九　明治九年

一月警視廳は獄政の刷新を圖らんとし先以て管內囚獄及懲治場職員の大更迭を斷行した。東京府よりの移管理由が專ら事故防止にあつたのであるから職員の陣容は根本的に建て直され殆ど全部警察官を以て置き換へられたのである。當時に於ける市谷囚獄の職員配置は左の如くであつた。

九等大警部	十二等出仕	十五等警部補	巡査	等外	醫師	小使	抱人足	行刑人足埋葬扱人	計
一	一	四	三五	四	五	四七	四一	一一	一四八

備考　九月三日小使を獄丁と改稱し十四年四月に押丁と改む

二月司法省周圍內の監倉及各裁判所所屬の監倉を內務省の總轄に移し東京は警視廳地方は其の所在地の使府縣に司管せしめた。これは川路大警視の多年の主張であつて八年一月警視廳は內務省に對し裁判官の監倉を主管するの失當を上陳し遂に政府を容るゝ所となつたのである。尙監倉の取締に付ては司法省は監倉取締規則を定むるの意嚮であつたが太政官は監獄則に照依し特に不都合の廉は司法省と協議の上處置すべきを命じた。當時監倉は司法本省の外京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、函館、新潟、埼玉、熊本、茨城、千葉、栃木、山梨、足柄、及佐賀の十六ケ所であつた。一ヶ年監倉費概算は六萬五千餘圓であつた。又本省監倉課職員は判任官十人醫官四人等外守卒六十人の大世帶であつたが其他大阪守卒十五人を最多て囚として多くは數名を出でなかつた。尙**此月**警視廳は初め人押解馬車(護送馬車)を設け逃走に備へ兼て戒護職員を節した。**三月**警視廳は在監人敎授方假規則を定め石川嶋懲役署に於ては舊病監を假學校とし判任官一名等外一名を以て學務を兼任せしめ各監中品行善良の者十二名を撰び敎授と爲し、一人に付生徒五名を付した。生徒は初年囚に限り工役を減じ每日正午より三時迄の間に於て讀書習字算術を敎授した。石川嶋に於ては既に明治五年六月少年に對し半日勞役半日就學せしめた事實があるが、組織的な敎育を始めたのは之を以て初めとするである。其後地方に於ても之に倣ふものが續出した。**四月**書籍の差入は遊戲猥褻に涉る書籍を除くの外之を許した。新律綱領改定律例の購入なども許され書籍の差入は比較的自由に認められたが未決者に付ては裁判審理に關係ありとして書目の提出を命じた。書籍差入の最初に認められたのは五年七月で準流人に對して特に許されたのであるが漸次一般に押し擴められて來たのである。これ等は囚人敎化思想の擡頭と見るべきであるが一面又敎育の普及國民の精神生活向上の然らしむる所であると解する事も出來

る。**六月**太政官布告を以て口供甘結の制を廢し罪を斷ずるには證に據らしめた。これは勿論拷問を廢止するの主旨であつたが其の完全に廢止を見たのは十年十月である。**七月**内務省は獄事計表編製手續を定めた。これは實に監獄統計の濫觴ともいふべきものであつて囚員統計作業統計官署經費を年二回報告せしむることゝしたのである。現在する全國的な監獄統計表としては明治十二年の内務省監獄局第一回監獄統計年報最も古く九年及十年の統計は傳らない。西南戰爭の影響を受けて完成するに至らなかつたといはれて居る。**八月**米國人宣教師ジョン・シーベリー氏は大久保内務卿に對し大阪神戸兩獄舍視察報告書を提出した。氏は明治六年神戸の獄舍に於て脚氣病治療に關與せることあり之が機緣となりて大久保内務卿より關西各地の獄舍視察の囑託を受け其の視察の結果を報告せるもの即ちこれである。本書は大阪神戸兩獄舍の實狀を赤裸々に批判し其の改良を要すべき點は歐米各國の規程學說等を引用する等詳細を極めた。この直截なる意見はいたく大久保卿を動かし内務省は直に之を印刷に付して全國各府縣にに配布し其の實行し得べきものは速に實行に移し然らざるものと雖も監獄の資料たらしむべき事を命じた。全編七十三綱目宛然たる監獄改良論にして共重なる改良意見は、中央總轄官吏の設置、犯人分類法の改正、出獄人保護施設、苛酷なる懲罰の廢止、行刑官吏の養成、專任敎誨師配置の必要等である。**九月**内務省は懲役受刑者增加に伴ふ作業對策として鑛山作業の擴張を圖るが爲各府縣監獄の共同作業の計畫を立て他管出役條例を定めん事を稟申したが太政官は該條例の公布を留保し必要の都度條例に照準して指令すべき旨を命じた。當時に於ける監獄作業は未だ極めて幼稚にして該條令稟申理由にも「方今各地方に於て既決囚人工役の方法また振興に至らす或は工業なくして徒に獄内に坐食せしめ僅々衣食費をも償ふ能はざるの向尠からずと述べ具に其の經營の困難なるを訴へて居る。**十月**警視廳は懲役十年以下の囚人をして靴工等の民間工場に出役せしむる事を稟申し其の許可を得た。石川嶋懲役署の如きは謂はゞ寬政以來の老舖であつて比較的好條件に惠まれあるに拘らず出役の條件を三年以下より十年以下に擴張し且戒護上極めて不便なる民間工場への出役を餘儀なくされた事は各監獄が如何に作業經營に困難を極めたかを物語るものである。同じく**十月**熊本に神風連、筑前に秋月の騷亂が勃發した。前兵部大輔前原一誠亦新政を喜ばず官を辭して鄕里萩に在り熊本の變を聞いて徒黨を糾合したが共に間もなく平定した。**十一月**司法卿大木喬任を西海に派し賊徒の罪を處斷せしめた。萩、福岡、熊本に各臨時裁判所を設け前原一誠以下十一人を斬に處し其の餘黨各罪せられた。

横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行（下）

白倉戒護課長　私は戒護關係の立場から觀察した行刑成績について卒直に申し上げて見やうと存じます。即ち主として、行狀、言動並に紀律に關する事柄についてゞあります。元來騷擾罪といつたやうな直接行動を敢てした多くの受刑者について觀察しまするに、とかく一かどの義民氣取りでゐるものが多いやうに見受けられるのであります。オレ達の行動は、村の公益のためにやつたものである、一身を賭して自ら農民大衆の犧牲となつたものである、といつた氣持が多分に働いてゐるやうに思はれるのであります。ですから同囚等に對しても、何かにつけてこの氣持があるので、オレ達は御前達のやうな掏摸や竊盜の犯人とは違ふんだ、見損つてはいかんぞといつた言はゞ一種の誇りのやうなものをさへ、折に觸れて口吻にも洩らし、又態度にも現はすといふものが多いのです。否、啻に同囚に對してのみでなく、官吏に對しても、さういつた氣持を、チラ〳〵と顏色や態度に示すのです。右は騷擾罪等で入所するものには大抵共通的に見られる現象なのですから、從つて本件關係の五名のものも或はさうした手合ではなからうかと、當初多少の懸念を有つてゐたのでありますが、入所後の言動を見まするに、さういつた點は毫末もなく、いかにも農村の若者らしく、朴訥、慇懃、且つ眞率で、「オレ達は」といつた氣負つた度度は少しも見られません。裁判に對しても、その嚴正、公平なることに感謝こそしてゐますが、多少なり不滿を抱いてゐるといふやうな樣子は少しもありません。何れも自己の修養が乏しくして、思慮分別の足り

なかつたといふことを深くも自覺反省してゐるやうに見受けます。要するに、五名のもの〻行刑成績は、すべての點に於て他囚の模範となるものと認められる〻のでありまして、私共としても、從來他の同種類の受刑者を取扱つた經驗から見まして、窃かに感心させられてゐるやうな次第であります。從つて階級は五名共目下一級に編入されてゐます。一級といふのは申すまでもなく、累進處遇令による階級の最上級でありまして、この級に編入されたものは、社會復歸の一歩手前に置かれたものとして、社會復歸に準備するための十分なる訓練を日常受けつ〻あるのであります。その他五名のもの何れも賞遇を受け賞表を附與されてゐますが、特に構内の消防夫に指定されてゐます等の點は、かれ等の行刑成績がいかに良好であるかを物語るものであります。凡そ賞遇を受ける受刑者は、入所以來行狀善良にして作業に勉勵し、又改悛の情顯著にして他囚の模範となるべきものに限られてゐるのであります。賞表を附するには少くとも一ケ年間の審査期間を存してその間最も愼重に審査し、その上刑務官會議の決議に基いて附與するといふことになつてゐるのでありまして、輕々しくは出來ないのであります。更に消防夫として指定するのは、受刑後三ケ月を經過し、逃走の虞が絶對にないといふものについて、詮衡の上選定することになつてゐるのでありまして、その逃走の虞が絶對にないと認定するまでには、そのものに對する信用が餘程厚くなければならないわけであります。消防夫といふのは、名の如く、火災その他の天災事變に際し、消防その他應急の用務に就かしむるものでありますから、多少でも逃走の懸念のあるものとか、その他無暗のものは指定出來ないわけです。ですから消防夫として指定される程のものは、行刑成績が非常に優秀であることを示すもので、從つて受刑者として甚だ名譽のことであるといふことが出來るのであります。當刑務所に收容されてゐる受刑者中、消防夫に指定されてゐるのは僅に十八名に過ぎないといふ事實に見ても、その間の消息が窺はれることゝ存じます。かやうに本件關係の五名のものは、何れも、右申し述べた一級、賞遇、消防夫とかう三拍子揃つてゐるのでありまして、戒護の立場から見てのかれ等の行刑成績がいかに良好優秀なものであるかといふことが御分りにならうかと存じます。

東委員長　次に作業成績につき湯川技師から御報告を願ひます

湯川技師　仕事の關係上、五名のものを三組に分けて御話し申し上げます。先づ○○○○、○○○○、○○○○の三名を一緒にして申し上げますが、この三名は何れも目下耕耘に働いてをります。生來農家の子弟でありますから、耕耘のことは手に入つたものであります。尤も耕耘は他の作業の如くに時間で働くわけではありませんので、從つて數量、科程等果して何れだけの成績を擧げてゐるものか、他の作業のやうにハツキリとはいたしませんが、しかし三名共、何れ劣らず、一人で二人前もの仕事をしてゐることは事實であります。のみならず三名に訊いて見ますと、耕耘の片手間に園藝の方面にも手を出してゐるらしいのです。私共が偶〻細い點に立入つて質問して見ましても、なか〳〵よく心得てゐまして、日頃の研究の程が思はれるのであります。つまり耕耘園藝とも元來が玄人なのですからその智識を役所の仕事に應用してやつてゐるわけでして、成績の惡からう筈はないのです。役所としても、そこを見込んで、さうした仕事をやらせてゐる次第ですが、入所中の成績や熱心さの工合から見ますと、再び社會に出ても、以前にもました立派な腕前と努力とを以て、他の農村青年達をリードして行くことが保證出來るやうに思はれるのであります。次には○○○○でありますが、本名には看病夫をやらせてゐます。本名は上述の三名と同じく農業を本職としてゐるものですのに、何故看病夫をやらせてゐるかと申しますと、この看病夫といふ仕事は、實に非常に六ケしい仕事なのです。從つてこれを選定するには大へんに苦心するのです。といふのは、看病夫は第一に人に對して親切でなければなりませんし、第二には頭の相當働くものでなければ用に足りません。又病氣によつては、接近するだけでもイヤな感じを與へるものがありますが、そこを惡い顏もせず親切に看病してやるには、人柄が餘程よく出來たものでないと一寸勤まりかねるのです。ですから、千何百人もゐる當刑務所でも看病夫を選定するには、醫務所で一ケ月以上も苦心して、あれこれと調査してやつと見つけ出すといつた位のものです。かうした六ケしい仕事を充てがはれた○○○○のことですから、その人となりも略想像出來るといふわけのものですが、やらして見ると果してイヤな顏一つせず、病人に對しては恰も骨肉に對するやうな親切さを以て、人一倍熱心に仕事をやつて退けてゐます。さうした男ですから、社會へ出て何をやらしても立派にやつて行くことゝ思ひます。最後の○○○○は、農業の傍ら指物をやつてゐました關係で、當所では指物工場の雜業夫をやらせてゐますが、

頭もよく、仕事の段取りは申すに及ばず、人を使ふこともなか〳〵上手です。人を使ふには自分が先づ働かなければならないといふことをよく心得てゐて、毎日眞黒になつて働いてゐます。そんなわけで、本名は工場でも模範的人物となつてをり、賞表も附與されてゐます。社會へ出ても立派な指物親方として十分切つて廻はせることゝ目星をつけてゐます。

東委員長　渡邊醫務課長から健康狀態につき御說明願ひます。

渡邊醫務課長　健康診査は、三ケ月目若くは六ケ月目毎にやることになつてゐますが、〇〇の如きは、收容當時體重が四九キロでしたのが、半年後には二キロも增え、翌年十月には五二・五キロとだん〳〵增して來てゐます。その他〇〇の如き、〇〇の如き、何れも體重は增加を示してゐます。五名共健康狀態は良い方で、何れもこれといふ程の病氣に罹つたものはありません。唯〇〇が、六月九日に頭痛がして寢られないと訴へ出たので、鎭靜劑を與へ、三日間程病舍に休養させたり、〇〇が、やはり風邪を引いて、一寸休養させましたが、これも三日間程で治つてしまひました。〇〇には看病夫をやらせてゐますが、元來が農夫なので看病夫としてはどうかと思ひましたが、立派にやつてゐます。なか〳〵親切な男で、七十人程ゐる結核患者を慰安しやうとて、看病の傍ら花などを作つて、病人の枕頭に置いたりしてゐます。草を刈つたり花の手入れをしたり、まことにまめ〳〵しく表裏なく働くので、殆んど監視の必要はありません。要するに健康狀態は何れも良好で、總評乙は一人きりで、他はみな甲です。

東委員長　次には精神狀態の經過並に保護關係等について大村教務課長から御說明を願ひます。

大村教務課長　詳しいことを御話してゐますと餘り長くなりますから、唯この人達の犯時當初の氣持と、現在の氣持だけについて簡單に御話しいたします。第一に、この人達は、事件に對する認識を誤つてゐたといふことを、現在深く反省自覺してゐるやうです。この人達は最初、小田原の方でいよ〳〵水道を引くことになると、水が涸れて村は難儀をする、これは一大事であるとて、昂奮の餘りあゝした直接行動に及んだものでありますが、その後の經過を見ると、卽ち水道がいよ〳〵開通して見ると、結果は豫想とは全く違つて、飲料水や田畑の用水に少しも不足を感じないばかりか、却つて村としては、そのため直接間接に多くの利使を得ることゝなつたといふことを發見し、自分達の行動は、結局認識の不足から來たものでいかにも輕擧妄動であつたといふことを深く自覺してゐます。こゝにこの人達の心境の變化が見られます。第二に、この人達は、國家の機關に對して間違つた考へを有つてゐたといふことをよく自覺してゐるやうです。卽ち最初、水道問題で內務省と神奈川縣廳へ、村の方から反對陳情に出かけたとき、內務省でも神奈川縣廳でも「小田原も君達の村もひとしく日本人の居住地である。それ故當局としては、決して一方を生かし一方を見殺しにするやうなそんな片手落なことはしない。當局は自信を以て許可したのであると」言つたが、それが、當時はこの人達の胸にピンと來なかつたのです。何かそこに偏頗なものがある如くに考へたらしいのです。しかしその後入所していろ〳〵反省して見ますと、自分達の行動の誤つてゐたといふことを悟るにつけ、萬民を一視同仁にみそなはせ給ふ上御一人の廣大無邊の御仁慈といふものがしみ〴〵と感じられて來たらしいのです。これは或は、生けとし生けるものにひとしく惠まるゝ眼に見えぬ神佛の力への憧憬——申さば宗教的に目覺めた心持から來てゐるのではないかと想像されるのですが、とにかくこの一視同仁の聖恩といふことが感じられ始めると、陛下の下に働く國家の機關——內務省や縣廳の言ふことを承服しなかつた自分達は大へんな心得違ひをしてゐたといふことを自覺したらしいのです。そしてそれを自覺し始めると、自分達の氣持も非常に輕くなつたといふことをかれ等は申してゐます。これが第二の心境の變化です。第三には、刑務所といふところが、豫想に反して大さう溫味のあることを發見して、これがこの人達の氣持を非常に和げてゐるやうです。つまり教育刑の有難さを身に沁みて知つたらしいのです。累進處遇令その他の新しい法規の適用も、かれ等に對してはみな活かして用ゐてゐます。例へば、法規の立前からいへば、相當期間を經過した後でなければ、親族以外には一切面會させないといふことになつてゐるのですけれど、かれ等に對しては特にそれを許したのです。一時は敵味方に分れた間柄ではあるが、公的には小田原の當局が面會に來たり、又私的には、被害者までがかれ等を慰問するために面會に來ましたが、快く面會させました。刑務所としてのさうした待遇や又面會に來た人達の好意など、何れもかれ等の胸を強く打つたものらしく、深くも感謝してゐる樣子です。又地元から所長へ宛てゝ、五名のものは何れも日頃農業を本務としてゐるものであるから、出來る

ことなら外役に使つてくれと願ひが出た折など、快くその希望を容れてやつたことなども餘程かれ等に好感を與へたらしいのです。さうした行刑に對する信賴の念が、あの人達の心境の變化を早めたといふことも相當著しいものがあるやうに思はれるのです。次にこの人達が社會へ出ると、どういふ環境に置かれることになるか、それを御話し申し上げませう。先刻小田原町助役からも御話がありましたが、村の方では入所者に義理立てする關係から、最後的の圓滿解決を差控へてゐるやうなわけでありまして、從つて地元その他からも、早く出所出來るやうにとの歎願書が澤山來てをります。つまり地元の方ではこの人達の出所を今か〳〵と待ち構へてゐるのでありまして、從つてこの人達が地元へ歸つたときの環境は至極良好なものと思はれるのであります。又家庭の關係から申しましても、五名のものは何れも家長若くは家長に準ずる人々でありますから、家族のものは、みな一日千秋の思ひでこの人達の歸家を待つてゐるのであります。生活の狀態から申しましても、大部分は中以上の生活を營んでゐるものでありまして、歸家して暮しに困るといふやうなものは一人もございません。私的に被害を受けたものゝ中には、公的な村の問題で、一時は敵味方と分れはしたものゝ、幼時の竹馬の友もあり、別に宿怨があるといふわけではありませんし、それにこの人達が入所したのを非常に氣の毒に思つて、わざ〳〵見舞にもやつて來るといふやうに並々ならぬ心盡しを見せてゐます位ですから、本名達が歸村するに至れば、無論當時のことは水に流して、心から觀迎してくれるものと思ひます。これにこの人達も或時こんな感慨をもらしたことがあります。「元來〇〇〇、〇〇〇〇は、純朴で平和な村だつたのであるが、事件のために人心が荒んで來たといふことを屢〻聞いた、それを聞く度に私達は自分の責任を感じないわけに行かない、私達としてはどうしても一つの信念を有つことが必要であゝ」と、そして入所中、宗教に關する書物なども澤山に讀み、教誨堂でも、眞劍味を面に現しながら、熱心に聽聞してゐるといつた有樣であります。信念といふのはつまり、歸村後は、各自責任の自覺の下に、自分達の努力によつて、是非村の平和を取り戻したいといふことであります。要するに、この人達は元來正義感と責任感の強い人々でありますために、一旦自己の過誤を悟れば、飜然として轉迷開悟し、人一倍善に强くなる人々であります。ですから、出所歸村後は、必ず舊に倍する熱誠を以て、村の平和のために精進努力

することであらうと信じてゐます。ひとり村内の平和ばかりでなく、小田原町との間にも、眞の融合平和を圖るべく努力したいと、かれ等はその僞りなき心胸を披瀝してゐるのであります。右簡單ながら、この人達の現在の心境並に歸村後の環境等につき、御說明申し上げた次第であります。

東委員長　以上で大體、本名達の行刑成績、健康狀態並に現在の心境、保護關係等の事情を盡したこと、存じます。それにつき委員の御方に何か御質問はないでせうか

鹿野委員　保護團體は、五名とも佛教慈德會となつてゐますが、〇〇だけが間接保護となつてゐますね。

大村教務課長　さうです。

鹿野委員　この五名のものに限らず、釋放者はすべて保護團體と關係をつけるのですか。

大村教務課長　さうです。全部保護團體につけます。

鹿野委員　これは委員長への御相談ですが、審査票で見ますと、本人達の教育關係、生育關係の項目の中に、宗教關係のことが見えてないやうですが、これは本人の精神方面の傾向を知るためには相當參考になることゝ思ひますから、せめて備考欄といふやうな場所へでも御書添へになつたらいかゞなものでせうか。

東委員長　さうですね。今後は書き添へることにいたしませう。家の宗教は、本人の信仰狀態とも關係のあることですから、それはいゝことでせう。

海老塚委員　足柄村といふところはどうも民度の低いところで、例へば選擧といふやうな場合でも、ずい分弊害の多い土地です。何かにつけ利益本位でないと動かないといつた風があるのです。先刻來いろ〳〵御話を承り、五名のものは成程同情に値するといたしましても、村の一般の空氣が感心しませんので、その點は御含みになつてゐらるゝ方がよいかと思ひます。餘計なことですが私は偶〻さうした事情を知つてゐますので、一片の老婆心から一寸御注意申し上げておきます。

大村教務課長　地元の人達は、黨派心は相當强いやうですね。それだけに又、團結心も强いやうですね。青年團の人達が面會に見えた折なども、オレ達も入所しなければ義理が惡いなどゝ申してゐました。

鈴木委員　假釋放に附するのは結構だと思ひますが、五名共村の中堅者であり、又大體若い者が多いのですから、假釋放の際は、所長さんからよく、將來吳々も言動を愼むやうにと十分懇切なる御訓示を與へていたゞきた

いと存じます。

東委員長　長まりました。――ところで假釋放の適否並にその時期について御意見があらば御伺ひいたしたいと存じます。

鈴木委員　假釋放の時期は是非一視同仁にしていたゞきたいと存じますが……。

栗原委員　賛成ですね。

鹿野委員　賛成です。

菊樂庶務課長　刑期がちがひますので、同一時期といふことに行きますかどうですか……。

鹿野委員　假釋放は刑期三分の一以上を經過したものといふことになつてゐるんですね。しかし五名のものを見ますと、或は二分の一、若くはそれに近い期間を經過してゐるやうで、まち〳〵になつてゐるやうですが、これはも少し早くは出來なかつたのですか。

菊樂庶務課長　三分の一以上とはなつてゐますが、三分の一で假釋放を許可する場合は、事實餘りないことです。從來の例で見ますと、二分の一以上で許可になつたものが、上申百人について二人、三分の二以上が百人中に六人、四分の三以上が百人について九十二人といふ割合になつてゐます。ですから、例へば一年の刑期としますと、九ケ月以上を經過してから假釋放を許可するのが普通です。今回の五名などはむしろ恩典に屬する方だと思ひます。

栗原委員　釋放者保護事業はとかく評判が好くないやうですが……官僚式で不親切だといふことをよく聞きますが、事實さうなんでせうか。

東委員長　司法省に保護課を置いていろ〳〵骨を折つてゐますが、經費等の點で十分とは行かないやうです。それに警察との關係が六ケしいんですね。釋放者が折角仕事を得ても警察が行つて八ケ間しく調べるのですぐ身許が分つてしまひます。ですから雇主の方でもイヤがるやうになるんですね。これはいつも問題になることなんですが、どうも適當な解決が見つからないやうです。

大村敎務課長　保護會は窮屈だといつて、釋放者の方で餘り好まない傾向はあります。それに折角會に收容してもいつの間にか仲間に引つ張り出されてしまふんですね。さうしたことは殆んど防ぎやうがありません。保護會は評判が悪いといふ御話ですが、保護會を出たものは何かにつけ會を惡口いふ傾向があります。現に先日もあつたことですが、例へば當所の保護會とすれば横濱刑務所を出たものならば引き取りますが、唯出し抜けにやつて來たフリのものは困るのです。來る前に犯罪をやつて、會を犯罪の隱し場としやうとするものもずい分多いのですから、……何でも六七犯のものでしたが、先日一人ブラリとやつて來たのですが、當會でも困るから川崎へ行つて働けとて名刺をやつたところ、途中伊勢崎町へ引つかゝつて、持金を全部使つてしまつたらしいのです。檢擧されると、「自分は眞面目に働くつもりだつたのを、保護會で世話せぬからヤケを起したんだ」といつたといふことが新聞記事にありましたが、さうしたことがとかく誤解を招きやすいのです。自分のことは棚に上げてすぐ保護會の惡口をいふのです。ですから保護會としては紹介のないフリのものは、五十錢位やつてかへすより外に方法がないといふ申合せがある位です。

鹿野委員　私共も時々釋放者から相談に預ることがありますが、保護のことはなか〳〵六ケしいですね。先刻も御話があつたやうに警察との關係が厄介ですね。しかし、釋放者も、大工などでは普通の大工よりは却つてよく働くものがありますね。

大村敎務課長　釋放者は大體仕事が見つからないので困つてゐるのですから、社會でも、よく理解して、仕事を與へてもらひたいと思ふのです。何れにせよ、保護のことは簡單にはまゐりません。一つは、保護する人の人格の反映でもありますがね……。

東委員長　ではこれ位で委員會を終ることにいたしますが今日かうして社會の方々に集つていたゞいて、受刑者の假釋放につき御相談に乘つていたゞいたことは、受刑者としても、非常に心强く感ずること、存じます。即ち自分等にも味方はある、社會の人々も決して冷淡ではない、渡る世間に鬼はないのだといつた感じを、かれ等としても深く感ずること、存じます。その意味に於ても、かうした會は非常に意味があると存じます。厚く委員各位に御禮申し上げます。では、委員各位の御意見に基き、五名のものは即時釋放になりますやう早速上申の手續きをとることといたしませう。それでいゝでせうね。

委員一同　賛成々々。

附記

刑務委員會を我が行刑制度に取り入れるべきや否やは今日では論議さるべき時代でなく、實行に移さるべき時代である。唯だ議論の餘地として殘された問題は、その

組織權限を如何にすべきかと謂ふ事柄である。諸外國の立法例を見れば或は刑務委員會をば刑務當局の上級監督機關とするものや、或は刑務委員會に囚人の情願を聽取裁決するが如き重大なる權限を賦與してゐるものもある。しかしながら行刑は人と人との關係が中心をなすべきものである。刑務官對囚人の關係が人格的にも感情的にも融和結合されることがなければ、尠くとも行刑敎化の實を結ぶことは不可能とならう。典獄以下刑務官の刑務行政に於ける自由裁量による處置は、ある程度迄法規と行政監督によつて、拘束せらるべきは勿論としても、民間委員が絕大の權限を持ち、刑務官の自由意志による裁決を片端から打破るが如きことが若しもありとすれば、それこそ行刑の根柢が破壞されることゝならう。故に刑務委員會の權限は飽く迄も行刑の中心者たるべき典獄の自由裁量をば妥當ならしめる爲の、典獄の諮問機關たるべきであつて、監督機關たるべきものでは無い。

次に刑務委員會の組織に就て考慮すべきは刑務委員として選任すべき人の問題があるが、先づ判檢事を加入せしめることに議論の餘地がないとしても、社會人の如何なる人を選ぶかは相當問題とならうと思はれる。殊に政黨人、辯護士等に就ては反對論も相當濃厚のやうである。

橫濱刑務所が全國に率先して、この制度を試行したるは良し。總ての制度は机上の論議から實行に移して見て、その結果を待つて實施するのが、最も賢明な遣り方であらう。刑務委員會に對する社會の要望の漸く高まりつゝある際、橫濱刑務所に於けるこの試行の今後の成績は、吾人の注目して止まざる處である。（大石生）

× × × ×

English Schools for Young Offenders

Norman S. Hayner

英國に於ける少年犯人の敎化施設

ノーマン・エス・ヘーナー
（米國ワシントン州ワシントン大學社會學敎授）

言葉や、食物や、建築だの、更らに、交通整理の方法だのが國によつてそれ〴〵異つてゐるやうに、刑罰に關する慣習も亦たそれ〴〵異つてゐるのである。フランスのカレーから英國のドウバーへ海峽（チャンネル）を渡ると、車馬の右側通行が左側通行となり、パリのあつさりしたデヂユネー（朝食）がどつしりしたほんとのブレーキフアストとなるばかりでなく、犯罪人の取扱ひに關する理論も全然ちがつてくるのである。フランスでは、犯人は無罪と決定するまでは罪あるものとして取扱はれ、イングランドでは、有罪と決定するまでは罪のないものとして取扱はれるのである。

子供をさらはれたリンドバ！ク大佐がキツドナツピング（誘拐略取）の脅威から逃がれて避難場にした英國には、猶ほ未だ大學にクリミノロヂーの講座が設けられてはゐないが、實際の行刑制度の分野に在つては已に目立つた進歩を示してゐるのである。アメリカの受刑人口の增加しつゝあつた時期に、イングランドに於ける受刑者の數は減じつゝあつたのである。一人のクリミナルがニユウ・ヨーク・シテイのまん中でポリスマンを射殺したつて、公衆は大して驚きもしないが、しかし、もし、ロンドンで、ボツビー（ロンドン語の巡査の異名）が射たれでもしたら、それこそ大變な騒ぎで、新聞紙は大見出しをつけて書き立てるのである。ロンドンで巡査がピストルを持つのは極めて稀れな場合である。アメリカから

矯正図書館

輸入されたもので、歐洲大陸では今日も猶ほりつぱに確立されてゐる長期の獨居拘禁の慣習も、イングランドでは已に殆んど廢止されたのである。アメリカでは屢々問題になつてゐるフロツギング（笞打）も、一九〇四年に於ては刑罰の四・四パーセントに及んでゐたものが、一九三〇年に於ては〇・二パーセントに減じたのである。

一九三三年の夏から秋にかけて、筆者はわが合衆國並びに西部ヨーロツパを通じて刑事學上の研究のため視察旅行を試みたが、この旅行から得たはつきりした結論は、自分の尋ねた國々の行刑處遇の方法は大部分は國民の間に生れた傳統で定まる事柄であるといふことであつた。

早い話が、例へば、合衆國では、各所のプリズンのワーデン（所長）が政黨關係から任命されるのは殆んど全國的に行はれてゐる紋切形といつていゝ位であつて、このワシントン州の州立感化院のシュウペリンテンデント（院長）の平均任期は一年半であつた。これは州ではテイピカルなものであるが、其上に、院長の代る度毎に同時に職員にもかなりの變動があるのである。現在使用されてゐる四十人の職員の中で五年間勤續してきたものは其一割よりも少ないのである。マサチユセツツ、ニユウ・ヨーク、ニユウ・ヂヤーシー其他少數の東部の州ではこの弊習を改めるために新たに任用法を定めたが、他のステート（州）の大部分に於ては、忌むべきスポイルス・システム（獵官運動）は猶ほ依然として行はれてゐるのである。

大陸のオウストリア及びドイツに在て、少年犯人の處遇上傳統的となつて、政治上の急激な變革を通して依然として維持されてきた獨特な型の一つは謂ふ所の階級制（Stufensystem）である。オーストリアのグラーツの男子刑務所（Männerstrafanstalt）の少年區（Jugendabteilung）はよくこの處遇方法を說明する用例として擧げうるものであつて、十八歳以下の犯人大凡百人を收容してゐる。此等の少年は其刑期の約三分の一を下ノ級（Unterstufe）に費すもので、此期間は獨房に隔離せられてゐる。服は黑いもので、特權としては三週間に一回の書信を出し得るだけである。行狀佳良なれば中ノ級（Mittelstufe）に進むのであつて、此の級のボーイズはセル（居房）ではなくドーミトリー（寮）で起臥することになり、明かるい色のパンツを穿く。書信も二週間に一回となり、更らに樂器を許される。上ノ級（Hohestufe）になると、ボーイズは壁には多くの繪畫のかゝつた窓に花を置いた居心地の好い室を宛てがはれる。書信は一週一回となる。それから、時々は獨りで平服で四時間市中を散步することができる。かういふ風にして、彼等は漸次施設の外での自由生活に入る準備が與へらるゝのである。

英國に於ける少年犯人の敎化施設

この視察旅行中自分の尋ねた凡ての施設の中で、最も興味深く覺えたのは英國の少年犯人のための施設であつた。此等の施設に於ける處遇方法の多くのものは直ちに採つてアメリカへ移しても毫も差支のないものである。元來、アメリカに於ける我等の施設の精神は根本に於ては母國たるイングランドのそれ等と相類してゐるのである。實際、我等は既にこの部面に於て學び倣ふ所があつたのである。一八七六年に開始されたニユウ・ヨークのエルマイラ・リホーメートリーでは不定期刑、賞表制（mark system）並びにパロールに重きを置いたものであるが、これは當時イングランド及びアイルランドに行はれてゐた所謂彼の「愛蘭土式」（"Irish system"）の處遇方法から得る所があつたのである。

イングランドの少年犯人の敎化施設は當然二つの主たる部類に分れてゐる。卽ち、

（一）十六歳以下の少年のための認可學校（approved schools）

（二）十六歳以上二十一歳迄の犯人のためのボースタル式施設（Borstal institutions—Borstals）

是れである。

以下、アメリカに移植せられ得る特質に重きを置き、右の二種の施設について述べてみたいと思ふ。

（一）認可學校

認可學校を管理してゐる現行の制度は、一九三三年の少年及び青年に關する法律（Children and Young Persons Act, 1933）によつて定められたものである。此等の學校は、この新しい法律の下に、少年審判所（juvenile court）によつて其處へ送られてくる十歳以上十六歳以下の兒女のために充てられたものである。此等の學校に認可を與へる權限のある內務大臣の語によると、「家

庭の感化が思はしくない場合又はプロベーション（保護觀察）が試みられて而かも失敗に終つた場合には、少年又は少女のためにはこの認可學校の與へる便宜と助力とに最好のチヤンスが見出され得る」のである。この學校の經費は國家と兒女の生れた地方との間に平等に分擔されるのである。一九三三年に於ける地方當局より要求された平均額は一人につき一週十四志（約三弗半）であつた。

英國政府は自己の所屬としての十六歳以下の少年犯人のための敎化施設卽ち學校は一つも有つてゐないのである。イングランド及びウエールスに於けるこの種の學校の大部分は特志の慈惠施設であつて、この特志の宗敎團體の理事會によつて經營さるるものである。內務省の外には市並びにカウンテイ（縣）も學校に認可を與へることができるのである。內務省の行使する管轄權は檢閱と學制の標準指定のそれである。自分に所屬の學校を有つてゐないので、國家は批評さるゝよりもむしろ批評する立場にゐられるのであつて、且つはまた、個人の特志の勞務やら金錢の寄附を受けることができるのである。一九三五年には全國に七十二の認可學校があつて、收容せる少年の數は約七千に及んでゐる。この七十二ヶ所の學校中五十六は特志團體の管理に屬するもので、他の十六ヶ所は地方當局の認可してゐるものである。別に、二十一ヶ所の女兒のための學校があつて、總數約一千を收容してゐるが、二部に分たれてゐる。一つは十五歳以下のガールを收容する年少部（ジュニアー Junior）と、二は十五歳及び十六歳のガールを收容する年長部（シニアー Senior）とである。ボーイ（男兒）のための五十一ヶ所の學校は年齡によつて三部に分たれてゐる。卽ち、十三歳以下のボーイのためのヂユーニアー、十五歳及び十六歳のボーイのためのセニアーと、及び、十三歳及び十四歳のボーイの中間部（Intermediate）との三つである。できることなれば、ボーイは本人の屬する宗派に屬する學校へ送られる。ローマン・キヤソリツク派に屬する學校はイングランドの北部にあるものが多く、猶太敎に屬する男兒及び女兒を收容する三ケ所の學校はロンドン市內又は市の近傍に在る。

內務省では主義として生家から餘り遠くない學校へボーイを送ることにしてゐる。送られてから、彼等のホームが相當の家で別に故障もなければ、一年に一度か二度一週間又は二週間休暇を許されて歸家することができるのである。學校を出てから後の面倒を看るのは學校の職

員の責任であるが、ボーイの家との距離が近かければ、この世話も一層容易にできるわけである。其上に、學校に在る間の職業訓練もボーイが家に歸つてから使はれることになる其地方の產業と釣合つた訓練を施すことができるのである。イングランドは小さい國ではあるが、地方の產業には著しい差異があるので、親族共が悉く坑夫だとか陶工だとか織物工であるとかいふボーイをかゝる工業の知られてゐない地方へ送るのは賢しこいやり方ではないのである。

この認可を受けてゐる學校へ送らるゝには、必ずしも犯罪を行つたといふことは必要ではない。少年審判所（Juvenile Court）を創設した一九〇八年の少年法（Children's Act）に基いた古い制度では、犯罪が必要條件となつてゐたが、一九三三年の少青年法（Children and Young Persons Act）の下に在つては、「保護と注意とを要する」（"in need of care and protection"）少年又は青年は何人といへども認可學校へ送られ得るのである。犯罪の行はれた場合には、有罪判決も刑の言渡もなく、ボーイ又はガールは單に裁判所の命令で學校へ送らるゝのである。其處に留置（detention）されてゐる期間も別に定まつてはゐない。少青年法に示されてゐる期間の限度は大部分の場合に於て三ケ年又は本人の滿十九歳に達するまでとなつてゐる。

ヂユーニアー・スクール（年少部）での敎育はエレメンタリー・スクール（小學校）に於けるそれの程度と等しいものである。ボーイ又はガールの年長部の學校では重心は斷然職業訓練に置かれてゐる。

學校のマネーヂヤース（理事會）は、兒女收容後一年を經過すれば、適當と認めたる場合何時にても裁判所の命令なくして兒女の何人たるを問はず釋放する權限を有つてゐる。しかしまた同時に釋放後の三年以內は本人を呼び戻すこともできるのである。しかし、一人のボーイが何時學校を去るのが適當であるか、生家へ歸すべきであるかどうか、どういふ仕事をすべきであるかといふことを決定するのは、實際には校長（headmaster）がやるのである。ボーイもガールも其大部分は、學校に在つての習練の進步が彼等をして一ケの職業に就くことを可能ならしむるに至るやいなや直ちに職に就かせられるのである。學校を出てから後の保護監督は學校の責任である。通例、校長は自分の學校を出てる兒女を職に就かせ、なほ其上に、釋放後の三年間色々に面倒をみてやることに眞個の興味を以て盡力するのである。

學校に對して內務省の有つてゐる監督權の行使は省の少年部（Children's Branch）の管掌に屬する所で、この監督權の價値のあることは隨處に明白になつてゐるのである。省には檢閱官（inspector）が八人ゐて、八人共皆それ〳〵一かどのスペシアリスト（專門家）で、例へば、農場經營の專門家（farm expert）であるとか、又は、老練な敎育家であるとかで、實地に學校の事業を批判する能力を具へてゐる人々である。檢閱官は前觸れをせずに不意に學校へ巡閱に出張るのであつて、從つて學校が實際に經營されてゐる現狀其まゝを報告することができるのである。

サーレー縣レッドヒルに於ける博愛協會の學校

以上述べた認可學校についての詳細を語らうとするには、其中の一校を採つて一つのケースとして檢討してみたら、或は生々したこの學校の姿が讀者の眼に浮ぶかもしれない。それにつけても、思ひ出すのは、サーレー縣のレッドヒルに在る博愛協會の學校で（Philanthropic Society's School at Redhill in Surrey country）、殊に意義の深いものとして自分の記憶に浮かび上るのである。

このスクールは一七八八年に創立され、元はロンドンに在つたもので、イングランドに於ける最も歷史の古い矯正施設である。一九三八年は創立百五十年に相當し、第百五十回の年次報告が公にせられることになつてゐる。この學校は、元來流刑に處せられた重罪犯人の子女の世話と惡事を働く男女少年の改善のために考案されたものであつた。學校がロンドンのトラファルガー廣場（スクエア）から南へ二十マイルを距てたレッドヒルに移された年の一八四八年以來、殆んど七千に近いボーイズが收容されたのであつた。此間、ビクトリア女皇、エドワード七世陛下、及び近くはヂオージ五世陛下は皆なこの學校のパトロンであらせられたのである。

このソサイエティ（協會）の三百エーカーの敷地には約五十棟の建物があつて、こゝの生活を包む雰圍氣はファーム（農場）の生活のそれに似たもので、耕地あり菜園あり、遠くで牝牛の鳴き聲がするといふ田園の風趣饒かなものがある。一舍（ハウス）（house）に四十人又は時には其以上のボーイズが起臥を共にしてゐる。舍長（master）の或るものは自分の子供と一緒にボーイ達と舍を同じくして住ふものもある。一九三三年十一月以來この學校は年長部に屬し、百三十人の少年を收容することゝなつたのである。

大部分の校長（ヘッドマスター）は敎師からたゝき上げた人達であるが、現在このフインランスロピツク・ソサイエテイス・スクールの「ワーデン」（校長）たるマッカウリッフ師（The Rev. R. P. McAuliffe）は敎職にある人で、少年の心理については鋭い洞察力を有つてゐる。一九一八年以來レッドヒルに在つて事務を指揮してゐる。彼の前任者は三十五年も勤續してゐたのである。

職業訓練（vocational training）は、農牧金屬工作及び土地管理の三部に分れてゐる。少年の或るものはレッドヒルの町の學校で機械製圖並びに之に類似の學科の授業を受けるものがあるが、彼等は自分の名譽にかけて町の學校への往復は何等の監視をも受けずにするのである。

茲處の少年で行狀の十分良好であるものは六ケ月毎に一週間自分の家に歸つてゐることができる。一九三四年の一年間には百十人の少年が一週又は二週歸休することを許可されたのである。「凡ての少年が强いられもせず自分から進んできちんと豫定通り歸つてくる」とのことである、毎年夏期には少年は悉く海岸で一週間矯正施設から來たのでない普通の家の少年と一緒にテント生活をする。

少年達は每朝起ると菓子パンをもらふ。朝飯は舍で、ランチ（晝飯）と午後の茶は全校擧つて中央の食堂でやる。就寢前にはケーキか何かの點心が出る。

中央のダイニング・ホール（食堂）の隣りに人目を惹くようなチヤペル（禮拜堂）が建つてゐる。建物の外部をすつかり覆ふてゐる常春藤（アイビー）の葉がいかにも美しい。校長のマツカウリツフ師はこゝの住込みのチヤプレーン（チヤペルを預る牧師）で、且つは、少年のための精神上の助言者でもある。

凡ての少年は小遣として一週二片から十八片までを支拂はれる。茲處へ來てから最初の數ケ月を除いて、外にまた家から適度の額の仕送りを受けることを許されてゐる。少年は町で買物をすることも許されてゐるし、ムービー（活動寫眞）に金を使ふことも差支ない。喫煙も許されてゐる。ワーデン（校長）は少年は自分宛ての手紙を自分で開くのを樂みにしてゐるのを知つてゐるので、茲處へ來た初めのもの又は手跡の前とちがつた新しいものである場合又は情事の疑ひのある場合の外は封を切ら

ないことにしてゐる。

逃走するものもないことはないが、稀れである。「身まゝの拘束の少ない狀態の下で、自由自主の生活へ少年を訓練しようとするには、逃走の多くの危險が伴ふのであるが、其の一つは第一に學校の出入に際しての道草である」。かういふ心理をかもす要因は家庭のごた〳〵と學校での少年同志の不和である。年の多い少年は年下のものよりも逃走するものが多い。アメリカのかゝる施設でも同じだが、逃走は傳染的にくる傾向がある。逃走した場合に少年が別に惡るさもせず、うまく行つてゐれば、そつと其まゝにして手をつけずにをくのである。

少年は悉く一年一回行狀成績を査察されるのである。其の結果、適當と認められたものはパロール（假釋放）されるのであつて、これを「ライセンス」（"license"—自由を與へること）を與へるといつてゐるが、このライセンスの權限は賞典の意味で行使されるのである。ライセンスされたボーイは三年間又は二十一歳になるで學校の監視の下に留まつてゐるのである。各少年は學校を去るに當つて今迄使つてゐた身のまはりの支度及び教習用の諸道具を與へらるゝのである。

一番良いと信ぜらるゝイングランドの學校からアメリカへ移し植へたらと思はれる特色については後段に其概略を述べる積りであるが、茲處では、アメリカに於ける少年犯人の教化施設からイングランドへ移し植へられて然るべきだと思ふそれ等の特色について一寸注意してをきたい。前きに云つたこの内務省の少年部（チルドレンス・ブランチ）の檢閲官の主任（チーフ）であるアーサー・ノリス博士に筆者が初めて會つた時、博士は自分を迎へていきなり、「時に、どうだね、貴下の處では精神病學や心理學の研究で何かうまい事が見付かつたかね」、と問ひかけたものである。また、最近、合衆國で行刑施設や裁判所を視察し、サイキエートリスト（精神病學者）を訪問したりして三ケ月を費して歸つた少女の教化施設（スクール）の檢閲官なるワーナー女史も、わがアメリカで精神病學（サイキエートリー）に非常に重きを置いてゐるのを見て「吃驚」したと自分に語つてゐた。女史が驚いたのも其の筈で、實際アメリカでは犯罪問題の研究に於てサイキエートリーの重視せられてゐることは事實なのである。英國でも、一九三三年の青少年法（Children and Young Persons Act, 1933）の起草に先立つて、委員は大陸に渡つて、大戰後進歩せる科學的精神に基いて改良せられ、特に受刑者の處遇上精神病學の應用に重きを置ける白耳義の行刑制度を研究し（註——白耳義の行刑制度については、昭和二年一月號「刑政」所載「白耳義に於ける行刑改良」なる一篇を參照せられたし。）、各少年を研究して而して後收容の場所を決定するの目的を以て醫家、心理學者並びにソーシアル・ワーカー（社會事業技師）のために中央に診査分類課を設置すべきことを建議したのである。しかし、不幸にして、經費節減の關係で、この案は削除されてしまつたのである。アメリカのデテンション・ホーム（少年留置場）に等しいイングランドのレマンド・ホームも、わが州のローサンゼルスのヂユベナイル・ホールに於けるが如く精神病學並びに心理學上の研究の試みらるゝよう、現在のものより更らに擴張せられて然るべきだと思ふのである。若し、少年の教化施設たる各スクールに精神病學者又は心理學者が相談役として職員の列に加つてゐたならば、眞のプロブレム・チヤイルド（問題兒童）の取扱方は一層改善せらるることゝならう。

(二) ボースタル・システム

イングランドに於ける少年犯人の教化施設の第二のタイプに屬するものは、彼の有名なボースタル・インステイテュウション（Borstal Institution）で、通稱ボースタルと呼ばるゝものである。このボースタルといふ名稱は、ロンドンを距る東南三十三哩のロチエスター市に近いボースタルといふ小さな村落の名から出でたもので、一九〇二年十月この村に在る願る人もないさびしいコンビクト・プリズン（懲役監）で殆んど受刑者側からの發意で所謂ボースタル式の施設が創立されたのである。ボースタルは内務省の行刑局（Prison Commission）〔註——五人のプリズン・コムミツショナー（司獄官）より成るボード（合議體）で、コムミツショナーは内務大臣の奏請により國王（キング）の任命する所で、所謂ローヤル・コムミツションである。五人のコムミツショナーの中一人が内務大臣の指命によつてボードのチエアマン（議長）となるのである。五人の中一人は必ず醫官でなければならないのである〕の管轄に屬するもので、省の少年部（Children's Branch）とは何等公務上の關係はないのである。教化施設たるボースタルの一つで特殊の處遇を受くるには、犯人は十六歳から二十一歳までのもので、「本人に犯行の傾向並びに習慣あり、且つ、不良の徒と交遊關係ある」の故を以て、或る期間の教導訓練を要するものなることが裁判所によつて認められなければなら

ないのである。ボースタルに送らるゝものは國家の監守の下に在る受刑者であつて、普通訓練の期間は約二年である。

ボースタル・デテンション（Borstal Detention ——ボースタル式留置）に處せらるゝ以前に、犯人はそれぞれ各地方の小さなプリズンで仔細に査察されるのである。この研究材料として、犯人のゐた學校、兩親及び傭主から、次に、警察から、更にまた、犯人につけられたことのあるプロベーション・オフイサー（保護司）から報告が集められるのである。少女（ガールス）——一年平均五十人には達しない——は悉くエールスバリー・プリズンのボースタルへ送られる（ロンドンの西北三十八哩）。少年（ボイス）は——一年平均一千人以上である——悉く先づロンドンの西郊ワームウツド・スクラツブス・プリズンの別棟になつてゐるレセプション・クラス（reception class ——收接級）へ送られる。玆處では彼等は凡ての少年ボースタルに於けるが如く通例の通學兒童の着るショーツを着けて、木挽作業に使はれる。心理學者と醫師とが一々少年を診査する。職員ではない特志のソーシアル・ワーカー（社會事業技師）は社會生活に於ける經歷を知るために少年と會談する。これだけの準備ができてから、プリズン・コムミツション（行刑局）のボースタル施設の主管であるミースブン博士は、かくして集つた材料を手にして、各少年の赴くべきボースタルの何れにすべきかを決定する。或る場合には親しく自ら少年と會談する。

この中央の集聚機關のあるために、少年を分類してタイプに於て大抵似たり寄たりのグループを各處のボースタルへ隔離留置することができるのであつて、かくして分類隔離するによりて、初めて、犯罪に慣れない少年を一層硬化したものに近づかしめないことができるのであり、そればかりでなく、同時に異つたタイプの少年には異つた處遇を施すことができるのである。硬化した手にをへないボーイズは、イングランドの南海岸のウエイマウスから六哩チヤンネル（ドーバー海峽）に臨んで建てられたコンビクト・プリズン（懲役監）を改造したボートランド・ボースタルへ送られる。このボースタルは規律が極めて嚴重なのである。好んで自動車竊盜をやるボーイズは英國の南海岸のワイト嶋に在るキヤンプ・ヒル・プリズンへ送られるのである。玆處では車を盜んでも遠くへは行けないからである。これまでの經歷のよかつたものは前述のロチエスターに近い根元のボースタルへ送られる。ノツテインガム・ボースタルへは成年に近い年

の多いボーイズが行く。精神身體共に缺陷はあるが、一見ノーマルに近い少年はフエルサムへ送られ、選り抜きの良種の少年（"The pick of the crop"）はローダム・グレーンヂ（——農園）へ送られるのである。

「ボースタル・デテンションの目的は處罰であるよりもむしろ訓練である」。この目的を達成するために用ひらるゝ方法は、フエルサム・ボースタル（ロンドンの西南十哩）に於ける事業振りを見ればよく分明かるのである。

フエルサムには四百のボーイズがゐて、約同じ數で五棟のハウス（寮舍）に分住せしめられ、各寮舍には一人のハウスマスター（舍長）がゐつて、一切を取締つてゐる。ボーイズは一日八時間作業に就く。作業には十八種あつて、機械作業より、木工金屬工、酪農養豚に及び、精神耗弱のものには熟練技能を要しない作業を與へられ、心臟病のあるものには裁縫を習はせる。クツキング・クラス（料理科）を卒業したものは內務省から派遣される料理法の專門家によつて與へらるゝ試驗を受けるのであつて、若し試驗をパツスすれば、普通世間で生徒のもらうものと同じ證書が與へらるゝのである。フエルサムには、十ケ處のフートボール・フイールドがあり、ジムナジアム（體操場）が一ケ處、プールが一ケ處ある。各寮舍には四組のラグビー・フートボールのテイームがあつて、互に優勝を競ひ、時には他の寮舍のテイームと戰ふのである。夜間六時から八時まで學校が開かれて、學課の科目の範圍はかなり廣いものである。日曜日の朝のサービス（祈禱）は美しいチヤペル（禮拜堂）で行はれ、出でるも出でないも自由であるが、夜のサービスは强制的である。

フエルサムに於けるボーイズは、他のボースタルの大部分に於けると同じく、一年間は褐色（ブラウン）のユニホーム（制服）を着る。行狀良好であれば其の年の終りには青色（ブリユウ）を着ることになる。青色は特權がふえる。娛樂室へ入ることができるし、單獨で構內を散步することもできるし、夜も少しは定刻よりも長く起きてゐることができる。ライセンスによる釋放は玆處では二年以內には許可されない。懲罰は特權の剝奪による。これで效果が現はれない時には、ボーイはガヴアーナー（ボースタルの所長）の前に引き出されて、苦しい石割り作業を言渡され、減食で獨房で暮さなければならないのである。作業をきらつて働かないものはパンと水が給せらるゝだけである。フロツギング（笞打）は用ひられない。

ローダム・グレーンヂのボースタルへは選り抜きのボーイがやられることは前に一寸述べたが、彼等は選ばれるばかりでなく、自ら進んで志願しなければならないのである。ボーイは必ず「自分に信任の置かれた以上、名譽にかけて、ローダム・グレーンヂの名を辱かしめないように全力を盡すことを誓ふ」("Because of the Trust put in me, I promise, on my honour, to do my best to keep up the good name of Lowdham Grange.")といふ誓言をしなければならないのである。ローダム・グレーンヂを開基した人であり且つ其處の前のガヴアーナーで、現在ノース・シー・キャンプのボースタルのガヴアーナーであるリユウリン氏の語によると、「其處には何等外部的の拘束はない。外壁もめぐらしてはない。窓には鐵格子もつけてはない。ボーイは何人といへども監禁さるゝことはない。周圍の狀況はすべて信賴の心を起させるようにできてゐるのである。拘束は心の裏に存するのである」。

一九三〇年の夏、當時フェルサムのガヴアーナーであつたリユウリン氏は、新しいボースタルを開く目的で、數人の幹部と選拔した四十二人のボーイズとを率ひて、フェルサムを距る北方百五十哩、ノツテインガムシヤー縣の起伏した丘陵の中に、ローダムの村から二哩をへだてた野趣の深い美しい指定地へと長途の旅へ上つたのである。玆處へ着いてから最初の間は、彼等はテント住ひをしたもので、ガヴアーナーもボーイズと寢食を共にしてゐたのである。

一九三三年十一月、筆者がローダム・グレーンヂを訪ふた時は、ガヴアーナー・リユウリンは印度領に於けるボースタル・システムの改良を企てゝゐる印度政廳の事業を助けるため南部印度及びブルマ地方へ赴いてゐて、副所長のケープ氏が留守をあづかつてゐた。氏は後でローダムのガヴアーナーとなつたが、わずか八年前にはフェルサムの舍長補として初めて行刑局に勤務した人で、新しいボースタルを創立するためにリユウリン氏と共にローダムへの進軍をやつた幹部の一人であつた。氏は極めて信仰心に深く、しかも淵達明敏で、ボーイ達と一緒にショーツを着てゐる。平日の通り廣い構內を巡閱し終つた後、我等二人は現在ケープ氏夫妻の住居にしてゐる三百年も經つた古いファーム・ハウスの爐の前に坐つたのである。對坐の間、ケープ氏は筆者の請ひにまかせてローダム・グレーンヂの管理の方法と主義とについて次のようなステートメントを自分に書き取らせたのである。

「我々は、若い者達が外の社會に在つて滿足していける生活條件を玆處の施設の中にも生ぜしめるべく確乎たる決心で努力してゐるのである。中央の政府からの拘束を飽くまで排斥して、之に代ふるに、自治による自制を以てせんとするものである。責任は少年自身に投げかけられるのである。他からの拘束や說敎は入して效果のあるものではない。自發的精神に基づかない努力は終に空しいのである。玆處ではパレード（隊列行進）も止めてしまつたのである。ボーイは作業に就くのに隊を組んで步調を揃へて行進するのではない。何處へ行くにも伴れて行かれるのではない——自分で其處へ行かなければならないのである。

作業に對しては報酬を出す。報酬は勞働の理由であり、刺戟ともなるのである。昔は、賃金なしで、働かなければ懲罰を受けるといふ規定で、ボーイはプリゾナー（受刑者）として働いたのである。懲罰を受けないように働いてゐたゞけである。しかし、今は態度が全く變つて、ボーイは一個の人間として自分の仕事に誇りを持つてゐるのである。プリズンでの作業だといふ恥辱は取り除かれたのである。彼は技倆に於て他に勝れることを希つてゐるのである。外のボースタルでは、競技に秀でたものが英雄であるがしかし、玆處ではゲームに重きを置かない。技能の優秀な職工であるボーイが他のボーイの尊敬を得るのである。

賃金は國內流通の眞個の貨幣で支拂はれる——代用手形ではない。賃金の實際の額は外で支拂はるゝよりも少ないが、熟練と生產高とにぴつたりと釣り合つたものである。ボーイは初めは人夫から始めて、漸次進んで全く滿足のできる報告のあつた後、順序をふんで「見習」（"improver"）の地位まで達するのである。各回の昇進毎に、一週二片づゝ賃金が增給されるのであつて、最高賃金一週一志二片まで達する。力役のギャング（組）に屬するものゝ週給は四片から一志二片までの差等がつけられてゐる。

一週の所得の三分の二は賄ひと宿料に差引かれる。また別に、僅かではあるが「所得稅」("income tax")がかけられてゐる。殘額は現金で支拂はれる。凡てのクラブ、及び、クリケツトと遊泳との含まれた運動遊技は各自の好き自由で強制はされないが、やらうと思ふものは一週一定額の加入金を豫め支拂はなければならないのである。音樂演奏（コンサート）と活動寫眞（ピクチュア）とは聽くも觀るも固より隨意

で、この二つはサブスクリプション(豫約)でなく、其度毎に入口で料金を拂ふのである。煙草、菓子、チヤム、又は、髪油は所内のタック・シヨップ("Tuck Shop"——賣店)から買へるのである。ボーイは釋放前に「貯蓄銀行」に最低四志の預金を有つてゐなければならないのである。

賃金制度は財産に對する責任をボーイに有たせることになつたのである。不注意で衣服を汚損すれば、ボーイは自腹を切つて修復しなければならない。窓硝子をこはしても、また同じである。ボーイが朝七時半までに作業にかゝらなければ、二片の罰金を科せられる。二度目に時刻に後れたものは罰金は二倍になる。重大な犯行のあつたものはガヴアーナーの前に引き出されるのである。どうしても手にをへないものは他のボースタルへ移されるのである。しかし、かういふケースは凡てのケースの三パーセントよりも少ない。

寮舎の幹部によつて選び出された數人のボーイのリーダー(指導者)と十二のグループ(組)から各組一票の投票で選ばれた都合十二人のボーイとより成る委員は毎月一回規則正しくガヴアーナー及び舎長(ハウスマスター)と會合し、衣服、食物、作業の條件其他ボーイの生活に關する一切の事項が討議せらるゝのである。

月に一回又は二回、十二人一組でボーイ達は通常の平服で監視なしでノツテインガムの市中で三時間を費すのである。一人でも脫伍して歸らないものがあれば、ノツテインガムへの遠足は廢止になるのである。玆處へ收容せられてから六ケ月經てば、ボーイは誰れでも委員への代表者に自分の姓名を申出すことができる。この姓名に對して無記名投票が行はれて、若し一人のボーイに對して委員の三分の一の反對があれば、ライセンス(釋放)は許可されないことになるのである」。　(了)

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1937.

(附　記)

ボースタル協會(Borstal Association)

十六歳から二十一歳に至る善くもなれば惡くもなる最も危險な年齡の所謂「ヂュベナイル・アダルト」("juvenile-adult"——大人になりかゝりの少年)にアメリカ流のリホーメートリー式處遇を施した結果は頗る良好であつて、「亂暴な訓練のない無作法者」としてボースタルへ來たものも、行儀も性格も急速に改まつていつて、獨立自尊の精神を養ひ得て、彼等のボースタルを去る時分には更生の見込十分なものが認められたのである。これ一に處遇の一般の仕組がインテリゼントで、英國流のコンモン・センスで巧に管理されたからである。しかし、この効果を永續的ならしむるには、職業を授け道義心を强めるだけでは十分ではなく、釋放に際しては共々に力を合せて仕事を探してやり、且つ、將來の方針を誤らないよう時宜に適した忠告を與へてやるのが是非必要であるといふことも、決して忘れられはしなかつたのである。このすばらしい目的のために斷へず熱心に盡した民間諸團體の努力は讃歎の辭を知らない程である。就中、特に立派な成績を擧げたものはボースタル協會によつてなされたもので、このアソシエーションはアーチビショップ(高位の敎職)、判事、大臣及び樞密顧問官等の英國の公的生活に於ける顯要の地位に在る人々の後援によつて創立されたもので、釋放になつた少青年を引取つて、就職の世話をしてやるのであつて、潤澤な寄附金があつたので、協會の努力は極めて滿足な結果を收め得たのである。已に三十年前一九〇八年に於てプリズン・コムミツショナースは其年報で次のように述べてゐるのである。

「司法官其他の有心の人々のこのボースタル・システムを成功せしめんがために親しく協力を惜しまなかつた地方に於ける成功は實に顯著なものであつた。此等のボースタル・アソシエーションは各處のボースタル・プリズンに設立せられ、其の會員は當然ロンドンの中央協會(Central Borstal Association)の會員となることに定められ、この中央の協會は釋放の際に於て少年犯人に與へらるゝ一般的援助事業を指揮する親の協會となつてゐるのである」。

(大英百科全書による)



今後の少年行刑に就ての綱要（下）

ローランド・フライスラー

教師及教育が充分偉力を發揮せぬ時には、刑務所はその敎化目的を達することが出來ない。既に智能發育不全の者、道德的基礎が破壞され、或は之が前々から敏除してゐる者、更に根本的なる生活知識の各方面に亙つて缺けてゐる者、かゝる者が此等の缺陷を、恐らくこれを最後の機會として幾分矯正し得べき年頃に於て、若し二、三年學校教育を受けないやうなことにでもなつた場合に私に向つて次の樣に訊く者があるだらう——こんなに遺棄された者が、今から正常な道を進むやう、確乎たる決心を固めることが出來るかと。また若しかやうな者がかゝる決心をしたとすれば、彼は如何にしてこの決心を生涯守ることが出來るかと。だが國民中に於て若干の、恐らくは多くの事件の繼起せる數年の間、全く人から遠ざかり、否除け者にさへされ、充分圓熟も見ない、そして半端しか完成しない若者が、刑餘者として社會公共の團體に交つた時、正しく修り返り、その中に自己の地位を固め、任務を果して行く——かくの如きことは何うして出來よう。また自己の犯罪及び贖罪として行はれる刑罰の執行に拘束せられ、自己の、而して何らかの職業による自己完成の業から見放された者は、後に至り、同年輩の者達の間に伍し、職業に携はるやう呼び返されたとしても、何うして正しく進むことが出來るだらうか。而もこの場合、同年輩の者たちには、勞作及び教育に依り、自己の教養を增すべき機會が與へられてゐたに反し、彼等は一年、二年或はそれ以上の歲月を刑務所內に殘骸として橫はつてゐたからには——。「彼は實際、かゝる以外に行き方がなかつた」とは言ひ易いことだ。だがこの倍もた易く言へることは——それは嘘でないからだが——「この樣な彼の身分は、彼自身の罪なのだ」といふことである。だが、後になつてその割前を支拂ふ者は、彼一人ではない、またこれは決して彼が眞先に立つてするべきことでもない。割前は實に社會の全體が——國民が拂はなければならない。

かかるが故に、教師とその教誡とに事缺くならば、刑務所はその教育的目的を達成することは出來ない。

かく熟考する場合に、これと同時に云はれ得べきことは、少年刑務所に於ては如何なる方向に教育が活動して行かねばならぬかといふことである。教育は基礎的な生活上の知識を授けるものでなければならない。更にそれは、最も單純なる手工業及び農業に關する專問的知識、器具、道具、材料の學問、そしてまた最も簡單な算術でなければならない。この際私は常に充分考へた言葉として「初步！」と、强調を以て叫ぶ。彼等の教育を一度でも參觀した者は知つてゐることだが、少年受刑者は初步的なことが充分出來てゐない。教師としては寧ろ自己の思索の、或は計數其他の問題は飛翔的に身を驅つて、少年を遙かに置き去りにして飛び超す方が、確にた易いであらう。だが、かやうな場合には教育は少しも目的に合することが出來ない。また教師としては、少年に理解されない、たゞ暗記される知識、鸚鵡式にあとをつけて讀むやうな能力を與へる方が、彼に全く初等的な、生活上の知識を利用する能力を授けるよりも、遙にた易いであらう。

少年をして國民生活のうちに共に生きしめるやうにすることこそ、教師の試みとして妥當なことである。總統は何時も繰返し强調して云ふ——効果ある宣傳をなすに、最も主要な前提となるものは、もの〻本源を解くことだと。受刑者の場合には、更にこの言が何の位事實となつて現はれなければならないか。この場合にも亦、尖端過ぎず、過度の訓育をせず、簡明に、本源に遡り、而してこれがために摑み易く、入り易いといふことが何よりも大切なのである。

教育の方式や構成につき、個々の細目に亙つて語ることは、僅か數行を述ぶべき此處では意圖する所でもなく、使命でもない、最も教育の高い意義に直面した場合に、かやうな計畫をなすことは、好ましいには違ひいが——。

そこで尙ほんの僅かだけ取りあげてみよう。一般にセンセーションを惹き起してゐるやうな事件についても、教師は少年を相手に話し合ふべきである。殊に少年をして再び、心的、靈的に根强く把握せしむるに足るやうな場合には、一層然りである。之を例へば、獨逸の歷史、

特に獨逸の英傑の物語りのやうなもので、これに接する時は、或者は感奮するであらう。獨逸の鄉土史、獨逸有史以前の物語でもいゝ。

而して教師が常に注意せねばならぬことは、すべてがそして少くともクラスの大部分が、自己に追隨して、勞作を共にするやう努めしむることである。かゝる場合にこそ始めて、一般にクラス教育に意義が生じてくる。然らざる時は、教育は教師自身と關係が深くなつた者、實際協力するやうに拾ひあげられた者にのみ限られなければならない。

クラス教育の外にも亦、教師は自己の預る少年の爲に意を用ひ、心を碎かなければならない。準備勞作や後始末の作業、房內作業（Zellenarbeiten）を要求し、制御し、個々の受刑者に對し人格的感化を與へ、殊に思春期の危機をまだ充分脫してゐない者に、かゝる人格的感化を與へ、そして教師は理解を以て援助しなければならない。個々の少年に對するかくの如き感化は、就中また彼等に與ふべき書籍その他類似のものを適切に選擇することに依つても、爲されなければならない。

要するに、教師は預つた少年をよく知らなければならない。かくてこそ初めて、自己の使命を知り、効果を擧げ得るのである。

故に教師が、二百人、時には二百五十人もの少年囚をこなし得るなどゝは、全く考へ得ないことである。十八歳迄の者、特に智能程度低き十八歳以上の者に對するクラス教育の適當な時數は、かくの如くして毎週六時間、卽ち一日一時間である。他の少年達に對しては一週四時間が適當である。この際、二時間宛繼續することが許さるべきである。三十人以上の囚人クラスを組織すれば、教師が個々の少年を改善させるには不可能に陷るだらう。この事實から、各少年刑務所のために、專任官吏による二樣の教育的源泉が如何なる場合にも望ましく、宗教家を教師としてもよく、時にはまた所長の司令する總集會の時間が之であつてもよい。だがまた前述の教師としての各種使命を忘れてはならない。かゝる使命には、各往復の手紙の讀み方、體育も關係がある。

尙、望むべき教材は色々と殘つてゐる。而も非常に澤山に！　從來、やれ「新派の」教育、やれ「人道的な」教育と云はれてきたが、而もこれらは殆んど何物をも與へてゐないのにひとしい。こゝでの教材が學校の教材に劣つてはならぬなどゝは誰も要求しないだらう。だが、如何に有能な教師と雖も、無を以て、効果ある教育を施

すことは出來ない。これに就いて見るも、補充を要すべきものが多々あるわけだ。

訓育的可能性は、自由時間中にも甚だ多く存す。少年囚が自由氣儘になり得る自由時間が一日に一時間、二時間或は三時間もある樣な場合を指してゐるのでは決してない、かくては自由時間は有効どころか、却つて害惡となる。自由時間の作成を見さへすれば、少年刑務所の有能な長官と、刑務所の秩序、清潔の維持にのみ汲々として、他を顧みる暇なき長官との區別がすぐにつくであらう。然らば、自由時間の作成は如何にして爲されるか。

平均して日々、作業と訓育とが九時間、體育的及び秩序訓練が一時間、起床、就寢、食事が夫々三十分、監房蟄居の時間が十時間とすると、殘るのは二時間半である。これを尊重しないならば、總ての他の時間の効果に非常な危險を及ぼす惧れがある。青春期その他の少年時代にある受刑者を、何人も同一監房もしくは居室、睡眠室に一緒に入れておかうとするならば、其の危險測り知るべからざるものがあることは、自明の理である。少年はその監房內に、別々に監禁さるべきである。だが、かやうな場合にも毎日二時間半は同じ樣に危險——感化を及ぼす可能性の有るやうな——を呈してゐる。二時間半のうち、恐らく三十分から精々一時間迄は、物品や監房の整理整頓に用ひられるのだが。所長は此の時間が感化の可能性あるものと見なし、之を利用しなければならない。又、かゝる可能性は充分に存する。教師に依つて課され且つ檢閱さるべき充分な準備的及び補正的作業、教師の監督下に於ける合唱、繪の描寫、日記記入の許容、この何れもよき指導及び絕えざる矯正を要することは云ふまでもない。書籍拔萃について面倒を見ること、適當な場合に、而してまた適切な指導のもとに、文章の作成、外國語の學習にいそしむことの許容、すべてこれらは自由時間を充すに足る。而も教育的價値ある仕事である。殊に主要なのは、自由に繙讀し得る書物を選擇することである。二百人乃至二百五十人の少年に對し、二千五百冊の使用し得べき書物から成る圖書を託せられた教師は、本を選ぶ範圍に關する受刑者の注文、彼等がよき指導下に爲せる特定の本の指定に對しても、之を書籍分配上の好資料として、好意を示すであらう。每週、本を取り換へることは、時間的間隔の上から適當である。同時に一冊以上の本（精神陶冶に關する本の外に、何か專問的な本）を受刑者に預けてはならない。これは受刑者の、ものゝ

見方が皮相的になる惧れあるためである。

日曜日には、各種のより大なる程度の自由時間が與へられなければならない。卽ち手紙書き、其の他類似のこと、また例へば散髪の如く、個人の身體に關し必要な時間が何時でも與へられなければならない。日曜にはまた禮拜が行はれるが、それは各個人の自由に委せる。他の精神修養に關する營みも行はれ得る。更に構內の散步が許され、善良なる監督のもとで、肉體的な遊戲が行はれてもいゝのである。もし機會が與へられるならば、所長は日曜日を、刑務所全體の集會の時間として利用してもいゝ。日曜の日課に、平日の勞役を取り入れないやうにするといふ主義は、何時までも課題として殘る。これの解決は根本的に、所長の手腕と興味とに懸つてゐるのである。

だが、刑務所の指導方針として、自由時間に於ても尙、受刑者を完全に、且合理的に仕事に從事せしめようとするならば、刑務所生活の許す最後の敎育的可能性は完全に破壞されるであらう。

玆に殘るものは、受刑者に對する個人的感化のみである。

根本的にこゝに關係あるものには、私が既述した多くのものがある。卽ち、精神に關する顧慮、書籍の貸與、讀書の統制、作業上の能力と熟練、また一般に職業指定に關する方法があるが、敎師や所長が與へられた機會——例へば、手紙の受授、個々の受刑者の歎願申請（Bittmeldung）——に基き、受刑者と個別的に交はることやその他種々雜多なことも此處に屬するのである。だが、これらの消息については、繰返しこゝに主張する必要はあるまい。

二百人或は二百五十人の少年を擁する刑務所に於ては、敎育的作業に關する總體的監督並に自己監督（Gesamt und Selbstkontrolle）の結合したものが要求されるであらう。少年が預けられると同時に、或は直後に於て、所長は受刑者の全貌をのみ込まなければならない。それは單に訴訟記錄の一覽ばかりでなく、更に否寧ろ彼等を個人的に引見して爲すのでなければならない。所長の中には、少年をその引渡された時の服裝のまゝで引見する者もある。かくするのはその全貌をはつきり心に印することが出來ると信ずるからである。引見の記事は之を身分帳（Personalakte）に書き込むが、それは受刑者の今後の發展的經過を絕えず判斷するに就き、こゝにその根幹を得んがためである。かゝる受刑者の全貌は、入所の初に當り、受刑者自から書くことになつてゐる短い履歷書に依つて、完全にされるであらう。敎師も亦——おのづから明かなことだが——直ちに目的に適ひ得るやうに、個人的に引見し、受刑者の全貌を腦裏に刻まなければならない。これはその後、適當な時間的間隔を置いて、疑問を抱く職員の充分な觀察により、常に繰返し補正され、正しいものとして保存しなければならない。監禁の終了と共に、たとへ個々の刑執行を遂行するに必要なものではないにしても、終局的な勝れた觀察が後に殘るのである。これは實は、自から責任ある職員の、自らの點檢の爲に非常に重要であるのみならず、彼自身の經驗の蒐集としても、或は遺傳及び刑事に關する生物學的研究としても主要だが、更にまた同一刑餘者が再度罪名に觸れた場合に、刑事訴訟機關（Strafverfolgungsbehörde）並に裁判所のためにも、刑事政策的に多大の價値を有する記錄として、甚だしく主要なのである。受刑者の全貌を構築するに際し、遺傳並に刑事に關する生物學的根底、及びそれより生ずる推論が同樣に主要な寄木細工となつて提供されることは、自明の理である。

個々の受刑者の特性を、かく繼續的に、勞苦を惜まず把握せむとする仕事は、決して作爲者自身の爲にのみ爲される仕事ではない。敎育及び感化の事業に役立つ樣になされた時にのみ、これは意義を有するのである。如何にしてこのことが可能なるかは、總ての事情を綜合して、一纏めとして所長が決定せねばならぬものだ。何人も同一の敎育的目的物に對し、多くの異つた敎育方法を施すわけにはゆかない。

一般に受刑者に對し、また特殊的に少年に對し、個別的感化を與へる方法を採らむが爲に、形式的時代（Systemzeit）に於ける獨逸に在つては——時に、全世界に於けると同樣に、すぐれた遣り方で——累進制度の方法が行はれてゐるのである。この方法による行刑は、既に例示したやうに、受刑者及びその共同生活（„Gemeinschaftsleben"）の自治といふ奇怪な現象を起すに至つた。これは職員が從僕の地位に迄引き落され、同時に明かに敎育的効果に反する現象と見なければならぬ權利及び請求權の基礎（Rechts- und Anspruchbasis）が生じてきたことに基いてゐる。だがもしこの奇怪な現象と共に、累進行刑の全組織が排擊されたものと見るならば、それは輕卒な見方で、正鵠を穿つてゐるとは云へないであらう。實際明にせねばならぬことが一つある。それは

原理に關するので無く、單に方法に關することだが——。少し仔細に事を觀察するならば、累進行刑に關する可否の論爭は、根本に於て——前揭の偶然的な發生事實は別として——敎育を目的とする恩惠としての行刑輕減を形式化することの許否如何に過ぎないといふことが解るのである。

少年刑務所——この數行中にはたゞこの範圍内に於てのみ累進行刑の可否を述べようと思ふが——の各所長は、受刑者の爲に恩惠的な役割をする行刑輕減が、個々の受刑者の敎育的目的のためには必要缺くべからざるものなることを認めてゐる、然り、敎育的目的の爲に！かやうな行刑輕減が、刑執行中にある受刑者の秩序維持のために役立つといふ語を、私は折々耳に挾むし、またかやうな輕減を目して、秩序をよりよく保つ爲の一小手段と見る人が、其處此處にあるが、かくの如きは私から見れば、甚だ認識不足と思はれる。といふのは、獨逸の刑務所に於て、また少年刑務所に於て——そしてこゝに於てこそ、初めて正しく行はるゝことだが——たとへかゝる手段が無いとしても、秩序が絶對的に正しく保たれてゐることは、誰が見ても明らかだからである。だが、敎育的目的の爲に、行刑の輕減を適切な場合に認めることが切實に望ましいといふのは、間違ひない。かやうな輕減として考慮し得る事項は次の通りである。卽ち、より頻繁な書信の往復及びより頻繁な來訪接受の許容。(後者の場合には、實を云ふと輕減は受刑者の行狀に少しも關係ない事情、換言すれば家族の住居の近在すること、或は家族に經濟上の能力の存するといふ事情に左右される事實はある)。自由時間に於ける個人的な仕事、例へば繪畫、日記の記入或は獨り遊び(將棋の獨り指し其他類似のもの)に關し歎願された場合に許可せるもの、每日曜の運動遊戲の許容、家族の寫眞を監房内に揭置すること許容(家族の寫眞を所持することは、原則として許されなければならない)、個々の畫像に對し、以前許可したる例に從ひ、敎育的に意義ある畫像を所持することの許可、監房内に於て、比較的長時間の照明を許し、之を以て自由を延長するといふ重要な行刑輕減、食料を追加的に付與すること——この事が目的に適ふや否やに就ては、論爭あり、他の者が普通の食事は不充分であるとか、若くは永い間に飽きてくるとか云つて抗議するが如き危險がある——監房内に花その他類似のものを置くことの許可。以上の如きはいづれも行刑輕減として行はれてゐる。だが、よくそこゝに見受けることだが同一の勞役

に對し種々と別々に多額の賃を支拂ふが如きは、許可すべからざるものである。少年敎育の責任ある刑務所長に、かやうな輕減を取計らひ得る職權を與へることは、首肯される故、彼にこれが與へられるであらう。

所長は少年の品位に從ひ、或はまた與へられた個々の輕減が、受刑者のその後の成長に對し、如何なる影響を及ぼすかといふ豫見に從つて、別々に、與ふべき輕減を計量する——原則としてかゝることは期待せねばならぬだらう。受刑者に歎願申請を爲さしめ、これにより歎願されたる輕減を、或は更に他の、恐らくもつと合理的な輕減を與へるか、もしくはかやうなものを拒否することに決定することは、合理的と思はれる。總てかやうな事柄は累進行刑とは何の關係もない。

これらの方式の行はれる場合は——勿論少年の態度、几帳面さ、淸潔さ、作業、從順その他に關する成績及び少年の想像上の內的發展の段階が適宜に現はされてゐるか否かにつき、良心的にして精密な點檢を施した上で、これらの輕減が行はれるものと考へられるが——一般に所長により認定されたときである。この認定の行はれるのはまた(たとへ何時でも義務上の考査を施して撤回することが出來るとしても)個々の者がかやうな輕減に價する——卽ち、この受刑者は一級進歩した——と認定された時である。これが刑務所經營(Gefängnisleitung)の爲め、一種の勞役輕減を意味することは、明かである。だが、この輕減は同時に著しい劃一化を意味する場合もある。この輕減が大きな通常刑務所——こゝで累進行刑制が一般に保持されてゐる時に——などで一層大規模に行はれてゐるといふことは、さもあるべきだ。我々は行刑の敎育的目的のために、刑務所長が個々の受刑者を知悉すべきことを望むが、この際、全般的累進を意味する劃一化はおのづから次のやうな危險を伴ふ。卽ち刑務所經營並に個々の關係職員は、施行さるべき累進制度に對し、そして受刑者が一級上つた場合には、一定期間中、刑の免除を受けた個人の新境涯に對し、多少なりとも信賴してしまふのである。若し之に反し、この累進制度が全く職員を强要して、受刑者の人と爲りを記憶させるものだとしても、かゝる立證は、さほど透徹力を有してゐないと思はれる。何となれば、かやうな制度に依る場合にも、規定に基いて受刑者の判定をなすやう、要求され得るのみならず、これがされねばならないからである——たとへ累進制の本質がこれではないにしても。更にこ

こに受刑者が何ら要求してゐないにも拘はらず、一般に行刑輕減を、そしてまた各受刑者の立場を觀察して恩惠を與へることが教育的に價値ありや否やは、疑問と考へられるのである。それ程喜ばれもせず、求められもしない褒賞は、たとへ有害とはならずとも、教育的には無意義だらうと思はれる。何となればかやうな輕減及び恩惠は、餘りに輕微なことゝ思はれるからである。實際に於ても、刑務所全體を通じて上級に編入された者達は、自分らに許された行刑輕減を利用してはゐない。また利用するものありとするも、極めて少數に止まる。故に少數の刑務所長は、上級への累進につき無條件に行刑輕減を認めず、たゞ歎願の申請ある時にのみ、累進者に之を認めてゐる。彼等はこゝまで飛躍してゐる。少年刑務所の累進制度の價値に關しては、個々の所長の抱懷する意向が極めて區々である。或所長は云ふ——受刑者が上級を目指して努力するのは、道德的にみづから完成したいと望むためよりも、寧ろ怜悧な打算からで、殊に物質的に利益が得られるといふ横着な考から來て居る場合が多いと。他の者は答へる——物質的利益へ向つて努力するところに、同時に又教育的意義が存すると。また或者は云ふ——累進制は阿諛をなすものに機會を多く與へ、常に歸來を繰返す刑務所常連を優遇することになると。すると他の者が之に答へる——累進制に關與せねばならぬ六名乃至十名の職員が數ケ月も文句なしに欺されてゐるなどゝは考へられないことだと。或者は云ふ——累進制の分類法は、實際は刑務所に於ける一覽の爲に、技術的に必要だと。するとまた他の者が直に答へる——自分は累進制には關係なしに、個人的に輕減歎願に基いて行つてゐるが、これが爲に刑務所の規定を侵すこともなく、また刑務所の仕事が職員にとつて、見透しつかなくなつたといふことも無いと。累進行刑手段の差別ある扱ひ方が、各種の事實的取扱によつて、行はれてゐることは、多言を要しないのである。

斯くの如くして

ヴイツトリヒ（Wittlich）に於ては、百六十二名の受刑者中、第一級に在る者が七十九名、第二級が四十名、第三級が三十四名（この外九名が刑罰級（Strafstufe）に止つてゐる。）

ハイルブロン（Heilbronn）に於ては、約二百八十名の受刑者中、第一級に在る者が百四十八名だが、尙期間短縮の者六十八名を合せる。第二級が五十六名、第三級は六名。

ハーネフエルザント（Hahnöfersand）に於ては、二百十名の受刑者中、第一級に上げられた者が百四十名、第二級へ七十名、第三級へ二名。

ニーダーシエーネンフエルト（Niederschönenfeld）に於ては、二百五十名の受刑者中、第一級へ上げられた者が二百四十名、第二級へ六名、第三級へは皆無！

右に依れば、全く間違ひ無いことが一つある。即ち、一般に累進行刑は之を行ふもの、意思を以て實施される。だが、少年刑務所に於ては、この種の行刑が行はれ得る場合は、補助手段として、また斯くの如きものとして唯注意を用ひ、しかし强制的、自働的な方法に依らずして、等級を分類する時である。注意を用ひて——即ち、所長は何時もこの累進行刑が劃一制に陷る惧れあることを忘れてはならない。彼は常にこの危險がまだ殘つてはゐないかと身に顧み、また分類上の處分をする場合には、これを吟味しなければならないのである！　而してまた自働的であつてはならない——即ち、行刑の輕減を指令する場合には、何時も歎願申請を條件としなければならない。歎願に基き、所長は個々の輕減が合理的なるか否かを充分繰返し檢するのである。上等級は（言ふまでもなく、こゝでは人員が超過してゐて、害がある）唯個々の行刑輕減認知にとつて、一般に名譽を意味してゐるに過ぎない。從つて個々の輕減の付與が、かゝる等級に無條件に結びついてゐるのでもなければ、またこれが自働的に意味せられてゐるものでもない。而もかゝる等級なくとも、個々の場合に輕減を爲すことは禁じられてゐないのである。從つて我々は、少年行刑に際し、累進行刑なる、現行のこの上なき救濟手段に依り、眩惑される必要は無い！　寧ろ我々はこれを目して大いに注意して適用せねばならぬところの、且內に危險を孕む救濟手段に過ぎないといふことを認むべきである！　而して所長はかやうな救濟手段を內心に於て何時も見限り、自由に之を離るべきである。何時、如何に、そして何處で個々の輕減が教育的に價値を齎すかといふことを見んとするならば、この個人的輕減を獨立性ある、また何時なりとも撤回し得べき個々の輕減として認めなければならない。

受刑者に對する極めて本質的な個人的保護に就ては、本節に於ては留保して述べなかつた。刑期滿了後、充分なる仕事に就かしめんとする配慮、その他放免された少年に對する、更にこれ以上の保護、私は特に節を設け、これらに就いて、詳論したいと思ふ。

少年への行刑に際し用ひられる教育手段、その形態及びその適用を根本的に語るに因んで、簡單に懲罰に論及しようと思ふ。これに關する權限は、刑務所の管理關係に委ねられ、度し難く、頑强にして怠慢な者に對して行使される。譴責（Verweis）輕減剝奪（Erleichterungsentziehung）、照明の制限、訪問及手紙の受授の禁止もしくは制限、一定期間の書籍利用禁止、（精々三ケ月を限度とする）、家の金錢の使用禁止、極限一週間に至る寢所の禁止（夜間屛禁Nachtarrest）、食事の制限（醫師の監督のもとに）、極限四週間に至る屛禁（Arrest）（醫師の監督の下に）、これらに就ては、少年刑務所長が處罰者側の一人として加はり、その訓練（一種の補習敎練Nachexerzieren）を加重的に且また刑罰的に實施するの權限を與へられてゐることになつてゐる。

すべての少年刑務所長が例外なしに言つてゐることだが、かくして少年刑務所に於ける懲罰の要求は充分に滿されて居り、これ以上の懲罰を課する必要は無くなつてゐるといふことである。

實際、十八歲以上の少年服役者で、刑務所の規律に不從順なるやうな場合には、所長は自分の爲し得るあらゆる手段を用ひて、この者を少年刑務所から普通の刑務所に移すやう努力しなければならない。こゝでは充分なる暗室屛禁（Dunkelarrest）の手段が講じられてゐるのである。懲罰に對しては、刑務所長が全く個別的に、自から携はらねばならぬことは、こゝに呶々を要せぬ次第である。

此の數行に於て既に私は幾度か言つた——これに就ては決して誇張の罪を負ふ必要が無い——卽ち一定の仕事を效果的に爲すや否やに依つて、敎育的な少年行刑が實效を擧げもし、之を低下しもすると。而して私はこゝにも一度繰返して言はなければならないことがある——卽ち、放免された少年を適切な仕事に就かしめ、之を正しく保護するといふ配慮の如何に依つて、放免に至つた少年に對する刑罰の完全な執行が效果を擧げるやうにもなれば、また充分これが出來なくなると。

今日個々の刑務所に於て爲されてゐるこの種の仕事は、多種多樣であると共に、また多種多樣な價値を藏してゐる。かゝる事業は地方的關係により、而して特にそこの刑務所に受刑者が集つて來る地方的範圍の廣狹に依り、全く異らねばならぬ筈である。例へばハネフエルザントの少年刑務所に於ける放免の少年の銘々の保護につき、かやうな使命を特に、また個々の場合に委託された

看守（Wachmeister）が保護を講じるならば、かゝる保護事業の行はるゝ場所は、一つの大都市からこの刑務所の大部分の受刑者は集つて居り、從つてその都市の官吏で、個々の場合に受刑者を委託された者が、自からこの保護さるべき者の生活の狀態と、生活の可能とについて世話するやう、配慮の出來る所といふことになり得るのである。かやうな仕組は、例へばヴイツトリヒ刑務所の受刑者に就いては、以前から行はれてゐなかつたに違ひない。何となれば、この刑務所の受刑者は以前から、全ライン州、ナツサウ（Nassau）及びウエストフアリア（Westfalen）の各部分から集つてゐるのだからである。

少年を自由世界へ送るの課題は、實狀に卽して解決されねばならぬといふことに就ては、意見が一致してゐる筈である。勿論これに對して以前から世界周知の障害として存して居たことは、宛も罪無くして職を得ないでゐるところの普通の獨逸青年に於けると同じく、何ら怪しむに足りない。たゞ國家社會主義的な國民指導の處置は、何時かは判らぬが、勞働過程（Arbeitsprozeß）に再び編入さるべきこれらの者の全部が職を得るに至るであらうといふ望みを抱かせるのである。而して放免された少年を勞働過程に組入れるといふ事業の建設は、全く非常時に於てのみならず、またすべての獨逸青年が職を得べき平時に於ても行はれねばならぬ。

少年刑務所がかゝる使命を果さむがためには、斷然國家社會主義的國民の安寧と力を協せ、又刑餘者の社會人としての編入を自己の特殊的事業と爲す者、たとへば受刑者保護協會（Gefangenenfürsorgeverein）の如き機關と協力しなければならない。かやうな協力はまた特に充分な注意を以て爲されねばならぬ。行刑を司る刑務所が常設の國家施設並に勞働係官吏（Arbeitsämter）、場合に依つては、少年係官吏（Jugendämter）と共に手に手をとつて仕事せねばならぬといふことは、おのづから明らかである。この際、かゝる使命遂行の切迫せる必要を常に繰返し暗示するのが、合理的で可い。何となれば、刑餘者を勞働過程に編入することは、勞働係官吏にとつて謂はゞ附隨的な仕事とされ、やゝもすれば忽せにされ易いからである。

すべてこれらのことは、主要であるから、執行として課された全作業の效果が、その執行後生じ始めてから、最後に至つて之が失せるやうな場合にも、執行者の責任は解除されないのである。

かかるが故に少年刑務所は最初から配慮して、事態―刑罰を科されない前の、受刑者の生活並に仕事の環境と、更に将来に於けるかくの如きもの――を知悉し、機宜に應じては、これを培はなければならない。少年刑務所は少年の以前の事情が思はしくないか、或はまたこれが害惡だらけのものであるならば、早速事情を變へるやう、探し求めなければならない。刑務所はまた刑期滿了前、適當な時を見計つて、可能な保護をなす爲に配慮し、且決定を下さなければならない。この場合注意を要することは、紹介さるべき職業が一時的のものであつてはならないといふことである。これが巧みに行はれ、受刑者保護の地位が求められ得たときにのみ、刑餘者が監禁の埒外に身をおくといふ絶對必要の前提が作られたと云へるのである。

かやうな仕事は他の仕事の片手間に爲されたり、或はまた机上での官僚仕事として爲されたりしてはならない。これの遂行の爲には、全一な、主務廳として旺盛な活動をする資格ある作業力を要する。かゝるものはまた、受刑者個人の、嘗ての事情を知り、個別的に新しく適當な關係を作ることの出來るものでなければならない。かくの如き主務廳としての力、かくの如き世話人は、總ての少年刑務所に配屬さるべきである。だが刑務所内で與へらるべき地位や、實際上の任務に於ける範圍から見て、教師こそかゝる職責を與へられるのに最も適してゐる。併し刑務所の教師が、かやうな任務を片手間に充たすとか、世話人が一方に於て刑務所の教師を兼ねるとかいふことは全く以ての外である。かやうな主務廳的な力を設置するに要するものは、先づ金である。私は信ずるが、概して少年行刑のために投ぜらるゝ金こそ、最も有效に投資され、最もよく報償さるべき金であると云へよう。

個々の刑務所の經驗が教へるところに依ると、巧者で勇敢で、活潑な而も必要な場合には控え目がちな世話人は、更に勇躍して、一層の善事を行つてゐるといふことである。かくて刑務所によつては、大抵二年、時には六年を過ぎても尚、以前に放免した受刑者と多少なりとも緊密な關係を有してゐるものがある。これらの刑務所は確に有用に、刑餘者保護の任に當つてゐるのだ。こゝに於ても亦、かゝる仕事をなすには、特に適切な人材を要するといふことは、事實が證明してゐる。云ふ迄もなくこれ程たち至つて保護をする爲には、極度の謙讓、愼重、及び巧妙な遣り方を要するからである。これらに反するときは、刑餘者に對し害にこそなれ、益にはならないのである。保護が巧みに、聰明、謙抑に、そして騷ぎ立てずに爲されるならば、祝福は多からう。

少年行刑に關し、努力してゐるものと私の目で見た主な點を二、三上述したわけだが、今度は結論として、効果を目指すものとして、決して見落すことの出來ないものを暗示しよう。

少年刑務所が段々さうなつてゆく傾向、否さうあらねばならぬことは、その規模が小さくなければならぬといふことである。二百名乃至高々二百五十名が最大限であらう。

だが、刑務所の長及び職員に對して爲される要求は―上述した所からすぐ解るやうに――特に大である。故に、此等の職員は特に注意を拂つて選ばなければならない。選擇され得べき範圍の中から、少年刑務所に於ける刑の執行といふ業務に對し、資格の最も豐かなものを採るべきである。

今や一層遙かに進み、進歩しつゝあるものに、すべて有能果敢なる士の、健全な努力がある。然るに、刑務所長昇進の萬能性が、上級官廳の行政に依據してゐる時は、何が意味されてゐるか。それは果敢有能なる少年刑務所長は、かゝる問題から遠のくより外に仕方がないといふことである。彼が自己の業績によつて得た向上を知りさへする時は、こゝに改變を齎すことが必要であり、それは出來ることである。

故に我々が知ることは、若し少年刑務所の能率高き行刑を、眞に創造し、以て効果を擧げんとするならば、私が最後に一つ、例として擧げたこと、卽ち、切實に職員の權限を認めるところの處置が必要だといふことである。

(Roland Freisler, Gründzüge des künftigen Jugendstrafvollzugs in Gedanken über Strafvollzug an jungen Gefangenen, 1936)

資料

特志共助委員規程並注意

——Regulations and Advice for Voluntary Workers——

たしかに英國行刑の特色を爲すものは、其の特志委員の存在である。此の制度が一般化せられ又重要視せらるゝに至つたのは一九二二年以後のことであるが、其の後此の制度は急速なる發達を遂げ、一九三一年現在に於ては男の委員五五七人、女委員八五人を算したとのことであり、最近は此の委員によつて National Association of Prison Visitors なる協會が作られ、毎年大會を開いては行刑改良の氣勢を擧げて居る熱心さである。大戰後の行刑に於て最も成功せるものであると英國人の自負するのはもつともことゝ言はねばならない。此の制度に付ては大いに研究を要するものがあるが、玆にはさしあたり之等の委員の爲に出來た注意書（内務省作製）を譯出することゝした。

× ×

左の規則は、もともと訪問委員 Prison Visitors 及び教師 Teachers の手引きとして作られたものであるが、特志共助委員 Voluntary Workers はすべて之を熟讀したる上其の任務に適用す可きものは、常に一切之を嚴守する所がなければならない。これ其の任務を繼續するに付ての必要條件である。

わけても訪問委員は、彼等が刑務所の規律を嚴守すると云ふ了解の下に、刑務所内に出入することを許可せられたるものなるを牢記することを要する。

第一 訪問委員とは、行刑委員 Prison Commissioners（中央行刑監督を爲す機關——譯者）の招請に依り受刑者に對する定期的訪問を行ふことを許可せられたる者を謂ふ。特志教師 Voluntary Teachers は教育委員 Educational Adviser の推薦に依り刑務所長 Governor of the Prison の招請するところであるが之に付ては常に行刑委員の一般的承認を必要とす

る。訪問委員及び教師は共に受刑者の有する時間を最大限度に利用し以て彼が社會の自由生活に於て以前に比較し、よりよく圓滿なる生活をなし得る者として釋放せらるゝに至らんことに努力をする。

第二 前條の目的を達する爲には精神並びに肉體に對する嚴格なる訓練を必要とする。性格を改善する爲には精神的並に肉體上の健康と注意とを增進する必要がある。人生と社會とに對するより健全なる展望と同胞に對する責任觀念とは日々の心身の勞働を最大限度の緊張と興味とを以て遂行することから生れる溌剌たる精神と健全なる肉體との中に最もよく成長する。

此の目的の爲には受刑者は簡素ではあるが不足するところの無い糧食の給與を受ける。適當なる作業により勞働の習慣が維持せられ尙出來得可くんば更に助長せられる。而して肉體的訓練により身體上の活力は增進せられる。少く共之と同樣の重要性を持つものは精神上の活力を創造支持し、又其の心から從來之を蔽ふこと餘りにも頻繁なりし利己的且つ貪婪な考への部分を驅逐し斯くして受刑者今後の生活に對し確固たる勝利を獲得することである。

尙又若し人をして平均と展望 balance and perspective を失はざらしめんとせば社會的性質を帶ぶる會話 social conversation も亦殆どあらゆる者にとり不可缺なる所の日常生活上の要素である。言ふ迄も無く刑務所には種々困難なる事情があつて、受刑者相互間に於ける無制限なる會話は之を許すことを得ない。話題は僅少であり其の會話は不活潑である。經驗と常識と同情とを持ち且つ刑務所の職務に無關係なる unconnected with the official administration of prisons 人は受刑者を其の居房に訪問し最も廣い範圍の話題に付て會話を交換することに依り此の必要を充すことを得る。此の種の人は又人生なるものに對する受刑者の觀念を變へ其の利己心を減少せしめ其の心中に同胞に對する義務感を喚起せしめることにも大いに貢獻することが出來る。各受刑者の個人的事件に付て同情が示されるならば受刑者は自己に加へられる善き感化に對し一層感受性を增すであらう。

斯くの如き目的の故を以て各刑務所に於ては訪問委員と特志教師とが歡迎せられて居るのである。

第三 時事問題に關する報導は受刑者に對し之を爲

すことを妨げないが、爭論の方法は避けられなければならない。又宗教上の說教・精神上の行事一般は教誨師の任務たることに注意することを要する。受刑者の勉學並に讀書に關し彼に助言を與ふることに依り之に非常なる援助を供することが出來る。刑務所の圖書室には資金の許すに從つて看讀書籍の備へ付けを行ふがその看讀書籍に付て訪問委員並びに教師より意見を聽くことは教誨師の歡迎する所である。

第四　行刑共助委員は其の訪問する受刑者に對する判決の當不當乃至は刑の長短の如き問題には觸れる可きでない。されば彼は國務大臣・國會議員又は其の他著名なる人士に對し受刑者の爲哀訴することを得ない。又委員たるの職權を利用して裁判中又は未決拘禁中の者の爲裁判所に出入することは出來ない。被拘禁者は屢々斯る問題に關し語らんことを希望するものであるが、委員は之を拒否しなければならない。

その陳ぶる所にして留意し置く必要ありと思料せられ而も受刑者が國務大臣に對し正當に訴願を爲すこと能はずと信ず可き充分なる理由あるときは委員は刑務所長又は教誨師に此の點を傳達しなければならない。但し外部の者に對しては之を漏洩することを得ない。

第五　同樣に受刑者が自己若は他の受刑者の處遇又は刑務官の處置に付き之を委員に訴へんと欲するときには訴願 petition 又は請願 application に依りて之を爲すことを得る。而して委員にして之に留意することを必要と認めたるときは之を刑務所内の事故全般に對する完全なる責任者たる刑務所長に傳達しなければならない。

第六　受刑者の個人的家庭的事情に付て關心を持つ訪問委員又は教師にして受刑者に對し何等かの奉仕を爲さんことを希望する者ある場合には行刑委員は此の種の同情ある申入れを歡迎すると共に次の諸點に留意せられんことを希望する。

一　受刑者の友人との通信は刑務所長の同意ある場合に限り之を爲し得る。

二　共助委員にして何等かの行動を執らんとする場合に若しも之に先立つて所長又は教誨師に相談することが無いならば訪問委員教師及び受刑者保護協會 Prisoners' Aid Society の間に複雜と混亂とを生じるであらう。

三　受刑者の家族又は釋放後に於ける受刑者自身に對する救助申入れは常に受刑者保護協會を通じて行はれることを要する。

特に訪問委員及び教師は受刑者の爲に金錢を使用すること無き樣要求せられて居る。但し受刑者保護協會の手を經且つその同意を得たる場合は此の限りではない。

第七　最も重要なることは保護協會を通じ釋放者を社會に復歸せしめることである。訪問委員が受刑者の性格・希望・境遇・將來の見込みにつき得たる知識の上に立脚したその勸告と注意とは保護協會が受刑者の釋放後之に實際的援助を與へる上につき頗る貴重なるものである。さればすべて訪問委員は保護協會に對し彼等が訪問する所の受刑者に關する報告を供給することに依り同協會を援助することを以て其の任務としなければならない。

訪問委員は受刑者保護協會の任務及び成績につき直接の利害關係を有する。彼等は其の刑務所附屬の受刑者保護協會委員 members of the committee of the Prisoners' Aid Society と成ることを希望せられる。

一刑務所の訪問委員の數が選定せられたる保護協會委員の數の五十パーセントを超ゆる場合に於ては委員の任務に服する爲訪問委員は其の數を超えざる範圍に於て其の中より追加委員 additional members を任命しなければならない。各刑務所の訪問委員は其の所の受刑者保護協會の每週の準備委員會 sub-committee に出席する爲彼等の中から少く共一名を決定し置くことを希望する。其の準備委員會に於ては翌月中釋放せらる可き受刑者の爲必要なる準備を整へるのである。

受刑者の社會復歸は受刑者保護協會の有效なる管理に依存すること多大である。一般的に言ふならば根本的なる要求は就職である。刑事司法の全領域 whole area from which prisoners are committed to the Prison に於て有給たると無給たるとを問はず現職者の奉仕が要求せられて居る。此の目的の爲には資金が必要であり且つ訪問委員が忠言と宣傳とに依り本保護協會を援助することを要する。

準備委員會に出席すること不可能なる訪問委員は委員名簿か又は所定の用紙に必要とする救助の詳細を記

入することに依つて勸告を爲すことを要する。

第八

一　訪問委員は其の信仰の如何に係らずあらゆる場合に於て刑務所長及教誨師の指揮を受ける。訪問委員は刑務所長に依り彼の氏名表の中に記入せられたる受刑者のみを訪問す可し。負擔の過重と過少とは斯くの如くにして避けられ最大の效果が訪問委員の働きより得られる。

二　教師は刑務所長及び教誨師の一般的指導の下に任務に服する。刑務所長並に教誨師は受刑者の學級を分ち教育委員會の援助を藉り教授科目を決定する。

受刑者にして其の學級に適せず、又は其の學級に留まることに依り何等の利益をも受けることを得ないものと認めらるゝ者あるときには教師は之を刑務所長又は教誨師に報告しなければならない。

教育上の改善又は擴張に關する特志共助委員の勸告は常に歡迎する。

第九　特定の教師は學級授業を爲すの外居房内に於て其の學級の個人に對する教育を繼續することが出來る。このことは若し教師にして其の時間を割くことが出來るとすれば其の任務に對する貴重なる奉仕 addition である。

第十　特志共助委員はすべて刑務所規則を遵奉するに細心でなければならない。然らざれば其の任務は之を遂行することを得ないのである。いやしくも疑はしきことある場合に於ては刑務所長は直ちに之に對し注告を加ふるであらう。すべての者が規則を遵守するや否やを監督することは刑務所長及び其の全部下の義務である。

左記の規則には特に注意を拂ふことを要する。

一　特志共助委員は刑務所に關する記事を刊行してはならない。

二　如何なる種類の通信と雖も刑務所長の許可なくしては受刑者との間に往復することを得ない。

食物・飲料・煙草・書籍・新聞其他如何なる物と雖も受刑者に與へてはならない。規則に反して物品を刑務所に搬入し又は之より搬出することは犯罪 statutory offence を構成する。

三　訪問又は授業の終了したる後には受刑者が施錠したる居房内に入れられたる場合を除き特志共助委員は常に受刑者を刑務官の手に引渡すことが必要である。受刑者は無監視の儘で講堂や教室等の中に放置せられない規則である。

四　訪問は原則として受刑者が其の居房内に在る時間即ち夕刻又は終業時に爲されることを要する。刑務所長は何れの時間が最も適當なりやを指定することを得る。

五　各特志共助委員に對しては身分證明票 identification card を交付するを以て刑務所を訪問する場合には之を持參し必要あるときは之を提示しなければならない。

六　任務の關係上若し委員が居房鍵を所持する必要ある場合には門衞 gatekeeper より鎖附きの鍵を貸與する。委員は鎖を衣服に下げて置き退出の際之を門衞に返還す可し。

七　居房を開扉したる後に於ては閂を二重に外さなければならない（最初にはハンドル又は戸鉦を其の次には鍵を使用して）。それからは房扉は殆ど閉鎖に近い迄に爲し得るが錠の掛る惧れ無くして房内の秘密を保つことが出來る。會見終了の後は再び房扉を閉ぢ更に二重の施錠を爲すことを要する。

×　×

×　×

新刊紹介

□エドモン・ロカール著『刑事學提要』第五卷
Edmond Locard, Traité de Criminalistique, tom. V, 1935

生物學、物理學、化學、數學等の諸方法を應用して犯罪の證據を發見せんとするものが警察科學 technique policière 更に之に法醫學、證據心理學及び犯罪學等を加へたもの丶總稱が刑事學 criminalistique であると著者は定義をする。從來此の意味に於ける刑事學の研究發表にして尊敬に値するものが二つあるとする。一はハンス・グロース Hans Gross の「豫審判事必携 Manuel du juge d'instruction」と其の後に表はれたライス Reiss の「科學警察提要 Manuel de Police scientifique」であるが前者は寧ろ裁判官向きであつて實用的でなく後者は内容が斷片的であると云ふ缺點を持つて居る。そこで、本著者は此の缺陷を補はんとして本書の刊行を企てたと云ふのであるが内容が廣汎なものである丈けに之は非常な大事業であることは疑ひが無い。第一卷の出たのは一九三一年であつたが、其の後同年に第二卷、翌年に第三卷、一九三三年に第四卷と出版せられ總頁數は二千頁に垂んとして居た。此處に紹介するのはその第五卷として一昨年出版せられたものである。念の爲從前のもの丶内容を言つて見ると、第一卷犯罪の痕跡 Les empreintes et les traces 第二卷同第三卷個人識別法第四卷同と成つて居た。第五卷は文書鑑定法 l'expertise des documents écrits であつて、四百八十頁の大冊であるが尚次の第六卷に續く程豐富な内容を持つて居る。此處に第一部として說かれて居るものは文書僞造の諸方法と其の鑑定方法であるが僞造の方法は之を四種に大別し各部門に付いて驚く程詳細な研究がしてある。其の研究の客觀的價値に關しては私は之を批判する資格を有しないが著者がリヨン警察科學研究所長なる點、參考文献、參考圖表が豐富に盛られてある點、本書の刊行着手後からでも既に六年に及んで居る點等から推察して少く共本書が刑事學研究の領域に於て看過す可からざるものであると斷言することは出來るであらう。（リヨン發行　四八七頁）　中尾

□同第六卷（Locard, Traité, ibid., tom. VI, 1937）

第六卷の前半は、第五卷鑑定法の續きであり、其の爲に三百頁即ち本卷全部の約半ば以上が割愛せられて居る。文書の材料、書き道具 l'instrument scripturant の種類、文書の分類、タイプライター法其の他の各論的記述がその内容である。後半は祕密通信 correspondances secrètes と變造 falsification（五一三頁）　中尾

□ブラー著『刑法提要』（Brass, Précis de Droit pénal, 1936）

著者はリエージュ大學教授で、本書の内容は「刑事政策 répression の概論、刑法第一編（總則）、浮浪乞食者取締法及び少年法の註釋」と成つて居る。本書には序文が省かれて居るので著者の意圖は明示せられては居らぬが、恐らくは初學者の爲に刑事法の基礎並びに實證を極めて平易に概說することを目的としたものと察せられる。從つて本書は純然たる刑法書と言ふよりも寧ろ刑事政策を說く書としての特色が強いとも言ひ得るであらう。故に、甚だ斷片的で且つ啓蒙的な程度に於てではあるが、兎も角も刑罰の基礎とか犯罪者の分類、累犯の問題、犯罪原因論等が要領よく說かれて居るし、各種の刑罰とベルギーに於ける執行方法迄が說明せられて居るのである。ベルギーの刑罰制度を簡單に知る爲には手頃の參考書たる可く、更に詳細の研究を爲さんとする人の爲には、豐富な脚註が大きな利便を供給するであらう。（ブルッセル、リエージュ、パリー發行。三九二頁。十圓四十錢）　中尾

□内閣資源局『金屬並機械工業從業者に對する職業分析及適性檢査報告』（昭和十二年三月）

資源局が内務省社會局と共同して組織した職業分析委員會の指導の下に六名の心理學專攻者を囑託し約二ヶ年半の日子を費して施行した軍事工業に關する適性研究の一部の報告である。本論と附錄の二冊よりなり共に大版九二頁。附錄は本論を産み出した細密なる數字的資料のみを蒐錄したものである。

此の研究の目的は我國の非常時局に對する物的資源に並行してそれを工作すべき人的資源の開發並に利用につき科學的處理の基礎を確立するにある。即歐洲大戰の時各國が人的資源缺乏の苦難の解決に心理學的檢査法の適用により劃期的の效果を擧げ、且其後の農業能率增進並に國民の職業指導に貢獻する所多大であつたのに鑑み、我國の來るべき國家總動員に於ける軍事諸工業の急速にして而も多數の

職工選抜と訓練の緊要なるに對處するため職業分析並に適性檢査による適材適所の配置を適確にすべき一般的規準を作成するにある。

職業分析委員會によつて調査すべく決定せられた職種は二十五種であるが第一次の調査對象として(一)旋盤工(二)フライス盤工(三)仕上工(四)組立工(五)鍛工(六)鑄物工(七)木型工(八)熔接工の八種とした。(五頁——二五頁)而して第一次性能檢査として現今一般に使用されつゝある性能檢査法より二十一種を選び各職種全般に亙つて之を實施して職種間の性能の相違の發見に資し、更に第二次性能檢査として職種の作業に對應すべき模型的性能檢査器具十種を資源局に於て工夫考察して作製し、同一或は類似職種に於ける職工の技能の差異に對する性能の差異を檢出しやうとした所の二段階の檢査をしたのは本調査研究の特徴として特記すべきものである。(二四頁——六六頁)被驗者は東京附近十一工場の熟練工約千名。(二頁及六七頁——六八頁)更に青年學校十一校約六五〇名除隊兵二〇〇名に就て上記諸檢査を施し各職種の性能に對する一般人の標準尺度を造り、この標準尺度に對する各職種職工の成績の良否及量によつて該職種の必要性能決定の規準としたのである。

かくして各職種別の明確なる標準プロフイルを作成し得た(七一頁——七五頁)のはこの調査の大なる收穫である。次に各職種の熟練工の成績と一致度の高い性能檢査數種目宛を選び、各職種に對する適性檢査を編成し(八四頁——八五頁)各々に對する職工の標準點及見習工採用に對する最低合格點を決定した。(八六頁——九一頁)

本調査の結果として各職種別性能プロフイル及各種職工の標準點並に見習工採用に對する合格點を一般人の標準に還元して規定し得たのは大なる業績であつて、かゝる廣範圍且體系的な調査は現業營利工場に對して强制力を持たない學校や研究所では極めて困難であつて、國家總動員時は勿論平時に於ても産業界並に職業紹介機關に對し寄與する所が尠くない。又我刑務作業中鍛治工作業の種別を見ると火造工(鍛工)仕上工、旋盤工、鑄物工、自動車工、(組立工、及塗裝工)板金工、プレス工、鉞力工等がある。(行刑局田邊屬の調査による)從つて本調査による鍛工、仕上工、組立工、旋盤工、鑄物工の適性檢査及その選拔規準は直ちに刑務所鍛治工の適性選拔にも應用せられ受刑者の職業訓練及作業能率增進等刑務所作業の人的合理化に適用し得られるものである。只惜むらくは未だ職種の一部のみ調査されたのみで利用の範圍は尠ないが爾後內務省社會局職業課に於て十年計畫にて引續き調査研究せられる豫定であるからその成果は大いに期待せられるものである。

高瀨

□ローイ・カルヴアート著『二十世紀に於ける死刑』第五版 E. Roy Calvert; Capital punishment in the twentieth century, 5th edition. 1936. London

一九二七年本書が初めて世に送られて以來、名著として其の聲價は定評あるところである。著者は英國の死刑廢止運動に偉大なる足跡を殘して惜くも一九三三年七月、三十六歲の若さを以て此の世を去つてしまつた。一九三〇年の第四版は彼の手になる最後の改訂增補版であつて、これについては我國に旣に竹田直平氏の名譯がある(昭和九年七月、立命館出版部發行)。今回本書の第五版は未亡人、テオドラ・カルヴアートによつて改訂增補の上、出版せられたのである。其の序文に於て彼女は著者ローイ・カルヴアートの熱烈な人道的な性格と死刑廢止運動に一身を捧ぐるに至つた事情や更に彼の問題に對する眞摯な態度を語り、本書第五版の改訂增補のことに說き及んでゐる。テオドラカルヴアート夫人は中央ヨーロツパに於ける政治的變化は本書中第三章「死刑——他の諸國に於ける狀況」の改訂を大いに必要ならしめたとして、章中各所に改訂を加へ、死刑問題に對する諸國、殊に白、丁、和、諾、伊、獨、塊等の其後の狀況を明らかにしてゐる(p. 43——91)。尙最後に第十一章(p. 201——220)として「一九三〇年の特別委員會」(The Select Committee of 1930)なる一章を新たに增補し、一九二九年末設置せられた死刑に關する下院の特別委員會の目的、構成等より、更に同委員會の一九三〇年に於ける活動狀況を述べ、委員會が國の內外各方面からの證人や報告書や覺書や統計表等によつて死刑に關する實際的調査を遂げ、其處に得たところの報告書に論及し、其の間實證的に死刑廢止の必要性を立證し强調してゐる。

以上第五版に於て新しく改訂增補せられた部分についてのみ概括的な紹介を試みたが總じて本書は著者ローイ・カルヴアートの偉大な力闘と功績の記錄であり、死刑廢止國の實情蒐集の成果であり、著者が飽くまでも謙虛な態度を以て一切の誇張と牽强附會的な議論とを退け只管事實ありのまゝを表さうとする客觀的な態度に終始してゐるところに特色あることは旣に學者の認むるところである。

小野崎

□正木亮著『監獄法概論改訂版』

「監獄法概論」の第四回目の改訂版が二月末日裝ひを新たにして世におくられた。前回の改訂は昭和九年の夏であるから、その間に二年半の歳月を閲したわけである。この二年六ヶ月の間に著者は行刑當局者の椅子から控訴院檢事に轉出したが、著者の研究と精進の方向が依然行刑の上に注がれてゐることは言ふ迄もない。今回の改訂は、それらの成果の一つであり、最近に於ける我が行刑の進展と對應すべく改正の諸點を竦めて上梓されたものである。改訂の主なるものは行刑建築に於けるパヴィリオン式の採用——市谷未決監の建築（一七頁）、監獄官制の改正——課長制度の採用、看守長、看守の增員、作業官、作業屬の增員豫定（一八——二一頁）等であるが、他に刑務官會議の諸問事項等についても更に詳細な解說が加へられてゐる。改訂の序は極めて示唆に富むが、今こゝに其の全文を掲げることは困難であるから、その一部を拔いて紹介に代へる事としよう。曰く「（最近）外國では威嚇行刑を高調した國すらあるのに、我が國に於ては思想犯人さへ改善しようとする思想犯保護觀察法が生れて實行に移されることになつた。思へば刑罰に於ける仁愛感化は外國からの輸入ではなくてむしろ我が國の特性であるといふ結論を見出すことが出來るとも考へられる。」「この特性あるが故に我が行刑の本然は爾今いつまでも變りはあるまい。只、變り得べく又變つて行かねばならぬものは運用の問題、技術の點だけであらうと思ふ。行刑累進處遇令、假釋放審査規程の實驗を重ねること茲に數年を經た今日、恐らくその技術的改正が加へられることは近きであらうが、それらの根幹が不變であることをわたくしは信ずる」。そして著者が第三者の立場に立つて最も關心を持つのは行刑の運用であり、行刑の運用は愼重の上にも愼重を要することを戒めて居られる。

本書を通讀して「監獄法概論」が平易な行刑讀本であると同時に、高い學問的立場を把持してゐることに就て、今更ながら思ひ新らたなるものがあつた。また初版の年から數へて七年の歳月を經たにも拘らず、又その間に於ける世界行刑の目醒しい進展にも拘らず、本書がつねに新しく且啓蒙的な價値を失はない事實にも驚かざるを得なかつた。この事は單に本書が四回に亙る良心的な改訂增補により行刑界と步調を共にして來たことのみを意味するものではない。

著者の人と思想に對しては、何人も深い尊敬を惜しまないであらう。（本文二一二頁、有斐閣版、一圓四十錢）

青木

□六七會編『教誨創始の苦心を語る』

名古屋控訴院管内六縣七刑務所の教誨研究機關六七會は昨年九月の總會の折、同會の創立滿五週年記念として席上表題の如き座談會を催した。本書は其の速記錄であるが、座談會は斯界の先輩古老も集り、滋味溢るゝ體驗談を繰りひろげてゐる。座談會は第一期舊刑律時代、第二期圖式時代、第三期舊監獄則時代、第四期監獄則、同施行細則時代第五期監獄法時代至現代なる時代の大別を經とし、教誨の意義、教憲の問題、教材の問題、教誨と教育の關係、教誨效果の問題、看讀書籍の問題等に對する考察を緯とし、以上を大體の骨組として座談を進行せしむべく、豫め司會者側の愼重な考慮が拂はれてゐる。然しながら座談會の性質上必しも嚴密に此等の問題の一切が取上げられてゐるわけではないが、「教誨創始の苦心を語る」ものとしては十二分の成功を收めてゐるといふべきであらう。

廢佛棄釋の世相に揉まれ、監獄當局者さへも教誨を無用の長物視した時代にあつて、困難な道を切り拓いた諸先輩の苦闘の跡は全頁に躍如たるものがあり、今日の生長と對比してまことに感慨に堪えない。これら草創時代の高邁な精神と努力は今日と雖も正しく繼承されねばならぬことは勿論であるが、教務の機構、教誨師の位置も整備向上しつゝある今日、却つて教誨における人間的な要素が多忙な教務事務の中に埋沒される危險性も、また考へ得られぬこともない。その意味に於ても制度、地位ともに甚だ不備であつた創始時代の旺盛な教誨精神に觸れることは尠からず有意義である。明治二十五年に開かれた中央教誨師會議の議案並に決議錄、巢鴨事件の眞相等は資料として夫々得るところが多かつた。（本文八七頁、六七會發行、非賣品）

青木

× × × ×



刑務協會五十年を迎へ其前半世の回顧（一）

坪井直彦

大日本監獄協會、これが本會の幼名である。明治二十一年の創立でこゝに五十年の歳月を經過した。私は本會の創立以前より刑務界に生れ出てゐた者ではあるが、其當時はたゞ長野縣の一看守長としての存在であつた。その後に時の監獄監督官廳たる內務省警保局に轉任して、本務のかたわら本會のお手傳ひをすることになつた。そして約十ケ年間直接又は間接に本會に關係してゐたのである。

その時に於ける本會は極めて微々たるもので前途も頗る覺束ないのであつた。それが今や五十年を經過して基礎確立し宏壯なる建造物をも有するに至つたことは往時を追懷し轉た感慨に堪えないものがある。

現今刑務に從事さるゝ方々は本會創立の動機や經營上の經緯また其後の行刑界の變遷などに就いては御存じないと思はるゝので、その概略を叙することも本會發達史上まんざら徒爾ならざるべく玆に禿筆を呵せんとするのである。しかしながら座右何等の參考とする書類なく單に古き記憶をたどりて書き出すことゆえ年代の齟齬もあるべく又憶ひちがひのこともなしとせず、である故に讀者もしその誤りを發見せらるゝならば伏して御叱正を仰ぐのである。

○本會創立の動機

內務省取調局飜譯係に出仕する佐野尙と云ふ中江兆民門下の佛蘭西學者があつた。官制改正に依りてその取調局は廢止されたので佐野氏は失業した。佐野氏は在職中主として外國監獄に關する書籍や雜誌の飜譯に從事して居たので、「佛國監獄改良論」、「歐米監獄事情」、「ストツクホルムに於ける萬國監獄會議々事錄」などの出版もありて當時では唯一の監獄學者を以て任ずる人であつた。それゆえ內務省警保局長であつた清浦奎吾氏は佐野氏をして民間に在りて監獄改良事業の爲めに一と働きせしめんとしてこのことを氏に說示したのである、これが卽ち本會設立の動機である。

佐野氏は清浦氏の勸誘に應じて先づ佛蘭西監獄協會に習ひて大日本監獄協會を設けこの機關に依りて民間に在りて專ら監獄の改善に努力するの決心をしたのである。そしてその企圖を清浦氏及內務大書記官小原重哉氏に謀りまた等しく佛蘭西學系の內務省參事官宇川盛三郎氏に援助を求め、この人々の贊助を得て始めて大日本監獄協會設立の步武を進め、明治二十一年三月大日本監獄協會規則を起草して佐野尙、宇川盛三郎兩人發起人となりて、地方長官、監獄及警察の主宰者、司法官、辯護士、宗教團體等に頒布して贊同を求めた。

こゝに最初の本會規則を抄出して本會が五十年以前に於て既に有して居た抱負と又其事業がその當時にあつていかに進步的であつたかを示さん。

大日本監獄協會規則（抄錄）

第一條　本會は大日本監獄協會と稱す

第二條　本會は當分其假事務所を東京府下下谷區七軒町二十八番地に置く

第三條　本會の目的は大日本帝國監獄事業の改進を翼贊するに在り

第四條　本會の事業は左の如し

一、監獄事業を奬勵すること

二、不良少年感化事業を奬勵すること

三、出獄人保護事業を奬勵すること

四、貧民の救助及教育に關する事業を奬勵すること

五、諮問及質問に應ふること
六、懸賞論文を募ること
七、監獄に關する飜譯及著述を爲すこと
八、監獄に關する圖書を出版すること
九、本會雜誌を發刊すること
十、萬國監獄公會、萬國監獄委員會及萬國監獄協會に關すること

第五條　本會の雜誌は通常毎月一回又は二回發刊して會員其他有志者に頒つ
雜誌に揭載する事項左の如し
一、監獄に關する法令
二、監獄學竝に歐米諸國監獄法講義
三、刑法治罪法講義
四、監獄に關する飜譯
五、地方會員の通信又は寄書
六、歐米各國の監獄協會等に關する通信
七、本會記事

第十一條　會員は毎月會費金拾錢を納む可し
但名譽會員特別會員は會費を徵せず
この時にあたり本會の事業として既に不良少年矯化、釋放者保護、救貧等にまで及ぼしてゐるのである。その頃には感化事業としては高瀨眞卿氏經營の東京感化院が出來たばかりのことで他の府縣には未だかゝる企てはなかつたやうである。また釋放者保護事業は我國最初の企てである靜岡の金原明善氏經營の出獄人保護會社が明治二十二年頃の創立で殆んど本會と同時に出來たぐらゐであらう。兎に角本會が旱くも之が皷吹に努めたことは今に於て當時を顧みても感謝に堪えぬものがある。

○本會の創立

高塀の裡に隔離されて世間に何等の交涉だもなき當時の監獄は民衆よりは不淨の場所として取扱はれて居たのではあるが、識者の間には監獄改良の聲が漸次喧傳されつゝあつたので、本會創立の旨趣に贊同するものも豫想外に多く主意書發表後一ケ月ならずして千二百餘名の會員申込みがあつたので發起人等はこゝに力を得てその翌々月本會雜誌第一號を發刊し又會務の分擔を定め庶務主幹に小菅集治監典獄石澤謹吾氏、調査主幹に宇川盛三郎氏之に當り佐野

尙、武田英一、深井鑑一郎の三氏が會務に從事し又民間著名の士に評議員を囑託して毎月一回評議員會を開きて會務の遂行を期したのである。而して其の評議員は左の十氏であつた。

田口卯吉　岡山兼吉　末廣重恭　銀林綱男
大浦兼武　林　和一　松本美凱　角田眞平
杉本重遠　青木　匡

創立後滿一ケ年卽ち明治二十二年四月には會員漸次增加するに至り玆に本會の發會式を京橋區木挽町の厚生館に於て擧行した。其概況を當時の本會雜誌に就て見るに極めて盛大なるものであつて來賓として公爵三條實美、伯爵伊藤博文、子爵山尾庸三其他朝野の貴顯紳士多數の臨席を得て祝辭講演等も頗る有益なるものが多かつたやうである。就中伊藤伯の講演は列席者一同の傾聽に値するものがあつて、先づ刑罰の目的は罪囚の矯化に在りとて歐米諸國の監獄改良の經路を分說して分劃拘禁（獨居制）の新を述べ又各國に於ける監獄協會の存立より萬國監獄會議の由來現狀を細說し將來の改良方策より進んで監獄學の一科將に起らんとす須らく奮進努力すべしと該博なる資料を採て奬勵鼓舞せられたるたるものゝ如く洵に監獄改良上の一警鐘たりしを疑はざるものであつた。

而してその當時の本誌を見るに記事極めて嶄新にして資料もまた豐富、在野の學者、政事家の執筆に成るもの多く且海外に於ける監獄方策の注入には特に意を注ぎたるものゝ如くイー・シー・ワインス著「監獄沿革史」の講義、歐米監獄經理の管見、ジード・ラマルカの佛國監獄學或は英佛米の監獄協會雜誌の抄譯などは每月連載され、外國の新しき監獄構造圖や監獄關係知名人士の肖像などを挿入し加ふるに每月開催せる研究會の議事、討論會、講演會の筆記を揭げて實務の指導に資むる等頗る用意の周到なるものがあり、いかにも其當時に於ける本會は意氣冲天の慨あるを思はしむるのである。

かくの如く頗る順調に又盛儀裡に發會式をも擧げ內容もまた益充實し內外の聲望を得るに至りて前途の洋々たるの觀があつたが、飜て當時監獄の狀態を一瞥するときは寔に慨嘆に堪えざるものであつた。玆にその概略を述べて參考に資せん。

○當時に於ける監獄の概況

內務大臣の直轄たる監獄は刑期十二年以上の者を拘禁する爲め設けられたる集治監で東京、宮城、三池、樺太、空知、釧路、網走の七ケ所と別に集治監へ送るまで一時留め置くため兵庫に設けてあつた兵庫假留監とである。其他の道廳府縣にある所謂地方監獄は內務大臣管理の下に在て北海道は廳長官、東京府は警視總監、府縣は各知事が監督し其又下に書記官を部長とする內務部（一時第二部とも稱せり）なる一階段があつてその中の一課に屬して居たのである。故に內務大臣直轄の集治監と假留監は地方監獄に比して管理方法も行屆き經費豫算等にも左程困難はなかつたやうだが、地方監獄にあつては凡てのことが內務大臣……知事……部長……監獄と云ふ階段を經るので命令の徹底も阻まれ事務の敏活も妨げられたのである。尤もそれは事務取扱のことゆゑ忍ぶとしても最大恨事は監督者たる知事も書記官も悉く監獄に對する智識は皆無である。且典獄に於ては適切なる人物を得ず各府縣とも概して屬官か警部中の無能者を以て之に充つるか若くは失態者の一時的避遁場たらしむるかの有樣であつた。看守長や看守もその大部分は警察官より轉じたもので恰も府縣官吏中の落伍者の集團場たる趣きがあるのであつた。

而してこれ等官吏が職務に對する觀念はどうかと云ふに、先づ被拘禁者の逃走防止が第一の任務でこれに亞ぐものは懲戒の徹底である。懲役囚はその名の如く懲らしめさへすればよいのであるとのまことに單純な考へであつた故に作業も成るべく苦しむるに足るものを選ぶことにしてゐたが、かゝる注文通りの勞苦に適する作業は勿論普通勞力を要する作業をも見出すことが出來ぬので各府縣通じて殆んどが藁仕事を課するやうな實況であつた。從つて作業以外に懲戒の方法を執らんとして往々人道に悖る手荒らなことをして物議を起したこともあつたのである。尤も都會を離れた縣では外役と唱ふる作業で鐵道工事の線路開鑿、府縣道路の開拓工事、公共團體の經營する土工等には彼我共に歡迎さるゝのであつた。これらの工事場所が監獄所在地と遠隔なるときは共工事場附近へ假設監を置きて派出せしむる縣もあつた。この假設監と云ふは隨時組み建て得る監房で二間に十間位の格子造りにして五房位に仕切るものである。之を二三棟ぐらゐ谿間などへ建て連らね工事が進行するときは又移轉する輕便なる臨時監獄出張所である。

而して都會に在る監獄ではかくの如き監獄外作業も求むることが不可能であるゆゑ懲戒の方法に苦慮の結果終に罪石なるものか案出された。歐米諸國の諸制度を視察して歸朝した內海忠勝と云ふ人が英國に於て囚人懲戒のため鎖彈を運搬せしめたり鎖の輪を空轉せしめることを見聞して來たので同氏が兵庫縣知事たりしとき始めたものである。五貫目乃至十五貫目位の石を或る一定の時間一定の距離を兩手に捧げしめて往復せしむるのである。この罪石が兵庫縣監獄にて施行さるゝや直ちに大阪府監獄に流行し更にまた近府縣に傳染せんとする風向であつたので忽ち世人の非難を受け各方面からの陳情となりて廢止されたこともあつた。

次に監獄の建造物の狀態を見るに過半の監獄は舊藩時代の倉廩などを改造したものであつたが、警視廳、群馬、長野、栃木、福島、熊本等は木造ながらも十字形若くは二階建てでその型は歐米に採つたものである。それは明治五年に囚獄權頭小原直哉氏が香港の英領監獄を視察して歸ての復命書に基き頒布された監獄則及圖式に依りて建築されたものである。これ等は獨居房の設備こそないが倉廩改造の監獄に比すると大に進歩したものであつた。その時の趨勢から見ると其後の改築監獄はみなこの例に依るわけであるが、明治二十年頃と思ふが廣島の監獄で大火災を起し多數の收容者を燒死せしめたことがあつた。そして斯くの如く收容者を慘死せしめたのは監房の構造が棟續きであるからだ、將來監獄を建築するには十字形や二階造りは絕對に不可なりとしたのであつた。其頃の內務省に於ける監獄建築許可準則と云ふ內規の見るに「監房は一棟十房以內たること」「各棟の間隔は五間以上とすること」などとありて所謂算木竝べた形に一定せんとしたものである。現に廣島、山口、神戶及前の大阪、京都の監獄がそれである。しかして此方針は明治二十三年ゼ・

バツハ來朝後の監獄改良劃新期まで持續したものゝ如くである。

以上の如く官吏、處遇、構造共に不備缺陷を極めゐる狀態なるゆゑ本會が理想とする域に進展せしめんことは實に容易の業でないことを知つた。しかし本會は創立後孜々として或はこれを雜誌に揭げ或は當路者に進言し內部に向ては指導啓發に任じ外部に對しては監獄改良の氣運喚起に邁進努力したのである。

○監獄改良の曙光

條約改正、治外法權徹廢の聲が漸く盛んになつて「國の文野は其國の監獄を見て知る」と云ふ詞にも刺激されて監獄改良の曙光が見えて來た。そして其第一着手として監獄官練習所を設くることゝなつた。

內務省に內務次官を以て所長とする監獄官練習所が設けられて現任の監獄官中より年少有爲の者を選んで入所せしめ人材を養成すると共に監獄改良の實を擧げしめんとしたのである。そして改良の規範は警察の夫に倣ひこれを獨逸に求めることにして其頃同國に於ける監獄界の權威者ドクトル、クローネを招聘せんとしたのであつたが彼が拒辭したので彼に適當なる者の推薦方を委囑した。依て彼は自分の部下で實務に熟達してゐるフオン・ゼ・バツハと云ふ者を推擧して來たゆゑ直ちにこれを招聘したのである。このゼ・バツハは豫備陸軍騎兵少尉の軍籍に在りて永年モアビート監獄の理事を勤め容姿端整なる壯年であつた。

ゼ・バツハが來着するや先づ典獄を招集して外國に於ける行刑の槪念と將來改良すべき大綱を知らしむるため小菅集治監に於て二ケ月間實務の講習を施した。而してこの講習が終ると更に道廳府縣及集治監から監獄書記又は看守長を二名づゝ拔選して練習期間六ケ月の豫定で小菅集治監內に新設された監獄官練習所へ入れたのである。然るにこの練習生は選拔試驗もせず、また前に述べたやうに警察官の前身者などであるから普通學を修めた者も少なく中には筆記すら覺束ないものもあつたが一面には漢學の素養のすばらしいものなどもあつた。

練習所の學科はゼ・バツハの獨逸監獄學、倉富勇三郎氏（前樞密院議長）の日本刑法、小原重哉氏の日本監獄學だけである。この外にはゼ・バツハの實務練習でこの實務練習が將來我國の監獄改良上緊要なるものであるとの豫告を受けて居たので彼我ともに極めて眞面目に力を注いだのである。ゆゑにこの練習の結果學科の成績はあまりよくなかつたやうであつたが實務の點は大に見るべきものがあつたのである。

其時までは監獄官の任務と云ふことに就ては確乎たる信念もなく殆んど無爲の狀態であつた典獄以下の吏員もこの練習に依りて拘禁の目的、處遇の要諦などを學び殊にゼ・バツハが強調した

「犯罪者は紀律秩序を守る觀念に乏しく自己の自由を濫用したることが原因となりて罪に陷りたる故これを矯正するには彼が有する自由を極めて嚴正に羈束緊縮すると共に紀律秩序の恪守を強制してこれに馴致せしめ且人は勞せざれば食せずの原理を服膺せしめて勤勞の美風を養ひ以て感化の實を擧げしむべく徒らに罪を憎みて懲戒するは刑の本旨にあらず」

と云ふことは全般によく徹底したるものゝ如く爾來漸くにして自由刑……寧ろ紀律刑……の實現となつたのである。

又事務上にあつては囚人身分帳の整備、犯罪者の個性調査より個別處遇の方法等細微に渉りて習得し、監獄の經理方策などは獨逸人獨特の經濟節約の觀念を基として指導啓發したので得るところは頗る多きものがあつた。かくの如く練習所の效果大に現はれ、これに依りて監獄改良上に一新紀元を劃したので、なほ引續き第三期の練習生を募集して練習所繼續のはづであつたがゼ・バツハは北海道集治監視察のため出張中病を得て歸京し暫く函根に於て療養して居たが終に不幸にして不歸の客となつたので遺憾ながら練習所は第二次限りで廢止されたのである。

而して集治監及府縣監獄に於ては第二次練習所修業生が中心となつて諸般の整備改良にあたり又各監獄とも看守教習所を設けてゼ・バツハの遺志を承け吏員養成に努力する等監獄改良の實績大に見るべきものがあつた。

○監獄改良と監獄費國庫支辨問題

茲にまた本會の使命として本會が自ら進んで當らねばならぬ一事業があつた。卽ち監獄費國庫支辨の問題である。我國の監獄費は明治の初年より凡て國庫の支辨であつたが明治十三年に地方稅の負擔となつたのである。尤も集治監の費用は明治十四年にまた國庫の支辨に改められたが、これは內務大臣直轄の七集治監と一假留監の費用のみで一小部分なのである。道廳府縣の地方監獄費が各其地方稅の負擔となつたので各府縣の經濟能力の程度に依り吏員の待遇、拘禁者の處遇給養等は自ら區々となり管理の統一を缺き刑罰の平等を期することも不可能となつたのである。漸くにして監獄改良の端緖を得たる秋に當りては特に一大恨事たるものであつた。こゝにその不合理の例を示さば

看守以下の俸給平均額一率ならざる爲め隣接府縣に於て看守の俸給に優劣あり又看守被服費豫算額一樣ならぬため或る縣は繩紗服を與へ、その隣縣は小倉服を給するを以て其人を得るの難易甚しであつた。

收容者食費の豫算に於てもその潤澤なる縣は日常の給與厚きがゆゑに犯罪者は其厚き縣下に至りて罪を犯すもの簇出し、その結果は近縣互に食費豫算の低減を競ふの傾向を見るやうになつた。府縣會に對し監獄費豫算を獲得するの難易は理事者たる典獄の技倆に屬し、府縣會に人望あり又相當手腕ある典獄は經常費は勿論臨時部豫算にても思ふが儘に成立せしめ得るを以て或る縣の如きは修繕費の名に於て工場と監房の大部分を二三年間に改造したる例もあり、これに反して人望なく手腕乏しき典獄は應急の修繕費すら府縣會の容るゝところとならず且經常費豫算も常に削減されて行刑の本分を盡すこと能はざるものもあつた。

監督官廳たる內務省に於ても其指示命令が豫算に關係するものなるときは之が施行を躊躇することあり、又之を命令しても豫算不足の故を以て實行を阻むことがあつた。

又年を追ふて國庫支辨の聲が盛になるに從ひ早晩國庫支辨たることを豫期して改築修繕等は國費に讓るためこれを引き延ばすことにつとめ經常費にありても年を閱すに及び益々緊縮を加ふるに至つた。

大樣かくの如き狀況であつて監獄費が地方稅支辨である間は行刑の統一と云ふことは全く望むことの出來ぬのである。依て一日も速かに國費支辨に復する運動を必要とすることゝなつた。本會はこれを條約改正の急務に結びつけて宣傳することゝしたのである。卽ち治外法權撤廢は國民の輿論である、而してこの目的を達成せんとするには國民の自覺、生活の向上、諸制度の改善等も必要であるが殊に緊急なるものは監獄の改良である。然るに監獄の改良を爲さんとするには今日の如く監獄費が地方稅の負擔では到底その實を擧ぐることは不可能である。故に國民が條約を改正して治外法權の撤廢を熱望するならば先づ第一着に監獄費を國庫の支辨として監獄の改良を爲し其上條約の改正に及ぶべきことを絶叫したのであつたがなほ更に宣傳方法を研究することにした。

○監獄改良の幻燈宣傳

その後本會は事務の分掌を改め調査部を編輯部、庶務部を會計部とし調査主幹小原重哉氏は評議員となりて、佐野尙氏編輯主幹を襲ぎ同氏の外內務屬神谷彥太郎、警視廳屬加地鈔太郎、陸軍教授武田英一、師範學校教諭深井鑑一郎の四氏が各公務の餘暇、本誌の編輯に當り會計主幹は依然小菅集治監典獄石澤謹吾氏であつた。

編輯主幹佐野尙氏は監獄費國庫支辨促進の運動は單に紙上の唱導のみにては效果の擧らざるを慮れ又免囚保護事業に就ても由來社會の認識乏しきゆゑ是亦社會大衆に唱導しその覺醒を促す必要を痛感し、こゝに監獄費國庫支辨と免囚保護事業との促進を併せて宣傳せんことを決意した。そして其方法は大衆に向つて成るべく俚耳に入り易きものを選びたるもので先づ監獄に關する幻燈を造りこれを携へて宣傳行脚を行ふことにした。

幻燈映畫作成にあたりても其時代は殊に獄內の撮影は嚴重に禁止されあるため、原圖は畫工に畫かしめ其場面の多くは小菅集治監に採りたるものであつて、監門、獄舍、工場、作業、起居の動作、飮食、

接見の模様等より保護に關する場面又之に配するに德川氏末期に於ける體刑や拷問の圖などを以て其數も百數十葉に渉りたるものであつた。

この幻燈製作に關する費用は當時本會の經費よりは支辯の餘裕なかりしゆゑ、豫て本會事業に對し深き同情を有し本誌印刷も他店に比し殆んど半額にて刷成し居たる並木活版所店主寺井宗平氏に謀りたる末、同氏の義俠に依り全部同氏の寄附したものである。又佐野氏がこの幻燈行脚の旅費は汽車賃の實費だけ本會より支辨して他は佐野氏の自腹をきつたものであつた。

幻燈の製作が出來ると佐野氏は先づ東京市內處々に於て幻燈講演を行ひ次で地方へ出張した。地方出張にあたりては先づ典獄に後援斡旋方を依頼し置きて出張し學校や寺院に於て講演會を催したのである。

此の當時に於ける幻燈は恰も此節流行のトーキーに匹敵し珍奇なるものとして到るところ好評を博し、これがため相當の効果の現はれたことは明らかであつた。その頃より「監獄行政は國家の仕事であるから當然國費を以て支辨すべきものだ。それを地方費で支辨すると云ふことは理由なきことである、殊に年々歲々府縣の負擔は增加する一方ゆゑ速かに國家の負擔に爲すべきである」と云ふ聲がます〳〵盛んになり、府縣會の決議を經て監獄費國庫支辨の建議が續々提出さるゝやうになつた。

また幻燈に依る免囚保護必要の講演も耳新しく迎へられ、これまでは免囚は益々懲しめるために緊迫し排斥するものであると云ふ觀念のみであつたものも漸く保護の必要あることの理解を爲すに至り又監獄當事者や宗教家に對しても漸くにして免囚保護會設立の氣運を誘致したのである。これは當時に於ける事實の證するところであつた。佐野氏はこゝに力を得て尙幻燈行脚を繼續して居た。

この監獄費國庫支辨促進運動の如きは其當時本會が官廳以外に超越してゐて監獄行政機關より何等の

壓制をも受くることなきが爲に之を爲し得たのである。それは當時政府に於ても國庫支辨に復するの當然にして且これを行ふことは望むところであるが國家の財政が未だ之を許さざるため、國家財政上可能なる時機を待つて居たので其當時にあつては成るべく輿論の湧き立たぬやう警戒を加へて居たのであつた。もし其時代の本會が現時の如き監獄官廳と同體の機構であつたならば、かゝる運動は總裁や會長の抑止を免かれないのであらう。

○小河氏主宰の警察監獄學會雜誌

本會は在野唯一の監獄改良機關として微力ながら邦家のため本會の目的に向つて活動しつゝあつたのであるが、玆に避くべからざる難關に直面したのである。それは小河滋次郎氏の主宰する警察監獄學會雜誌の發展であつた。同一事業に二種の雜誌の併行、殊に購讀者は割られたる一定の薄給吏僚である。同種の雜誌を二冊とも購讀することは不可能で、自然兩者擇一の手段に出るは必然である。

これまで監獄吏員執務上の糧たる使命を帶び彼我ともにこれを許して居た本會雜誌が學會雜誌のために圖らざる打擊を受けたのである。監獄官練習所開設後、小河氏は監獄學者たる名聲頓に擧り學會雜誌は小河氏主宰と云ふ名に於て讀者の意に投じ、本會々員の約半數は本會を脫して學會雜誌の購讀者となつたのである。かく一時に會員を失ふた本會は事業上一大蹉跌を來したことは蓋し想像も及ばざるものがあつた。

小河氏は本會創立後に監獄界に生れた人で、當時の警保局長清浦奎吾氏がかねて監獄學を專門とする者を求むるため帝大敎授穗積陳重博士に物色を依頼し其結果同博士の推薦に依り內務屬に採用せられ警保局監獄課に勤務したのである。其後ゼ・バツハが招聘さるゝや獨逸語を專修して居たので獨逸監獄學研究かたがたゼ・バツハの通譯にあたりゼ・バツハ在朝中は終始附從し練習所の學科は勿論實務上の指導も小河氏の通譯で、ただ體操訓練のときに限り篠原

某が小河氏に代て通譯を勤めたのであつた。尤も小河氏は練習所第一次限りで通譯は止めることになり其代りに山上義雄氏が通譯の爲めに內務屬に採用されたものである。然るにゼ・バツハ死亡の爲め小河山上兩氏とも監獄課の專務となつたので玆に於て兩氏共同して學會雜誌の發展に努力することゝなつた。

當昨監獄界に於ける實務上の中心的勢力は練習所修業生である。この修業生はゼ・バツハ以上に小河氏に師事して居た。私も亦同樣である。特に私は他の練習生以上にゼ・バツハを通して小河氏には負ふところが多いのであつた。それは第一次練習所が終るとゼ・バツハが東北及北海道へ監獄視察として出張すると云ふことを知つた。これまで練習所で學んだことは極めて得るところが多かつたが彼が實地に就いての監察方法や諸般事務の調査振りを親しく實見せば一層益するものあらんと思ひ、隨伴出張のことを小河氏に依頼し氏の斡旋に依り其目的を達し一層通譯の勞をも煩した等の關係もある。そんなわけで小河氏が主宰する雜誌の爲に他の練習生以上に助力を爲さねばならぬのであるが、顧みるに監獄學會なるものは始めは警察監獄學會と稱したもので其名に示す如く學術の研究に止まり別に主義目的もなく雜誌發賣が主なるものであつて本會の如く監獄改良の大旗幟を翳して着々事業を進め邦家の爲め貢獻するものに比し同日の論に非ずである。のみならず學會設立の動機や內部の事情などにつき檢討せば頗る慊焉たるものがあつたので私は只傍觀の止むなきにあつたのである。

學會雜誌の購讀者は前に述べたやうに練習所修業生の盡力により漸次增加し雜誌も亦、面目を改むると云ふのであつて其頃の執筆者は小河氏の他は一時監獄課長であつた八木秀太郎、山上義雄兩氏、又稀には內務省參事官久米金彌氏の寄稿もあつたが主として獨逸學系に屬する人の筆になり又獨逸監獄論やドクトル、クローネの所說などで記事も充實して居た。

（續く）

刑務協會會館新築落成式

刑務協會は、明治四十四年以來約二十數年間、司法省構內の木造舊館に於て事務を執つてゐたが、業務の擴張に伴ひいかにも手狹に感じられて來たので、先きに會館新築の議が熟し、同じく司法省構內に敷地の貸下げを受け、建築、設備費二十萬以內の豫算を以て昨年一月工事に着手、同年十二月末竣工したので、本年初め取り敢えず新會館に移轉、越えて四月十八日その新築落成式を擧行するまでの運びとなつた。新會館は、舊館の地置を距ること約十間ぐらゐ、法曹會館の裏手、敷地三百四十三坪、七五の過半を塞いで建て上げられ、鐵筋コンクリート造りの三階建、一階百八十四坪、二階百八十坪、三階百八十坪、塔屋六坪、總延坪五百五十坪、外に副員六尺五寸、延長六十二尺五寸の渡廊下を有し、高さ、前面地盤面上より扶壁上端まで五十三尺、塔屋最高部まで五十六尺五寸といふ、見るから宏壯で、堅緻で、且つ瀟洒たる近代式建築物である。工事の設計監督は三菱合資會社地所課がこれに當り、工事施行は合資會社竹中工務店東京支店に於て行つた。工事現場出場諸職工の延人員一萬八十七人、竣工までに約一ヶ年の日子を要した。而も新館の設備は、舊館のそれに比すれば、殆んど比較にならぬ程整頓したものであるが、中にも、各室に電氣時計を備へ付けたり、又各階一ヶ所宛、各廊內のスヰッチにより、消火ポンプを働かして卽時放水せしむるを得る消火栓を据え付けたことなどは、その主なる特色と見るべきものであらう。かくして刑務協會は、外裝、內容共に面目を一新してこゝに新なるスタートを切らうとするわけであるが、實は今回の落成式は、新館が出來上つたといふこと以外に、もう一つ、御目出度い意味合ひを含んでゐるのである。といふのは、刑務協會の前身である大日本監獄協會が創立されてから、本年で丁度五十周年になるので、刑務協會としては、最も記念すべき年に際會してゐるわけである、この記念すべき年に、新館が出來上り、その落成式を擧行するといふのであるから、從つてこの祝典は刑務協會にとつては、まことに二重の喜びでなければならぬのである。刑務協會の前身大日本監獄協會は遠く明治二十一年三月に創立され、同年五月に「大日本監獄協會雜誌」を發行して、行刑事業の進步發達を助成した。一方翌明治二十二年には、「警察監獄學會雜誌」が發行されて、約十年間は兩々相對立し、監獄に關する研究雜誌として存續してゐたが、明治三十二年七月に至り、兩者

合併して「監獄協會雜誌」となつた。更に翌三十三年三月組織を變更して、大日本監獄協會を單に監獄協會と改稱、當時の淸浦法相を初代の會頭に推し、益々業務の發展を圖つた。事務所も、明治三十七年一月には、從來の麴町區永樂町から同區飯田町の會館に移り、始めて會員の醵金による會所有の事務所を有するに至つた。更に明治四十四年六月に今日からいへば舊館である司法構內の當時の新館に移轉したが、同年九月には監獄協會も財產法人として益々基礎の鞏固を加へ、次て大正十一年に至つて刑務協會と改稱されるに至つた。しかし、その後益々業務の發展するに伴つて、從來の會館では、到底間に合はなくなつたので、今回、見る如き立派な新館を造營するに至つたわけである。さやうな次第で、今回の落成式には、刑務協會五十周年を記念する意味が含まれてゐるのであるから、その意味に於て、全國の各刑務所の看守又は看守部長中から、勤續年數の一番長い人を一所一名の割で選拔し、看守代表として特にこの祝典に招待したのであるが、それは意味の深いことである。それに、刑務協會の初代の會頭であつた淸浦伯爵が、八十八歲の高齡にも拘らず、舊緣によつて特にこの祝典に臨席され、一場の祝辭を述べられたことは、協會の光榮として深く感謝しなければならぬところである。

さて落成式當日であるが、數日來とかく思はしくなかつた天候もこの日はカラリと晴れ、花の盛りこそ過ぎたれ、朝來麗らかな春日和、午前八時といふに協會關係者一同早くも勢揃ひをし、張り切つた氣持でお客來を待ち受ける。大玄關前には、國旗が高々と揭げられ、あたりには赤白だんだら染の幔幕が張り廻されて、祝賀氣分をたんまりと漂はしてゐる。九時がすぎ、十時が過ぎる頃來賓各位も、踵を接し陸續として詰めかけ、定刻には、早くも顏が揃つたので、小憩の後、午前十一時から開式した。淸浦伯、鹽野法相始め來賓及び全國看守代表者一同着席、岡司法書記官の開式の辭につぎ、祝電の披露があり、次で瀧川刑務協會々長は左の式辭を述べた。

式辭

御臨席ヲ賜ハリマシタ皆樣唯サヘ御多用ノ中本日ハ殊ニ休日ニ當リマス所當協會ノ爲特ニ御貴臨ヲ辱ウ致シマシタ段ハ協會關係者一同洵ニ感激ノ至リデ御座イマシテ先以テ厚ク御禮申上ゲマス

當協會モ時代ノ進運ニ伴ヒマスル樣曩ニ司法省構內ニ敷地貸下ノ御許ヲ得マシテ昭和十一年一月來新築工事ニ着手シ此程ニ至リマシテ御覽ノ通リノ會館落成ヲ見ルニ至リマシタ時恰モ協會ト致シマシテハ創立以來實ニ五十周年ヲ迎ヘルコトニ相成リマシタ彼此二重ノ悅ビヲ持チマス次第デ御座イマスノデ本日此ノ祝賀會ヲ催シタ次第デアリマス

古キヲ追ヘバ刑務協會ハ遠ク明治二十一年三月ノ創立ニ係リ當時ニ於キマシテハ監獄ノ事ハ內務省ノ所管ニ屬シテ居リマシタ關係上協會モ亦內務省系統ノモノデ御座イマシタ會名ハ大日本監獄協會ト稱シタヤニ承ツテ居リマス次デ明治三十二年七月ニ至リ之ヨリ先キ明治二十二年十月ノ創立ニ係ル警察監獄學會ナルモノヲ合併致シタコトガ記錄サレテ居リマス翌三十三年三月ニ及ビマシテ協會ノ組織變更ガ行ハレ監獄協會ト改稱セラレマシタ本席ニ御貴臨ヲ賜ハリマシタ淸浦閣下コソ最初ノ會頭デアラセラレマシタ同年七月一日ヨリ行刑事業ガ內務省ヨリ司法省へ移管セラル、事ニ相成リマシタ結果トシテ協會モ亦司法部ニ所屬スルコト、ナリマシタ之ト同時ニ市內麴町區永樂町ニ假會館ノ設置ヲ見マシタ

其ノ後會員ノ出資ニ依リマシテ明治三十七年一月同區飯田町ニ會館ヲ新築スル事ガ出來マシタガ降ツテ明治四十四年六月市內麴町區西日比谷町司法省構內ニ稍規模ヲ大ニシテ會館ノ新築ヲ營ミマシタ次ニ同年九月組織ヲ改メテ財產法人ノ登錄ヲ經更ニ大正十一年十一月今日ノ刑務協會ト改稱セラレマシタ當時ノ會館ハ本館以前ノ所謂舊館デアリマシテ形態舊ノ如クデハアリマスモノノ日下ハ東京刑事地方裁判所檢事局ノ假廳舍ノ一部トシテ最後ノ御奉公ヲ致シテ居リマス夫ト是ト御對照ヲ願ヒマシタナラバ本會館ガ如何ニ躍進的ノ發展擴張ヲ遂ゲタカヾ一目瞭然ニ御看取願ヘル事ト存ジマス

過去半世紀ニ亘ル刑務協會ノ歷史ハ嚮テ是我邦ニ於ケル行刑事業發達ノ歷史ト相表裏シ刑務協會存立ノ意義モ亦其ノ間ニ窺ハル、次第デアリマス協會ノ使命ハ今更贅言ヲ要シマセヌガ行刑事業ヲ贊助シ此ガ改良發達ヲ計ルニアリマス從テ司法省行刑局ノ後援團體トシテ其ノ事業ヲ補翼シ官廳トシテノ行刑局ガ至リ得ザル方面ヲ分擔シ刑務ノ刷新改善ニ寄與スル處アルト共ニ刑務ノ主眼トスル犯罪防遏ニ關スル刑政一切ノ諸問題ヲ擔任スルノデアリマス

左ニ聊カ本協會ノ既往ニ於テ營ミ來リタル事跡ヲ數ヘマスレバ

一、刑務官練習所、行刑醫學衞生講習會、刑務作業技術者講習會等ノ開設ニ依リ刑務擔當者ノ養成訓練ニ任ズルコトヨリ偕テハ協會員ノ修養又ハ武道奬勵等ニ涉ル施設

二、機關紙「刑政」及ビ收容者看讀用週刊「人」ノ發行竝ニ行刑法令其他ノ出版事業

三、受刑者敎化資料ニ屬スル書籍竝ニ「レコード」ノ審査ト敎化用映畫ノ巡回映寫

四、刑務作業ニ屬スル製作品ノ紹介

五、行刑ニ關スル文獻及ビ考古資料ノ調査蒐集

六、協會員及ビ其ノ家族ノ醫療救濟、奬學資金貸與又ハ給與及ビ共濟組合ノ助成

七、行刑事業ニ關スル一般竝ニ協會員功勞者ノ表彰等ガ其ノ主ナルモノデアリマス

本日御列席ノ協會先覺者各位竝ニ會員諸氏ノ御指導御協力ニ

基キマシテ協會ハ既往ニ於テ唯今數ヘ上ゲマシタ如キ事業ヲ實施シ幸ニモ我邦行刑界ニ些カナリトモ貢献スル事ヲ得マシタ然シ乍ラ行刑事業ノ前途ヲ稽ヘマストキニ協會ノ今後ニ努ムヘキ部面ハ更ニ更ニ大ナルモノアリト云ハザルヲ得マセヌ仰ギ願ハクバ大方各位ノ倍舊ノ御庇護ト御鞭撻ヲ賜ハリマシテ協會ノ陣容整備ト相俟チ飽ク迄モ協會ノ使命達成ニ精進致サンコトヲ心懸ケテ居ル次第デ御座イマスカラ何卒宜敷御願申シ上ゲマス

此ノ際持ニ御報告申シ上ゲ協會ノ爲ニ喜デ戴キ度イ事ガ御座イマス本會館ノ新築ニ當リマシテ三菱合資會社地所部ニ於カレマシテハ本協會ノ爲多大ノ御厚意ヲ寄セラレ設計一切ノ勞ヲ採ラレ又合名會社竹中工務店ニ於カレテハ是亦營業氣分ヲ離レテ建築一切ヲ擔任セラレ交々相待ッテ心カラ當協會ノ爲ニ誠意ノ程ヲ披瀝セラレ結果ハ此ノ通リノ美觀ト利便ト和カサトヲ兼備セル此ノ新會館ヲ而モ意想外ノ輕キ費額ヲ以テ營ム事ヲ得マシタ事ハ眞ニ感謝ノ至リデアリマス茲ニ謹デ三菱地所部竝ニ竹中工務店ニ謝意ヲ表スル次第デアリマス

以上本協會ノ經過ヲ述ベテ落成式ノ式辭ト致シマス

昭和十二年四月十八日

刑務協會々長　瀧川秀雄

次ぎに三菱合資會社藤村技師の工事報告があつて、鹽野法相の祝辭に移つた。

祝辭

刑務協會創立以來五十周年ニ相當スルノ時恰モ同協會々館新築ノ工全ク成リ本日其ノ落成ノ祝典ヲ擧行セラル、ニ際シ親シク式ニ臨ミ祝意ヲ表スルヲ得ルハ特ニ同協會ト因緣淺カラサル予ノ洵ニ欣快トスルトコロナリ

惟フニ行刑ノ本義ハ罪辜者ヲ改過善導シ以テ忠良ナル國民ニ復歸セシムルニ在リテ刑政有終ノ美ヲ濟ス所以ノモノハ一ニ行刑ノ實績ニ繫ルト謂フモ敢テ過言ニアラザルベシ然ルニ其ノ事業タルヤ極メテ困難ニシテ不斷ノ努力ヲ要スルモノアリ而モ右ハ獨リ行刑當局ノ力ノミヲ以テシテハ能ク其ノ全使命ヲ達成シ得ベキモノニアラズ必ズヤ其ノ背後ニ在リテ之ヲ援助スルト共ニ他面一般世人ヲシテ行刑ノ本旨ヲ理解セシムルノ方途無カルベカラズ刑務協會創立ノ趣旨ハ實ニ茲ニ存シ創設以來本目的達成ノ爲不退轉ノ努力ヲ傾倒シ來リ我國行刑事業ガ大ニ其ノ面目ヲ一新シ改善進歩ノ實ヲ擧グルニ至リタル半面ニハ同協會ノ功績甚ダ尠カラザルモノアリ

然リト雖モ行刑事業ノ前途ハ猶未ダ遼遠ナリ斯界カ協會ノ協力ニ待ットコロハ寧ロ將來ニ頗ル大ナルモノアルヲ以テ協會當局者茲ニ鑑ミルトコロアリ其ノ外裝ヲ新ニスルト共ニ內容ヲ充實シ以テ將來ノ行刑事業遂行ニ備フル所アラント期シ居レルハ其ノ意ヤ洵ニ壯ニシテ又最モ時宜ニ適シタルモノト謂フベシ希クハ關係者一同更ニ力ヲ倍加シテ大方ノ期待ニ副ハレンコト

ヲ

聊カ所懷ヲ述ベテ祝詞ト爲ス

昭和十二年四月十八日

司法大臣　鹽野季彥

更に清浦伯より特に左の祝辭を述べられた。

今度刑務協會の會館新築が竣工して今日その落成式を擧行されるとのことで、私も御招ぎを受けて參上いたしました次第ですが、承れば本年は刑務協會の前身である大日本監獄協會が創立されてから五十周年に該當するさうで、かやうに意義の深い年にかやうな御目出度い式典を催されることは重ね〳〵慶賀すべきこと、、刑務協會のため竊に御喜びを申し上ぐる次第であります。

私も刑務協會とは宿緣がありますので、生みの親とか育ての親とかいふことで、本日の祝典に是非出席するやうにとの御話がございました。が、敢て生みの親とか育ての親とかいふ程のことではありませんが、先づ取上げ婆位の役目はつとめてゐるかと思ふてをります。しかしその後、こちらには大さう御無沙汰をしてをりましたが、今日久しぶりに參上いたしまして、私は全く吃驚いたしてしまひました。新會館が出來たと申しましても、まさかこれ程立派に出來上つてゐるとは私としては想像をしてゐなかつたのでありますがいろ〳〵拜見して見まして、その輪奐の宏壯なことや、設備の整頓してゐることなど、全くその意想外なのに、驚嘆を禁じ得ないやうな次第であります。刑務協會が今日かやうな立派な形態を有つことが出來ましたについては、私としては實に今昔の感に堪えないところでありますが、それと申すのも結局は、刑務協會がその後益々向上發展して、旺盛なる精神と不斷の努力とを以て、行刑事業に寄與貢献されて來た結果に外ならぬこと、想像いたされ、昔、取り上げ婆の役目をつとめた私としても、蔭ながら御喜び申し上げてゐる次第であります。

私の話はもう黴の生えた古臭い御話でございますが、明治維新後國論の最も沸騰いたしましたのは、何と申しても條約改正の問題であつたらうと存じます。德川時代に諸外國との間に締結された屈辱的の條約を改正して、獨立國としての面目を維持しなければならないといふのが、當時の朝野を通じての輿論であつたのでありますが、條約の改正の中でも、治外法權の撤去といふことが最も要求されてゐたのであります。勿論政府としましても、條約改正を以て當面の急務と認めまして種々心肝を碎いてゐたのでありまして、かの明治四年に岩倉大使が、木戸孝充、大久保利通、伊藤博文といふやうな諸名士を帶同して歐米諸國を歷訪されましたのも、一面は各國の文物制度を視察してその長所を我國にも採用しやうとの目的からではありましたが、一面には、條約改正の瀾踏みにといふ下心もあつたのであ

ります。それで岩倉大使一行の歸朝後は、太政官を始め各部共條約改正に準備する意味に於きましても、諸般の制度の改革を必要とし、孜々營々としてその事を急いでゐたのでありましたが、偶々いはゆる征韓論が勃發いたしまして、内輪に紛擾を生じ、爲めに政府は二派に分裂して、西郷以下諸卿が袖を連ねて野に下るといふことに立ち到つたのであります。驚いて佐賀、山口の事變があり、延いて明治十年の西南の亂を見るに至りましたので、政府も一時軍事方面のことのみ汲々として、内政を顧みるの遑なく、そのため制度改革のことは暫時停滯の狀態にあつたのであります。ところが明治十六年頃から、條約改正の國論が漸く沸騰し來り、その叫び聲が非常に高くなつてまゐりました。そこで政府としましても、何とかして早く條約改正を實現したいと苦慮を重ねたのでありますがそれには先づ刑法、治罪法、裁判所構成法並に人權に直接の關係を有つ警察、監獄の諸制度等を、文明國の立法側に倣うて、或程度外人に滿足を與ふるまで改善を施さなければ、何程治外法權の撤去を談じ込んでも、各國は一向にこれに取り合ないといふことを知りまして、鋭意熱心に法制の改革に從事いたしたのであります。殊に監獄のことは、從來暗黑世界として度外視されてゐたのでありましたが、これは人權とは密接な關係のあることであり、監獄が舊來のまゝであつては、外國人は安心して日本の法律に從ふことが出來ないといふやうなわけ合ひでありましたので、監獄事業も漸く重要視せらるゝやうになり、監獄の改善といふことが、當面の急務として、朝野の問題となつてまゐつたのであります。それで内務省に監獄評議會といふものを設け、不肖私がその委員長となりまして、監獄改良の企みをいたしたこともありましたが、それより先き明治二十年頃には、條約改正の必要から監獄改良の叫び聲が益々大となり、大日本監獄協會の創立されましたのは、たしか明治二十一年三月かと記憶してをりますが、やはり當時に於けるさうした潮流に對應して生れ出たものであります。大日本監獄協會は、最初、フランス學をやつてをりました、宇川盛三郎、佐野尚兩氏の發起により出來たものでありまして、監獄官の外に、民間有志等もボツ〳〵參加してまゐりましたが、しかし、看板は大日本監獄協會などゝ堂々たるものでありましたに拘らず、事實は唯監獄に關する雜誌を發行して、監獄の理論を唱導してゐたに過ぎなかつたやうに思ひます。次で明治二十二年に小河滋次郎氏を主宰者とする警察監獄學會雜誌といふ雜誌が發行され、やはり監獄に關する理論を唱へ、記事を報導してをりましたが、明治三十一年に至り、兩者合併して、新に監獄協會雜誌を發行することになりました。更に翌三十三年には、大日本監獄協會も組織變更の上監獄協會と改稱され、司法官、司獄官、辯護士、宗教家その他民間の有志家等を網羅して益々業務の發展を期すると共に、監獄改善を助成翼贊する有力なる機關となつてまゐつたのでありま

す。不肖私が、協會の會頭として聊か微力を盡しましたのもその當時のことでありました。

その頃監獄改善に關する事項は多々ありましたが、中にもその最も重要なものとしては、司獄官の養成、監獄則の改正、監獄の改築、監獄局の設置、それと、從來地方稅の負擔となつてゐました監獄費を國庫支辨としなければならぬといふこと、並に監獄事務を内務省の所管から司法省の所管へ移すべきであるといつた諸問題が擧げられてゐました。その中でも、監獄費を國庫支辨としなければならぬといふ問題は、監獄改善のためには一番大きな關係を有つ問題でありましたので、この事には私も餘程力を注いだのでありました。それで私は、明治二十四年に警保局長の職を辭して洋行いたしまする際に、監獄費國庫支辨に關する一篇の意見書を書きまして、貴衆兩院議員その他の方面へ配布いたしましたが、大日本監獄協會へも寄書いたしたやうに記憶してをります。しかしこの問題は、國家の財政に關する大きな問題でありましたので、議員の間にもいろ〳〵の議論が出て、或は地租輕減とか地價修正とかいふ要求がこれと絡み合つて、その後この監獄費國庫支辨案が、幾度か議會へ提出せられたに拘らず、幾度か否決の運命に陷つたのでありましたが、明治三十二年に至り、やつと議會を通過いたしました。

次には監獄事務の司法省移管といふことでありますが、この各省の所管換へといふことは、實はまことに六ヶしいものでありまして、この問題は、私としても早くから企んでゐたのでありましたが、内務省との折合ひがなか〳〵うまくつかなかつたのであります。しかし明治三十二三年の頃でありましたが、私が司法大臣でありましたとき、幸に内務大臣は西郷從道君でありましたので、遂に司法省移管のことが實現を見るに至つたのであります。西郷といふ方は、大局高處から一切を判斷するといふ性質の人でありまして、移管のこともすぐ話が御分りになつたのでしたが、その上、都合の好いことには、私が前に司法大臣をしてゐました時、次官であつた小松原英太郎君が、西郷内相の次官でありましたので、旁々、話が順調に進んだやうなわけでありました。

監獄費國庫支辨、司法省移管の二事に限らず、監獄に關する前述の重要事項は何れもその實行に際し相當の困難を伴つたのでありますが、當局の不撓不屈の努力に加ふるに、監獄協會の外部的援助の功もありまして、ともかく着々とその實現を見、その結果として監獄も漸次改善されてまゐつたやうな次第であります。

今日刑務協會の創立五十周年の記念すべき年に當りまして、往時を追懷いたしますと、胸中種々の感懷が湧いて來るのでありますが、中にも監獄協會の功勞者としては、前に申した宇川盛三郎、佐野尚兩氏の外に、石澤典獄、小河滋次郎氏等の名が第一に想ひ出されてまゐります。しかし表面にはあらはれて

ゐませんが、法學博士穂積陳重君の名も亦、監獄協會の功勞者として忘れることは出來ないのであります。穂積君の協會に盡したことは間接的ではありましたが、或は直接に盡した人々以上にその功勞は大きかとも思はるゝのであります。その他功勞者は多數ございませうが、それ等の人々の盡力によつて、今日の立派な刑務協會が出來上つたことであらうと存じます。

私は退官後は、主として社會事業並に教育教化事業その他各方面の事業に關係してをりまして、何分にも多忙多端でありますので、舊縁の最も深い刑務協會に却つて甚だしく疏遠になりましたやうなわけで、その點まことに相すまぬことゝ存じてをりまするが、先刻頂戴いたしました「刑務協會事業」を一寸一讀いたしまするに、刑務協會も近頃は大に事業を擴張して種々の仕事をやつてゐられるやうで、まことに御目出度いことゝ存じます。一方、從來暗黑世界の如くに考へられてゐた監獄も、時勢の進歩と當局の御努力とによつて、非常に明朗化され、人權蹂躙といふやうな聲は、少くも監獄に關する限りは殆んど聞かれないやうになりました。却つて警察の方には、さうしたことが折々に新聞記事等に見えまするが、監獄の方にはさやうなことはなくなつたやうであります。尤も監獄内のことは世間に知られないので、或は内部に入つて見ると相當ヒドイものではないかなど想像する人があるかもしれませんが。若しさうした事實があれば、當然新聞にも出る筈であり、それが少しも出ないところを見ると、事實監獄は、以前と比すれば隔世の感がある程、改善され、明朗化して來てゐることは疑ないのでありまして、これは御同樣喜ぶべきことであると存じてをります。その他處遇上に於ても相當進歩したやり方を採用してゐられるやうで、これ亦、文明國としての我國の面目上、まこに喜ばしきことゝ存じてをります。

しかしいかに向上發展したとは申しても、世の中にもうこれでいゝ、これで行止りだといふものはないのでございますが、先刻の御話を承りますると、將來の行刑についても、尚ほその進むべき道をいろ〳〵御考究になり、行刑有終の美を濟すことに御努力になつてゐられるさうで、まこに結構なことゝ存じます。考へて見まするに、今日の我國は、世界各國に比し、その文明の程度に於て少しも遜色のない程に進歩發達を見てゐるのでありますが、以前には暗黑世界として全く度外視されてゐた監獄のことまでがさやうに整頓してまゐたといふことは、我國が完全に第一流の文明國に伍するに至つた證左として、慶賀に堪えない次第であります。それといふのも、刑務協會といふやうな有力な助長機關があつて、常に背後からその旺盛なる力を藉してゐる結果かとも存ぜられまして、旁々、少しばかり刑務協會の過去を物語りまするとと共に、その前途を祝福いたす次第でございます。右取りとめもないつまらぬ舊話を申し上げて恐縮でしたが、これを以て祝詞に代ふることゝいたします。

最後に、吉田豐多摩刑務所長は、全國刑務所長を代表して次ぎの祝辭を述べられた。

祝辭

我國刑務界ノ制度施設カ今日ノ如ク堅實ナル發展向上ヲ遂クルニ至リタルハ刑務協會多年ノ翼贊ニ負フ所尠ラス卽刑務官練習所ヲ開設シ幹部職員ノ養成ニ努メ雜誌刑政ヲ刊行シ或ハ學術講演會ヲ開催シテ素質ノ向上ヲ圖リ或ハ共濟組合ヲ組織シ團體保險ノ制度ヲ設ケ以テ刑務職員一般ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルト共ニ一面又受刑者ノ教化改善ニ資センカ爲メニ雜誌人ヲ發行シ時時映畫班ヲ派遣スル等行刑各般ニ亘リ其功績著大ナルモノアリ刑務界ノ現狀ニ鑑ミ層一層ノ活躍ヲ期待スルノ秋本日茲ニ創立五十周年ヲ迎ヘ本會館ノ新築落成ヲ見ル我我刑務官トシテ歡喜ニ堪ヘス聊カ蕪辭ヲ述ヘテ祝意ヲ表ス

昭和十二年四月十八日

刑務所長代表　吉田律

終つて、鹽野法相の發聲にて天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱し、岡書記官の挨拶にて零時閉式し、直に宴に移つた。開宴に先ち瀧川會長の挨拶があり、宴半ばにして、清浦伯の音頭にて一同乾杯刑務協會の萬歳を三唱して午後一時散會した。

尙當日祝電を寄せられたのは左の各位である。

臺中刑務所長、前田政之輔、白井勇松、武藤久留米所長、引野信夫、佐藤乙二、德島支部長、木浦刑務所長、姫路少年刑務所、清津刑務所、吉川三雄司、海洲刑務所長、金澤刑務所一同、北海少年刑務所長、鹿兒島支部長、札幌刑務所長、熊本刑務所長、大谷本願寺關根宗務總長、網走支部、臺北刑務所長、二瓶伊七、松江刑務所長、平壤刑務所長

當日の來賓芳名左の如し（次第不同）

伯爵	清浦奎吾	同	高橋文之進
司法大臣	鹽野季彦	本派執行長代	藤音得忍
司法次官	長島毅	大派宗務總長代	沼波政憲
大審院長	池田寅二郎	保護課長	森山武市郎
檢事總長	泉二新熊	書記官	佐藤藤佐
控訴院長	皆川治廣	同	大竹武七郎
檢事長	吉益俊次	事務官	荒瀨秀一
檢事正	德永榮吉	同	永原萬吉
刑事局長	松阪廣政	同	成尾清
刑事地方裁判所長	鬼頭豐隆	上席檢事	山井浩
民事同	豐水道雲	少年院長	小川恂藏
本會顧問	小山溫	元支部長	大野數枝
同	小原直	同	香川又二郎
同	山岡萬之助		

元支部長　辻　敬助
同　根本仙三郎
同　松山爲治
同　福村太三郎
同　兒島三郎
同　飯島藤作
同　千葉貢
同　岡辰造
同　大月義平二
同　大野四郎五郎
同　坪井直彦
同　長山又四郎
同　向島鐵之助
同　山内末吉
同　藤田吉平
同　藤井藤藏
同　小松數馬
同　寺崎勝治
同　蓑田長平
同　四王天數馬
同　杉野喜祐
同　須藤善一郎

千葉刑務所長　安東福男
水戸同　根田兼治
前橋同　關毅
甲府同　島田鐵太郎
小田原少年同　香椎豐次郎
川越同　泉英斌
八王子同　金澤公炳
大阪刑務所長　岡部常
名古屋同　河邊澹然
廣島同　江藤惣六
福岡同　長山始
宮城同　小橋川昭慶
長崎同　伊江朝睦
金澤同　西岡三郎
小菅同　柳原鎭平
市谷同　谷内庄太郎
府中同　椎名通藏
豐多摩同　吉田律
横濱同　東邦彦
書記官　岡五朗
同　吉江知養

書記官　中尾文策
衞生官　芥川信
瀧川會長　
小菅　岸野作業技師
同　三並庶務課長
同　永田戒護同
同　金田作業同
同　吉留教務同
同　平川醫務同
市谷　森口典獄補
同　石井庶務課長
同　戒護同
同　作業同
同　田中教務課長
同　窪田醫務同
豐多摩　齋藤庶務同
同　木下戒護同
同　土橋作業同
同　加藤教務同
同　曾川醫務同
浦和　双木支所長
清水看守長

府中　小川典獄補
瀧川庶務課長
多治比戒護同
宇田作業同
香川教務同
三井醫務同
西巢鴨　前田技師
湯川技師
横濱　菊樂庶務課長
白倉戒護同
渡邊作業同
大村教務同
渡邊醫務同

幹部代表
千葉　青木庶務課長
石澤作業同
水戸　幹部代表
宇都宮　三輪作業課長
前橋　鈴木庶務同
甲府　廣田醫務同
小田原少年　辻庶務課長
川越少年　幹部代表

八王子少年　鈴木戒護課長
名古屋　三角作業同
大阪　益山同同
廣島　中谷同同
福岡　關同同
宮城　山本同同
札幌　原同同
法曹會　石井理事
同　石川主事
同　近藤理事
輔成會　渡邊主事
同　大坪主事
三菱地所課　樋口實
同　藤村朗
同　岩井勘次
同　村上藤一
中外商業新報社　竹中藤右衞門
竹中工務店　福本常太郎
同　秋岡八十吉
日本少年保護協會　正岡屬
同　小野崎
會計課　大島
同　前田

會計課　中山
同　中山
調査課　岡田
刑事局　野崎陽之輔
行刑局　中林屬
同　天津
同　鹽見
同　牟田
同　久保田
同　榎本
同　山崎
同　島田
同　野崎
同　松富
同　本田
同　荻生
同　奥田
同　橫山
同　土谷

同　宮城
同　淺野
同　田邊
新聞社　石渡記者
法律日報　木谷
法律新聞　佐伯
同　石井
法律新報社　黑澤
東京日日　長瀧
同　八田
東京朝日　羽田
同　西島
同盟通信社　瀧谷
同　小柳
中外商業新報社　飯澤
讀賣新聞社　森田
會友　窪田

以上

（看守代表者名は別項に掲ぐ）

本會々則第八條に依る三月分表彰慰藉者

一、銀杯壹箇宛（退職）
　井上與八外二十五名
一、壹百貳拾參圓（死亡）
　故古屋盛安外三名
一、銀杯壹組
　金拾五圓（退職）
　元支部長　武藤勝次
以上

記念懸賞論文殺到す

刑務協會新築竝落成式記念として兼ねて募集中であつた懸賞論文は、三月末を以て受取を締切つたが締切日の近づくに從つて應募論文殺到し第一部「累犯防遏を論ず」第二部「刑務所の一日」總計一一二編に上つた。いづれ論文は審査の上發表の筈。

全國看守代表を迎へて

一

刑務協會落成式は十八日別項の通り盛大に行はれたが、今回の祝典を一層意義深いものとしたのは、各刑務所の最古參看守五十九氏の參列であつた。看守代表として參列した人々は各刑務所の中堅として平均勤續年數二十餘年の間、受刑者敎化のため一身を賭して激務に從事され且つ協會のためにも永年援助を惜しまなかつた功勞ある人々である。從來兎角遇されること薄く、椽の下の力持の感がないでもなかつた看守諸氏、殊に刑務官の最大多數を擁する看守諸氏の中から各所代表五十九氏の列席を得たのは、協會としてはこの上ない喜びであつた。しかも北は樺太、北海道から、南は九州の涯に至るまで、全國各地から百里の道も遠しとせず、遙々上京された遠來の珍客であるる。協會としては決して粗略に出來ぬ御客樣ではないか。落成式に參列して貰ふだけでは少々曲がなさすぎる、何とかして永年の厚情に酬ゐたいと、協會でも色々智慧をしぼつた末、大體次のやうな歡迎日程を作つた。

第一日 十七日　午後五時より市谷刑務所で座談會開催。

第二日 十八日　司法省、裁判所見學ついで落成式參列、記念寫眞撮影、午後より小菅刑務所見學、五時半より目黒雅敍園にて招宴、歸途新宿の夜景見物。

第三日 十九日　遊覽バスに便乘、東京市内の名所舊蹟見物。

二

第一日 東京は臍緒切つて初めてといふ代表も多いので、上野、東京、兩國の各驛には市谷刑務所職員の好意で、水もらさぬ歡迎陣が布かれた。フォームに汽車がはいる度に二人三人と代表の人々が緊張した顏で下りてくる。「なにしろ今度は一世一代のことですから、この通り車内で祝盃をあげてきました」と早くも目の緣を赤く染めた老代表もある。「實は發つ迄風邪氣味で少々熱もありましたが、うつかり病氣だなど言つて次位者に代られてはことですから、所には勿論家族にも内緒で參りました。ところが現金なもので、東京に近づくにつれて、すつかり病氣もけしとんだから妙です」と元氣に胸を叩く代表もあつた。宿舍に宛てられた市谷の俱樂部に着く迄、かうして落成式の話で持ち切りの有樣である。

俱樂部の一室で思ひ〳〵に旅の疲れを休めた代表は、午後五時から谷内市谷所長司會の座談會に臨んだが、流石に古兵者揃ひのことだ、貴重な體驗談や縮尻話に夜の更けるのも忘れる朗かさだつた。（座談會の速記錄は、いづれ本誌に揭載の豫定）

第二日 今日はいよ〳〵落成式の當日だ。早目に床を離れた一同は、まづ司法省、大審院をはじめ控訴院、各裁判所を隈なく見學、十一時落成式に臨んだ。「ほう、なか〳〵立派ですなあ、刑政で建物の寫眞は拜見しましたが、まさかこれほどとは思ひませんでした」と新築の各室を見廻りながら、案内の係員に愛嬌を振りまく代表連も少くない。會長の式辭、大臣、清浦伯、刑務所長代表の祝辭と式も滯りなく終了して、司法省の玄關先で記念寫眞を撮る僅かな合間にも、あちらこちらに雜談の花が咲く。これ迄ラヂオやレコードで聽いたことはあるが、直接大臣や清浦さんの聲をきいたのは今日が初めてだ、國へのよい土產が出來た、といふのが代表諸氏の一致した感想らしい。大臣、局長を始めお歷々と肩を並らべて寫眞撮影が濟むと「一世一代の記念品です、孫子の代まで大切に藏つておきますよ」と無邪氣に喜ぶ代表もある。（記念寫眞は各代表へ協會から贈呈した。）

午後自動車を連ねて小菅刑務所の見學を終ると、今度は五時半から目黒雅敍園の招宴だ。今日一日は目が廻るほどの忙しさである。まづ女中の案内で雅敍園を一巡したが、曰く何の室、曰く何々の間と全く目を驚かす結構である。一代表の洩らした「龍宮へ來た感じ」といふのは、蓋し僞らぬ感想であつたらう。尾籠な話で恐縮だが、總漆に螺鈿を散らした便所までも見物に押入つて、いつかな出てこぬ彌次喜多組も少くはなかつた。

宴半ばに岡副會長の委曲をつくした挨拶があり、これに對して市谷柴内代表から左のやうな挨拶があつて、滿場の拍手を浴びた。

今回看守代表に代り不肖私が挨拶申上ることは無上の光榮と致すところであります。本日我が刑務協會の新築落成式が甚だ盛大に擧行されましたことは、我々刑務官にとりましても洵に御目出度い限りでありまして、こゝに謹んで御祝ひ申上げる次第であります。また今晩は我々看守代表を御招待下さいまして、かくも盛大なる宴席を設けられましたことは、我々一同の感激惜く能はざる所でございまして、今後とも協會の御指導と御援助を得て、行刑事務に精進する覺悟であります。茲に代表一同に代り謹んで御禮を申述べ御挨拶と致します。

やがて酒も廻つた頃、思ひ〳〵に元氣な自己紹介が始つた。刑務所仕込の破鐘のやうな聲で滔々と抱負を述べた後に、肝心の姓名を言ひ忘れた呑氣な代表、「勤續年數わずかに、三十七年!!」とやつてワッと喝采を浴びる人、九州辯や東北辯丸出しの挨拶も一入の興趣を添へ、滿場又字通り和氣藹々の雰圍氣である。

「折角今夜は全國各地の方々がお集りだ

から、一つお國自慢の民謡をきかして戴き度い」と東所長の提案があつて、まづ地元の東京音頭を皮切りに、安來節、博多節、秋田おばこ、伊那節、追分、大島節、關の五本松、八木節、琉球節、終ひには「日清談判破裂して」から都々逸、詩吟も飛び出す騒ぎに、日本全國の俚謡總まくりの盛況であつた。年はとつても、頭は禿げても、代表諸氏は全く以て氣が若い。この若さ、この衒はぬ無邪氣さが、わが行刑を新鮮にし、明朗化する原動力であることを思ふとき、まことに心強い極みではある。





（宮城前の記念撮影）

第三日　今日は東京見物の日程である。花曇りの空も昨日今日はからりと晴れて、都大路の人出も目に見えて著るしい。午前十時半、市谷の森口典獄補、協會の能勢書記の附添ひで二臺の遊覽バスに便乘、市内の名所舊蹟を巡覽したが、主なる場所は次の通りである。

宮城參拜―楠公銅像―靖國神社―新議事堂―明治神宮―神宮外苑―赤坂離宮―青山御所―乃木神社―高輪御所―泉岳寺―芝公園―増上寺―放送局―日比谷公園―諸官廳―丸ノ内ビル街―東京驛―三越―國技館―被服廠跡震災記念堂―淺草公園―上野公園―銀座通―築地本願寺―歌舞伎座―中央市場―新橋驛

前にも述べたやうに、代表の半ば以上は東京は初めての人々である、嘗て一度でも上京の經驗ある人は、こゝでは立派な東京通でとほる。ところが、この中には鐵道馬車時代しか知らない「通」も多い。だから至る所で驚異の目を見張り、至る所で赤毛布の珍談の種を撒たが、やはり代表の人々の胸を力強く打つたものは宮城と明治神宮の森嚴な佇ひだつた。神宮内苑の鬱蒼たる森を感慨深く打眺めて「この森の中には家の息子が獻木した樫の木も混つてる筈です」と懐しさうに語る老代表もあつた。それに遊覽バスの女車掌はなか〳〵の愛嬌者である。説明の合間に時々奇抜な駄洒落を挟む。例へば「あれに見えます白い建物はソヴイエト大使館、外は白いが内は眞赤だと申します」といふ調子、説明も微に入り細を穿つてゐるので、東京近傍の人々にも案外初耳のことが多かつたといふ。

何から何まで珍しい物づくめの代表諸氏を、今度は逆の意味で驚かしたものが一つある。他でもない、「昔戀しい銀座の柳」と謳はれた銀座の柳並木が思ひがけなく見窄らしい存在だつたことである。「こんな筈ぢやあなかつたが…」と豫想と現實の喰違ひに首をかしげる人々も少くなかつた。土産話の種を一杯つめこんで、東京見物の全コースを終つたのは丁度午後三時を過ぎる頃だつた。最後に代表諸氏の質朴な風貌を窺ふにたる挿話を一つ御紹介する。丁度コースを了へて下車する時のことだつた。ひと所に顔を集めて、何か相談の態に見えるので、「どうしました」と訊ねると、「料金はいくら位、拂つたらいゝのでせうか」といふ話、「無論一切協會でお引受けしてゐますから、その御心配には及びません」と遮つたが、物堅い代表達は一向きゝ入れる様子がない。「今まで何から何まで御世話になつてますから、せめて今日なりと私達にもたせて下さい」と詰き立てられて、納得して貰ふに一骨だつたと聞く。素朴で實實な代表の心情も推し量られて、如何にも心床しい情景ではないか。

看守代表は左の諸氏である。

小菅　物江豐記氏（勤續十八年七月）
市谷　柴内春治氏（同二十九年）
豐多摩　星景輔氏（同三十一年）
府中　望月巳之助氏（同十九年七月）
横濱　伍井解司氏（同二十一年十月）
千葉　安川昭齊氏（同三十七年）
水戸　川島捨吉氏（同二十年）
宇都宮板橋肇平氏（同二十三年五月）
前橋　本多新太郎氏（同二十六年）
静岡　渭原民平氏（同二十四年五月）
甲府　池上清作氏（同三十六年）
長野　宮本時衛氏（同二十四年四月）
新潟　見田三次氏（同十四年一月）
京都　和田清氏（同二十年）
大阪　岩本貞一氏（同二十二年五月）
神戸　眞鍋清吉氏（同十四年一月）
奈良　中前光治氏（同二十三年）
滋賀　村井末次郎氏（同十七年七月）
德島　吉田儀之亟氏（同十六年八月）

高松　十河常信氏（同二十三年六月）
高知　坂本兼鹿氏（同十八年三月）
名古屋稲垣喜重氏（同二十四年一月）
三重中谷兵三郎氏（同二十八年五月）
岐阜　西堀德三郎氏（同十八年九月）
金澤　岡本幸二氏（同十八年十月）
廣島片山和三郎氏（同二十四年十月）
山口吉田金助氏（同二十八年十一月）
岡山　淺本勇氏（同二十四年）
松江　小村唯市氏（同三十一年八月）
松山　石丸熊太郎（氏同二十一年）
長崎　北島作平氏（同二十九年）
福岡　小串久助氏（同二十年十月）
熊本　竹坂乙平氏（同二十八年）
鹿兒島米滿善四郎氏（同二十八年四月）
宮崎　田村廣吉氏（同二十六年五月）
沖繩　上江洲由仁氏（同二十年六月）
宮城　太田儀三郎氏（同三十二年）
秋田　石黒重貞氏（同二十九年七月）
青森　工藤亮助氏（同二十六年一月）
札幌　太田靜氏（同二十三年十一月）
函館　藤田順氏（同二十五年）
網走　齊藤右膳氏（同三十四年）
樺太　泉武二氏（同十八年九月）
小田原少下澤喜三郎氏（同十年一月）
川越少　原島留吉氏（同二十一年）
姫路少　上月愛太郎氏（同二十四年）
岡崎少木塚鍼次郎氏（同二十三年月）
岩國少　海津正一氏（同十五年四月）
久留米少　西岡寅一氏（同二十四年）
盛岡少米內隆英氏（同二十三年十二月）
北海少長沼末太郎氏（同十六年十月）
八玉子少　村田新太郎氏（同十六年）
女看守代表
市谷　山上重子氏（同十五年）
栃木支奥山かくの氏（同十四年九月）
宮津支　美濃部紗綾氏（同二十一年）
三重支田中ヨシ氏（同二十三年十一月）
佐賀支　岩本キン氏（同二十四年）
宮城　坂野つゑ氏（同二十五年）
札幌　野澤たか氏（同十三年四月）
（以上五十九氏）

終りに所内の倶樂部を代表者の宿舍として提供され、接對に一方ならず心を碎かれた市谷刑務所職員に對し、誌上を借りて御禮を申上げる次第である。

作業統制協議會開かる

昨年中の調停額一千萬圓を突破した刑務作業の躍進狀態に善處すべく、四月十六日、十七日の兩日、刑務協會樓上で作業統制協議會を開き、左の事項を協議した。

一、從來ノ經驗ニ徵シブロック統制ニ付キ考慮スベキ點如何
二、製品納期ヲ嚴守スル方法如何
三、木工技術者養成補充ノ方法如何

尙ほ來賓として軍部及び遞信省關係者の參會があり、行刑局側より局長、各書記官、衞生官、作業屬及び作業ブロック中心刑務所の各所長、作業課長、作業技師の出席あり、多大の收穫を收めて會を了つた。

默阿彌作『懲役改心錄』の梗概

一

『懲役改心錄』は橫濱戸部監獄の兇暴な一懲役囚が、惡に强きは善にも强しの譬へ通り、孝子の至情に動されて改過遷善するに至る心の經緯を、巧みに明治初年の世相に織込んで作られた五幕物である。作者は江戸末期の劇文學の最後の一人として嘉永から明治初期にかけて卓越した戲曲を發表した河竹默阿彌で、この作は明治十年、默阿彌六十二歲の夏、新富座のために書下ろされたものである。當時は、舊式の丁番がハイカラな散髮頭に變つたやうに一事が萬事新らしい文物制度が盛んに我國に移入され、文明開化の風が漸く一世を風靡せんとした時代であつた。默阿彌はそれらの新しい社會風俗に取材して十數種の新作を書いたが、いづれも登場人物に散髮頭が現れるところから、散髮劇と稱されてゐる。『懲役改心錄』はこれら散髮劇の代表的な一つである。

此の作が出來るについては、一場の可憐なエピソードがある。嘗て默阿彌が橫濱へ行つた時、海岸通りで道普請中の懲役囚の傍を通つたが、丁度そこへ七歲ばかりの少女が驅けて來て一人の懲役囚に縋りつき『お父ちやん、早く歸つておくれ』と泣き出した。少女はその懲役囚の實の子で、測らずも外役中の父親を見出したので慕はしさの餘り驅け寄つたものであつた。この哀れな光景を眼にして、やがてこの作が構想されたといふ。

默阿彌は『白浪五人男』『鼠小僧』『三人吉三』『河內山直侍』など人口に膾炙した犯罪物を書いてゐるが、いづれも末期的な頽廢趣味の色が濃い。またその末期的な情趣が默阿彌物の身上であるが、しかしこの劇には不思議とかうした分子が少く、彼としては珍らしく健康な芝居である。これも故ないことではないのでこの劇が書かれた少し前、卽ち明治八九年頃から芝居に對する官憲の取締が次第に嚴重となり、風敎上害になる事を堅く禁じ、勸善懲惡を主眼とするやう注意があつた。この劇はその趣意に添ふやうに特に構想されたもので、劇のまたの名を『勸善懲惡孝子譽』と呼ぶ所以なのであらう。

この芝居について、いま一つ興味ある挿話がある。それは淺草本願寺の一布敎師が『懲役改心錄』の梗概を獄內敎誨に借用したところ、その說敎の爲めに改心した者が多かつたといふので、作者へ禮狀を寄越したといふことである。一布敎師とは誰を指すのか寡聞にして知り得ないが、恐らく敎誨創始時の名ある僧侶でもあつたらう。（以上主として岩波文

庫に據る）

『懲役改心錄』は『勸善懲惡孝子譽』の名で今回東京劇場の四月公演として左團次、猿之助一座で上演され、六日夜舞臺から全國へ中繼放送された。同劇の放送を機會に「横濱海岸道普請の場」を主として劇の梗概を次に紹介することにしよう。この劇は明治初年の獄制を知る上に相當興味深いものであるが、今回は單に改過遷善の經緯を述べるに止めた。改心美談の程度で輕く讀んで貰へば、それで十分である。

なほ一言述べておきたいのは、この劇の中で懲役囚の外役先へ親子兄弟が自由に面會に來る情景についてゞある。今日の行刑常識から見て甚だ頷き難い節であるが、當時の行刑は今日とは懸隔の甚しいものがあつた。特に「外役の如きは殆ど無警戒の放任狀態であつて、甚しきに至つては毎朝守卒をして傭家に連行せしめ、日沒前に至りて之を集收歸監せしめしが如き事例も少くなかつた」（辻敬助氏「明治監獄年譜」本號參照）とあるから、外役先での面會などは當時極めて普通の事例に屬したのであらう。

二

この劇には善吉一家といふ「善玉」と北向の虎藏といふ「惡玉」が現れる。善吉には父親善兵衞と一子卯之助があり、この一家は今でこそ、しがない屑屋渡世に身を落してはゐるが、昔は神奈川寄木町で相當世に知られた米問屋であつた。貧にめげぬ善吉、卯之助の孝心は近所合壁誰一人として褒めぬものはないが、惡い事は續くものか、或る日のこと父親善兵衞は孫の卯之助が毎日垢染みた着物を着てゐるところから、學校仲間に除け者扱ひにされるのを見て、一時の出來心で孫のために小裁物の古着を盜んでしまふ。そこへ古着屋の主人が手代をつれて『盜人見つけた』と善吉を騙けつけてきて『盜人見つけた』と善吉父子の謝るのをきかばこそ、善兵衞を交番へ突き出すといきまくので、孝心深い善吉は『老先きの短けい親仁さまに、暗い所で若しやのことがあつては……』と、父の罪をかぶつて出るが、情ある巡査のはからひで、身替りに八十日の懲役に服することになる。

『横濱海岸道普請の場』

舞臺かはつて、こゝは沖合遙かに異國船の見える横濱交易所の海岸沿ひ、戸部監獄の懲役人達が二人づゝ腰から鎖に繋れ、手に鍬を持つて道普請に從事してゐる。波の音、唐樂めいた唄で幕が開く。

懲役人北向の虎藏は娑婆では親兄弟を泣かせた鼻つまみの惡黨である。弱い者いぢめは監獄へ來ても止まぬものか、身替り服役の善吉を何かにつけては非道な目にあはしてゐる。今日しも奇運びで同じ鎖につながれた非力の善吉を、打つ蹴るの極道振りである。そこへ虎藏の弟夫婦が態々東京から虎藏を訪ねて來るが、『差入物でもすることか、見舞の一つも入れやがらねえ、面目なけりや早く歸れ』と追返へされてしまふ。

入れ違ひに善吉の伜卯之助が訪ねて來て親子久方振りの對面となるが、意地惡い虎藏は勞役にかこつけて、おち〳〵二人を會はせようとしない。そこへ懲役人小頭が出てきて虎藏を叱りつけ、親子に面會時間を與へる。善吉は『お爺さんは達者か』と尋ねると『お前に面目ないから行けぬといつた』と懷から善兵衞の寫眞を取出して見せる。

『寫眞に向ひ善吉が、在すが如く手をつかへ、身の詫なせば卯之助も共に音を鳴く時鳥、袖に涙の哀れさも空吹く風に虎藏が……』と淨瑠璃になり、虎藏は腹の立つ思入れで、すつくと立つて上手へ行く。と同じ鎖の善吉はひよろひよろとなり『あゝ、これ虎藏さん、お前は何處へ行きなさるのだ』『何處へでもねえ、小便に行くのだ』

『言ひ捨て彼方へ騙け行けば、鎖に引かれ是非もなく、こけつ轉びつ引かれ行く、

すつかり不貞腐れた虎藏は『頭の賴みに仕方がねえが、汝等が泣いたり笑つたりする愚痴な話を聞くなあ大儀だ、どれ一寢入りして……』と臂を枕にねこ



む。卯之助はやれ〳〵といふ思入れで持つた風呂敷包みを解いて、人の情に三圓の金と上等のお菓子を買つたから今迄食べずにすゝめるが、親子は涙が先に立つて折角の菓子も喉につかへて喰ひかねる有樣やがて善吉は氣を取り直し『して家の暮しはどうしてゐやる』と問へば、貰つた三圓も諸方の拂ひに大方使つてしまつたから『此間もお米がなくて一日食べずに居りました』と嘆く。善吉はこゝで、世が世であれば……と述懷になり紙屑買ひでは所詮うだつは上らぬから『餘りといへば親甲斐なく面目なくてならぬわい』と我身を責むる仕草よろしく、卯之助『いえ、そりやお父さん違ひます、よい所にはお金があり、お乳母を置いて育てば親に苦勞はございませぬ。お父さんの樣にお金もなく困る中にて此年までお育てなされて下さつた御恩はお金の澤山ある不自由のない親よりも、遙にまさりしことなれば、其日に困る者の子ほど、親に孝行致さねば人の道にかけます』、はやう出獄なされて一家三人で仲よく暮しま

せう、と年端のゆかぬ小供にしては出來すぎたことを言ふ。

〳〵始終を後ろに聞居る虎藏、むつくと起きて吐息をつけば、

善吉『こりや虎藏さんには、どうさつしやつた』。虎藏『寢たふりをしてお前方の今の話しを後ろで聞き、初めて悪い事を知つた』と涙を拂ひ『餓鬼の時から根性は、つむじと共に曲つた虎藏、强請、かたりにかどはかし……たゞせえ甘えお袋が小言をいやあ殿りつけ、踏んだり蹴つたりした事も悪いと心付かざれば、耳やかましう聞いてゐたが、年に似合はず目から鼻へ拔ける利口なお前の息子が、其の日に困る者の子ほど親に受けたる恩深く、孝行せねばならぬといふ其の一言が肝にこたへた。これ迄盡した親不幸、濟ねえことをして來たと、今日といふ今日目が覺めて、親仁の死んだ其時にも、ただ一滴の涙せえ零した事のねえ俺が、その子の勝れた孝行に初めて零したこの涙これが心を改めて、誠の人になつた證據だ』と自分の非行を恥ぢる。

そこへ物陰から懲役人一同ぞろ〳〵出てきて思入れあつて口を揃へ、親子の孝心に感じ、今日からふつゝり心を改め眞人間になると誓ふ。小頭も『晚に歸らば一同へ今日の話をして聞かせ、皆善心に立返らばそれ〴〵滿期の其後は二犯を犯す者もなく、さうなる時はどの位、お上へ對して忠義だか、善吉親子は言ふに及ばず虎藏手前も手柄だぞ』と褒めるので虎藏も共々『生れて丁度三十年、初めて人に褒められて、こんな嬉しい事はねえ』と子供のやうに喜ぶ。

そこへ歸つたと思つた虎藏の弟夫婦も出て來て『これ兄貴、よくぞ善心になつてくれた。一時も早くお袋にこの喜びを知らせたい』と小走りに舞臺を去る。折柄改心した懲役囚等の前途を祝するかのやうに、沖合の異國船から祝砲が殷々と轟き渡つて幕となる。

劇は横濱海岸の場を見せ場に、其他幾人かの主要人物も出てきて極めて複雜な仕組になつてゐるが、こゝには一切割愛することゝして、さて出獄した善吉は思はぬことから三千圓の大金が手にはいり一家を再興するといふ勸善懲惡、目出度し〳〵で大團圓となる。

尙本文中の寫眞版は『橫濱海岸の場』の錦繪で國周筆、卯之助が父親に菓子をすゝめてゐる情景である。右から虎藏、卯之助、善吉の順であるが、散髮頭の筈の二人が、丁髷姿なのは、どうも腑に落ちかねる。然しそれはまた、それ相當の理由があるのであらう。錦繪は行刑局の土谷屬所藏のものを拜借した。

□ □ □ □

刑務所便り

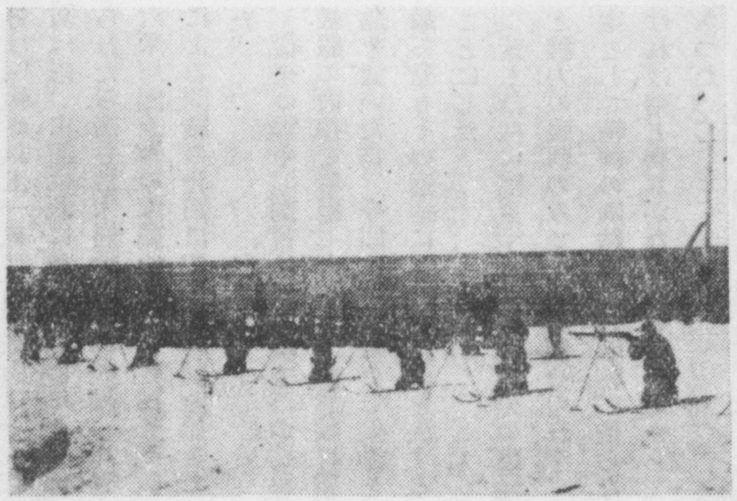
◇雪中運動會の記

北海少年刑務所

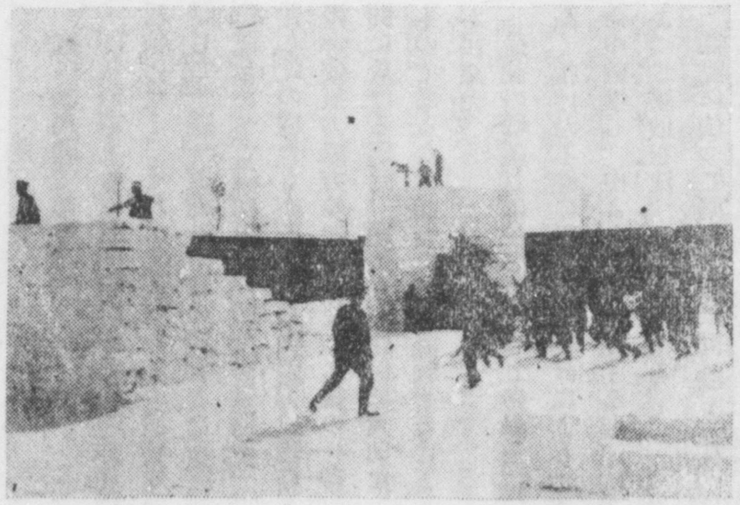
當所の雪中運動會は年々の恒例ではあるが本年は無條約第一年を迎へた爲か、北海健兒の意氣特に旺盛なるものがあつた。

卽ち去る二月二十七日診斷をなし翌二十八日教誨終了後開催することゝした。前日氣溫やゝ高く小雨さへ交り、やゝ雪解けの氣あり少なからず心配して居たが、幸ひ此日朝來快晴に惠まれつゝも雪尙堅く絶好の運動日和であつた。

此の日午前十時遙拜所豫定の鳥居を前景として職員收容者一同運動場に整列した。先づ敎務課長の開會の辭に次で君が代喇叭の吹奏裡に國旗を齊唱し優勝旗返還の式あり終つて所長の身心の鍛練、協同一致等の演練發揮に關する訓辭ありて軍事敎練に入る。



雪中なる爲に動作運動の容易ならざるにかゝはらず本年は特に團體訓練に重點を置いたため閱兵の後、初めに高年次に對しスキー使用の動作卽ち半制動、全制動、直滑降の演習並スキー應用の敎練、方向轉換、轉回動作、行進各種の射擊應用



姿勢の演習をなし、次で全員の小隊教練、分隊教練を演習すること約一時間にして軍事教練を終了し續いて運動會に入る。



運動會亦教練と同様團體訓練に力點を置き先づ本道獨特の工場對抗スキー滑走リレー競走に於て日頃演習の結果を發揮せしめて休憩晝食に入る。

午後一時再開堡壘占領の遲速に依つて勝負を決する城攻撃に移る。出場者は當日は四級者以上一五二名、紅白に分れ紅組は南、白組は北に各々陣地に築き上げられたる高さ二米幅十米の第一壘、高さ六米周圍五米の本壘を前にして陣し喇叭による開戰の合圖に依つて戰鬪開始をした。

從來の雪中運動會は攻防戰であつたが被服の破損を考慮したのと團體訓練に重點を置いた爲、今回は之を變更し堡壘を攀ぢ登りその遲速によつて勝敗を決することにした。

蓋し斯様に變更すると單に體力の强健と腕力の强靱のみでは勝を制せられず、主として精神の團結行動の統整に依らなければ殆ど勝算がないことゝなるからであつた。

いよ〳〵突撃喇叭のひゞきわたるや、兩軍各々おのづから二等邊三角形の人梯をつくり以て雪尚堅き絶壁に先陣を競ふて登らんとする。滑り下りては又登り、登りてはすべり、氣はやりて意の如くならず終に兩軍とも一勝一敗決を定むるに至らずして終了した。

次に騎馬戰である。

卽ち兩軍とも四名一組計十九組の鉢卷取戰となる。それ〴〵秘策を練り戰術を講じて一勝一敗遂に南軍の勝利となる。位置をかへて同様更に一回之を繰返す。蓋し此の場合も亦一組四人の體力、體格の一致氣力協力の如何、並に最後の一秒間に於ける忍耐、頑張りが如何に大切なものであるかを如實に體驗訓練することが出來た。

最後の城落しは一回であつて堡壘上に高く揭げたる籠に對し雪玉投げによりて命中破壞し、中より鳩の飛翔する遲速によつて勝敗を決するものである。

採點に依つて兩軍共終に同點となつた。決を他に得んとする氣勢頓にあがつたけれども時間の關係と意氣よりむしろ感情の尖鋭化を來たしてはとも考へ且つ

又其爲に今後の影響を顧慮して特に優勝旗は一年間預りとして豫定の通り運んだのである。

所長より懇篤なる一場の講評並訓示あり一同國歌合唱裡に國旗の降納を爲し、國旗禮讃歌を誦し教務課長の閉會の辭ありて午後三時無事終了したのであつた。

因に國旗禮讃歌並應援歌は次の通りである。

國旗禮讃歌　江藤　惣六　作詞
一高寮歌　曲

一　嗚呼日の丸の御旗は　我帝國の尊さを　世界の民に示すなる　大和心の現はれぞ　見よ日輪の輝きは　世界の民の仰ぐなり

二　嗚呼日の丸の御旗は　我帝國の正義をば　世界の民に示すなる　我民族の理想なり　見よ日輪の輝きは　世界の民を照さずや

三　嗚呼日の丸の御旗は　我帝國の大愛を　世界の民に示すなる　我民族の魂ぞ　見よ日輪の輝きは　世の萬有を生かさずや

四、嗚呼日の丸の御旗こそ　世界の旗の王なれや　仰げ諸人諸共に　かざせ諸人もろともに　我が神州の尊嚴を　天地とともに限りなく

應援歌　谷内庄太郎　作詞
歩兵第二十八聯隊スキー隊行進曲

一、石狩原頭多最中　眞白に積る雪中を　こゝ戰場と競ひ立つ　北海健兒意氣高し

白々々々

一、嗚呼神州帝國の　父祖傳來の日本魂　我等が胸に宿るなり　競へ堂々雪の陣

赤々々々

少年法發布十五周年記念式並に少年保護デー狀況

四月十七日は恒例によつて少年保護デーであるが、今年は丁度少年法公布十五周年に當るので、これを有意義に記念するため種々の催があつたが、まづ長島司法次官、森山保護課長、大竹、平野兩書記官、鈴木少年審判所長、小川院長、光行前檢事總長を始め、保護團體代表者百三十名は、午前十時、明治神宮に參拜し參拜終了後、各代表者は宮內省に出頭御禮を言上した。次で午前十一時半から法曹會館講堂で少年法公布十五周年の記念式を行ひ森山保護課長の式辭、少年保護團體代表の祝辭あつて會を終り、夜は六時より軍人會館大ホールに於て日本少年保護協會の主催で關係者二千餘名を招待して感謝の夕べを催し、甚だ盛會であつた。

尙AKからは同日午前十時半、囑託少年保護司松平俊子女史の放送、午後七時半鹽野法相の放送があり、同夜の演藝時間にはラヂオドラマ「三十分の少年たち」を放送、少年保護思想の普及に努めた。



讀者の頁

忘れ得ぬ記憶

福島　佐藤生

腦裡に奥深く烙印されて今尚忘れ得ぬ一つの記憶を私は持つて居る。それは昭和七年五月二十七日即ち看守拜命以來私として最初の管内出張の時であつた。刑の確定執行された一人の詐欺累犯懲役受刑者を引取護送すべくK停車場内に有る長椅子の片隅に人目を避ける樣に受刑者に寄り添うて待合せて居た。時間は未だ發車迄二十分近くの餘裕があつた。此の廣い停車場内は慌しい乘客の改札前の一時的雜沓で非常に騒々しい光景を呈して居た。人々の動搖きにパッと渦巻き飜る塵埃の充滿した場内を麗らかな眞晝の陽光が硝子窓を射て燦と輝り映えてゐた。その光波を押分ける樣に犇めき合ふ乘客の群を私はヂッと凝視して居た。嬲て人々の嫌厭と獵奇的な視線を浴びる此の哀れな受刑者を庇ふ樣な氣持で私は彼の前に立塞がつた。其の瞬間人混みの間を縫ふて突然四五歳位の一人の可愛らしい幼女が受刑者の前に走り寄つて來た。私は幼女の此の大膽な行爲を只呆然として見守つて居た。幼女は如何にも不安げに彼の前に立ち止つたがあどけなく頭を少し右に傾けて編笠の下から彼の顔を覗き込んだ。『小父さんは何してお手々を縛られたの。早く謝つて此のお巡りさんに繩を解いて貰へなさいネ。』恰も限りない愛情を以て切々云ひ諭す樣な此の幼女のませた口吻に私は思はず微苦笑を洩らして立つて居た。受刑者はヂッと身動きもしなかつたが間も無く彼はガチャンと不氣味な金屬性の音をたてゝ手錠のかゝつた兩手を浮腰の姿勢でニュッと幼女の前に突き出した。幼女は俄かに恐怖心に襲はれた樣に血相を變へてあたふたと其の場から逃げ出した。其の時私は彼のさうした心無い仕打ちを見て悄然と憎惡の感情が湧き上つて來た。そして彼の耳元近く怒氣を含めて鋭く『馬鹿！』と叱り付けた。此の樣な可憐な幼女の言葉に立腹した彼の態度が餘りに大人氣無くも感じられたからである。

逃げ去つた幼女は改札口の前に驚愕の目を見睜つて立つて居た清楚な中年の貴婦人の膝元にムッ、と獅嚙附いて居た。私は純情無垢な童心の世界を傷けた彼の罪過を心から謝罪すべく其の婦人に向つて靜かに目禮した。此の時頭を深く垂れて居た彼の全身は痙攣に似た昂奮で微かに波打つて居た。私は彼を昂奮性異常者でないかと怖れた。然し私の此の觀察は全く誤謬であつた。間も無く彼の兩眼から流れ落ちる熱い涙が手錠を滑つて彼の足下の塵埃の中に淋しく吸ひ込まれて行つた。

改札口が開かれた。雪崩れる乘客に押出される樣に私達はプラットホームから車中の人となつた。彼と對して腰を下した私達の間には暫らくの間緊迫した沈默が續いた。『擔當さん先程は本當に惡い事を致しました。實はあの可愛らしい幼女に云はれた些細な言葉が全く自分の心奥を鋭いメスで穿鑿される樣な強い衝動を受けたのです。曾て教誨師さんや檢事さんから訓戒された有難い御言葉よりもなぜか耐えられない位強く自分の胸に響いたのです。それに私もあの年頃の男の子があるのです。無中になつて抱きすくめて遣りたい樣な氣持に驅られましてつい……。』『よし解つた／＼。』私は忽然と胸元にこみ上げてくる異常な感情をグッと押靜めるためにひた走る車窓を遙か遠く幻夢の如く霞棚引く雄大な山、嶺と大空の融然とした晩春の彼方を詩的情緒を求めて眺めて居た。嬲て先程の些細な出來事が深刻な印象となつて私の腦裡を去來した。そして幼女の可憐な姿が忘れ得ぬ現實となつて眼前に髣髴する。

私は暫し瞑目した。

あらゆる話術を盡した人々の說教よりも童心神の如き幼女の目に映じた受刑者に對する僞らざる愛憐の言葉が如何に彼をして良心的な本性に立歸らせたか。私は此の事實に對してそのエンジェルの如き幼女の平易な言葉の中に潛在された偉大なる感化力の本體を探求すべく暫し思索に耽つて居た。彼の出所後の消息は全く不明である。だが然し更生した彼は一家團欒の中に何處かで新しい生活を生活して居るのであると私は常に確信して止まない。彼よ斯くあるべく信じさせて呉れ。

了

松江刑務所官舍類燒す

本月十四日午後四時頃、北松江驛附近から發火、折からの二十數米突の烈風にあふられて約三百五十戸を燒いた松江市の大火のため、松江刑務所醫務課長官舍他二戸は類燒の厄にあつたが、職員其他の決死的消防作業により辛ふじて他に延燒するを免れた。協會では大原主事を現地へ派遣し、見舞金一封を贈つた。

元典獄森元祐氏逝去

元典獄補森元祐氏は四月八日八十一歳を以て自宅で逝去されたが、十日の告別式には協會より代表者の燒香あり、ねんごろに故典獄の英靈を弔つた。

尚故典獄は豐多摩刑務所長として同所の建築に功勞ありし人である。

書道欄に就いて

今回、本誌では書道欄を設け、高橋白鷗先生に乞ふて毎號引續き書道講座を執筆していたゞく事となつた。高橋先生は吉田苞竹先生の門に學ばれ、東方書道展覽會委員、書壇社同人として活躍される一方、水洋會書道研究所を主宰して斯道の普及發達のために盡瘁せられてゐる。特に高橋先生の直接指導を希望せらるゝ向は、左記の規程に從ひ先生の添削を受けることが出來る。なほ本協會員又は會員の推薦ある者に限り、添削枚數、會費等に就き特に便宜、特典を設けられてゐることであるから、書道研鑽のためには絶好の機會であることゝ信ずる。添削規程は左の通り

添削規定

一、清書封入の封筒に刑務協會員と朱書し、裏面に所屬刑務所名及び住所氏名明記のこと。

一、清書は本誌書道欄手本によること。但し會員各自の自由揮毫も可。

一、添削は一ヶ月二回、一回に半紙五枚までとす。但し條幅の場合は一回に半折一枚、一ヶ月に半折二枚までのこと。

一、清書は「東京市品川區西品川三丁目八百三十一番地　高橋白鷗先生」宛送付のこと。

一、添削料は一ヶ月二十錢、爲替により上記宛送付されたし。

一、清書送付の場合は必ず返信用封筒（自己の宛名を認め三錢切手貼付）を同封せられたし。

一、右封筒を入れし書狀は第一種郵便となるに付、二十瓦毎に四錢切手貼付のこと。（なほ右規程は本會員及び特に本會員の推薦ありたる者に限る）



書は誰でも上手になる

高橋白鷗

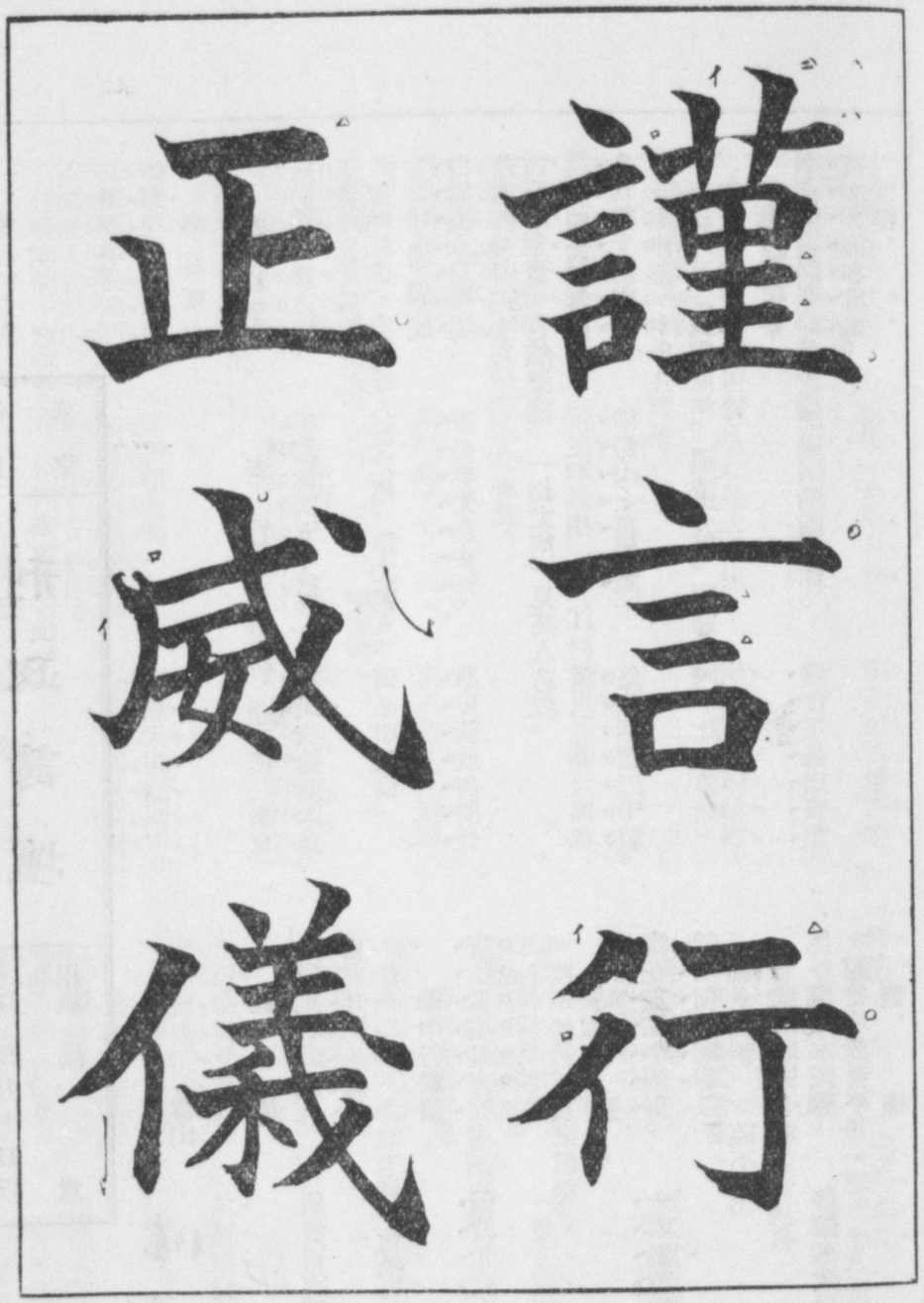
書は心の精華である、古人は、書者心畫なりと稱へてゐるが如く又人格の表現である。古來書道は、東洋獨得の藝術として國民文化の發展に、精神作興の上に重要なる意義を有して來た、そして東洋文化の淵源となり、而して國民思想善導に及ぼす所極めて甚大なるものがあつた。殊に文字の起りは今より約五千年前支那最古の黃帝の時代の蒼頡と云ふ人の創造であると傳へられてゐる。其の後時代を經て日本に傳り今日に至りたるものなれば。これ又同文隣邦との親善に資する所少からざるものがあつたのである。書道の閑却すべからざる、斯の如しである。

我が國に於ても一時は物質文明に偏倚せる結果書道も非常なる排斥に遇つて、輕々しくも毛筆廢止の愚論さへ發表したものすらあつたのである。然るに書道は近頃非常に盛んになつて來た。これは何も不思議な事ではなく、當然盛んであるべき書道が、一寸衰へて、それがまた盛んになつて來たに過ぎないのである。一體書は誰でも上手になるものである。『手筋の惡い者は手習をしても駄目だ』とか、『書は天才だ』とか申す人があるがこれは大變な誤りである。正しい順序を踏み、正しい手本を見て、手習をすれば誰でも相當の進歩を見るものである、然し根氣と努力はなくてはならない、これは何事でも同じことで獨り書道ばかりではないと思ふ。それに御

年輩の方はよく六十の手習と申してゐる。これは相當の年輩で手習をすることを恥として言ふか、謙遜してのことか、私にわからぬが、古來有名な人の書は何れも五十歳以後の作品に神品が多い。これを見ても六十の手習何も恥ぢることなく年輩の方と雖も大いに精進すべきである。今回淺學菲才の私が貴重なる本誌の紙面を汚すことは誠に光榮の極である。然し私は正しい書道の爲には何處までも碎身粉骨を厭はぬものである。本書道欄にも書道の羅針盤たらんとの決心のもとに筆を執るものである。そして眞面目に、眞劍に、しかも高尚を學び、風韻を味ひ、理想的な書道を建設する信念をもつて進むのである。

次回よりは研究資料として支那古代の代表的な碑帖より順を追つて揭載しそれに解說を加へ、初步の方の參考手本としては每月楷、行、草、或は細楷、實用文字、等循環して基本指導に當つて行く積りである。希ば同好の志ある者の多からんことを。





言行を謹しみ　威儀を正す

楷書手本

謹　言

言扁は右方を縱に眞直ぐ揃へるやうに書くと組合がよく出來ます。△の處は押へず、○の處は輕く押へます。○の處は輕く押へ、△のところは押へない方が面白い。口はキチンと締りよく書くこと。

行

イロの筆は何れも筆力の拔けぬ樣に、△の處は押へず、○の處は輕く押へます。

正

五つの畫の間隔に注意すること。△の處は押へず、○の處を輕く押へます。

威

イロの順序に書く方がよい。○の筆は頭を十分押へて勢よく引くこと

儀

扁は簡單で旁が複雜な場合は、どうしても旁が長くなるから旁の上部を扁よりもうんと上げて書くやうにすると釣合がとれます。

刑政第50巻第5号
矯正図書館

每月募集

刑政詩壇

〆切　每月十日限
用紙　隨意

雪山　川田瑞穗　選

滿洲旅中作　素竹　岩村通世　東京

遠訪濱江晚上樓。感深建國五年秋。康民收德遵天意。
王道隆隆大滿洲。氣餘雄偉。有呑吐八紘之概。筆力動人。何必事長篇。

移居偶成

白雲流水自然姿。野外春光鳥雀知。草屋新成何所見。
蕭蕭寒玉兩三枝。不用刻畫。自然深穩。一結尤雋。見高人意境。

紀元節書感　宕川　江村繁一郎　高松

金鴉靈光拂宿雲。畝傍山上萬梅薰。悠悠緬想三千載。
景仰神州第一君。皇統一系。億萬斯年。國體之尊。固冠宇內。此詩善頌。
神皇威德。典莊得體。

雪夜讀書

塞夜繙書倦夢催。爐邊閑酌兩三杯。殘燈重誦唐賢集。
清韻霏霏和雪來。清挺

紅梅

憐殺東君愛美人。新粧冒雪發脂唇。江南簇簇紅霞色。
自恥凡桃一樣春。起承二句。主意未透。可惜。

雪中行軍圖

層陰低地日方曛。劍戟光交寒外雲。馬上將軍揮策處。
平沙漠漠雪粉粉。將軍勞苦。敍來眞摯。

待鶯

梅花數點小欄東。一雨過時雪正融。黃鳥猶巢幽谷裏。
綿蠻何日囀春風。經景緯情。才藻不群。

祝刑政五十年

昆谷原頭木鐸聲。啓蒙刑政最明明。創刊五十春風到。
吹遍乾坤萬世平。

觀梅

日暮雪晴溪上村。暗香十里別乾坤。梅花醾水清如水。
女學梢頭月一痕。筆墨孤憂。風神獨絕。

立春

此日寒風卷地吹。氷堅未見水通他。階前飛雪紛紛處。
春意先人草木知。一氣呵成。中自有理趣。

雪竹

風枝載雪綠猶明。策策時聽拂玉聲。清節虛心此君在。
初知六逸七賢情。胸中無點塵。故能辨此君眞價。

春山雜詩

祇園祠簇綺羅裝。拾翠尋芳春日長。與君醉失羊腸路。
櫻花世界美人鄉。首尾明麗。其鄉宛然在目。絕好一幅畫圖。

出郭　梅軒　森康吉　福岡

萬瓦霜融日氣暄。小春曳杖出柴門。吟人自領閑天地。
紅葉邱連賣酒村。

春日清集

輪蹄不到似仙園。同調相逢共一樽。雨灑天桃紅滴戶。
風搖垂柳綠遮門。對牀酌酒偏舒興。分韻思詩欲忘言。
雲斂江天放藍色。佳景幽情。寫得自在。可謂筆端有舌矣。
佚看花上月黃昏。

賞梅　鄭昌　兼平壤

殘雪斑斑裡。玉人最有情。灞橋驢背坐。庾嶺馬鞍行。
岸柳爭先後。山鬱是弟兄。幽居林處士。憐汝以妻名。
造語清疏。不着一塵。七八奇想。前人未道破。

咏野

沃壤開天府。戰場香阪泉。有時桑柘雨。濕盡老農肩。
轉結新新。

第五區武道會　清水苔軒　福岡

西海健兒集一堂。衝天意氣孰能當。龍拏虎攫勢凄絕。
風伯塔雲旋道場。

室見川探春

乘晴吟步室川邊。一路長隄革欲烟。麥綠菜黃描不就。
澄潭魚躍舞清漣。善狀春光。雖陳亦佳。

留萌港觀鰊場　佐竹綠坡　札幌

獨出幽齋冒曉風。滄溟渺渺櫓聲中。忽看網裏銀鱗躍。
萬衆歡呼是好鰊。實況如覩。

西湖圖　雪山　川田瑞穗　東京

六橋楊柳受風斜。瑟瑟晴波醮白沙。憶殺錢塘蘇小小。
當年何處浣春紗。
岡崎春石曰。倪迂楊鐵。不得擬美於前。

大阪城懷古

突兀城樓插半空。緬懷太閤覇圖隆。天連華洛烟霞麗。
地擁港灣品物豐。二世可憐秦社稷。一時能制漢英雄。
我來欲問興亡跡。目送歸鴉夕照中。
長尾雨山曰。用筆峭健。二聯尤覺切實。

毎月募集

刑政短歌

當季雜詠　締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

井上丸城選

一

かりそめのいたづきなれど吾子臥せるこの朝戸出は淋しかりけり　市谷　喜代志

二

接見を終へて歸りし目頭に涙をためて囚徒は居りぬ　尾道　内河正滿

三

群れて浮く水鷄の動きますぐなり池の光りは水脈にくだけつつ　府中　福井徹

秀逸

ふむ土の冷たけれどもふつくらと蕗の新芽は土をもり上ぐ　久留米　柾木耀生

たはやすく會ふすべもなく離り住めばわきて思ほゆ日の夕ぐれは　函館　平田晴子

惠れぬ日々の生業と思ふ日も歌詠むときは喜びおこる　札幌　上門原始林

山かげをうつせる池の靜もりにゐて鶺鴒の水かすめ飛ぶ　三重　半風子

抱きし子のなげしさいせんをみ佛は眉間にうけて微笑みゐます　横濱　珊瑚

佳作

ほの白く炭燒く煙立つ見えて新芽ふくらむ春山遠し　前橋　豊田竹二

朝なあさな獄舍の楡に啼く郭公囚徒も窓に凭りて聞くらん　札幌　上門原始林

藤村の「文學讀本」讀みにつゝ囚徒は今日を房に安けき（免業日）　同

難問題今し解けたり窓外の春雨の音胸にしみ來も　名古屋　高島政夫

小夜更けてふと目さむればすさまじく過ぐるは今宵の終列車ならん　市谷　春代

道のへにちれる松葉におく霜をふみ通ふにも馴れて過しつ　眼を閉ぢて言のたまはく父のみ顔その衾へを見るに堪へざり　久留米　柾木耀生

大空を轟かし行く編隊の機翼頼もし面仰ぎつゝ　豊多摩　朗々生

林檎むくお指のさきの冷たさのはつはつにしも春來るらし　金澤　武田貫子

つとめ終へて歸る我が家の門近く負はれし吾兒の手を振り迎ふ　名古屋　高島明峯

ものゝ芽のはつはつ崩ゆる氣配してむせぶが如し雨後の朝陽に　同　梅村春汀

春淺き伊豫の港宵闇にはとばの灯火またゝきて見ゆ　山口　石崎興詩夫

蒸しあつき朝よりの靄晝も晴れず眉山の裾の青く煙らふ　徳島　靖蘭生

あづさ弓春去り來れば蝦夷の湖の蘆屋に梅の咲きそめにけり　札幌　佐竹綠坡

みまかりし母の遺せし一言の忘れられざり今日もわびぬる　米子　安達端正

たくましき腕の肉の波打ちて肌に滲ぬる汗黝める　三重　小林苔夫

くだつ夜の外のもかそけく淡雪の降りしきるらし熾炉焚きつ　札幌　佐竹綠坡

ふたゝびは監獄へ來ずと言ひきりて出獄でゆく顔にいつはりあらず　滿洲　史一呂

次々とトロを押しつゝ門を出る囚徒の顔に春風吹けり　新義州　球磨蘇

外套にからみしテープの端をもちて移民の船をわが見上げをり　神戸　こうけつ

發車際の慌しさにどやどやと巡査が匪賊を縛し來たれり　大連　田中求男

この國の礎かたき想ひあり少年囚等もいちづにはげむ教練　久留米　柾木耀生

（選者御病氣につき本月は選評休載）

矯正図書館

實感に卽して詠む

花蓑

雛棚の雛みな笑みて在しけり

どの雛も笑みを含みて在しけり

前句は或人の作で後句は筆者が之を添削したものです。前句は雛棚とあるから雛店の雛棚に並んでゐる雛と解されます、その雛のどれもが笑つてゐるといふ句です。後句はどの雛も笑みを含んで居るといふだけのことが叙してあつてその他の一切のことが省略されてゐます。然し「どの雛も」とあるから雛壇といふ言葉は使つてないけれども雛壇に飾られてある數々の雛であることは自ら想像されます。前句は雛棚といふ言葉を使つて印象明瞭ではあるけれどもこの際蛇足の文字と言つていゝでせう。一句の興味はどの雛も笑つてゐるといふところにあつてそれが雛店の雛棚に並んでゐる雛であらうと雛壇に飾つてある雛であらうと問ふところでない。前句は雛店の雛棚の寫生句であつて之を後句の如く叙するときは雛壇の雛と解釋されて作意を詐ることになりはせぬかといふ疑問が起るかも知れませんゝがどの雛も皆笑つて居るといふその興味が一句の内容の全部であつて雛棚とか雛壇とかいふものは一句の構成要件の埒外にあるものといつていゝのです。雛棚の雛を寫生する場合必ずしも雛棚と詠まねばならぬといふことはないのです。雛棚といふ文字を用ひない爲に雛壇の句と解釋さるゝとしてもそれは讀者の想像に任かせて置いていゝことであつて決して作意を詐ることにはならないのです。後句の如く叙するならば雛壇といふ文字を用ひなくとも雛壇を想像せしめることが出來て文字が節約されます。その節約された文字の代りに笑みを「含みて」といふ文字を用ひることになつたのです。これによつてどの雛もうすら笑ひを含んで居るといふ興味の中心を力強く細叙さるゝことゝなつたのです。斯の如く細叙するときはその一つ〳〵の雛の面ざしが彷彿と浮んで來てなごやかな雛祭の雰圍氣までが感じられて來ます。後句に比較するならば前句は雛棚といふ不用の言葉を使つて却て表現の至らない未完成の句と言つていゝでせう。

去年の秋ライン下りをした時同行の人の句にかういふ句がありました。

瀨に入りて四方に波あり爽かな

千網にかゝるもありて落椿　名古屋　春汀
春樂し皆芽生へたる鉢のもの　同　汀
道場の板間つや〳〵冴へ返る　新義州　球磨蘇
流氷を待ちて造船急がるゝ　同
春寒き芦火圍みてあま乙女　釧路　星丘
雪割りに付きまつはれる羽虫哉　同
讀み倦きて障子開くれば燕　宮城　みなしご
江の島の初壺燒や富士も見え　同
峠路や木の芽を愛でゝ茶屋の縁　小菅　甘樂句
春風や水棹傳ふ玉しづく　同
二階より雛壇見ゆる隣かな　大曲　刀羅象
春曉の芦の上ゆく白帆かな　同
春の風ほのかに汐の香に立てり　小菅　神宮櫻草子
柳吹く春めく風の竹に泥なし　同
名月や犬がねてゐる松の影　下關　ときよし
伏鉢を起せば匂ふ春の泥　同

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切每月十日限
用紙官私製葉書

花蓑選

春柳に落書多き土塀哉　三重　小野其蠖
潮來ればいつの間にか消えし舟　同
水泡の渦巻く淀や春の川　釧路　漁翁
網漏れの魚貰ひけり春の濱　同
早蕨や雪崩路ある崖の下　同　船風
たんぽゝや田圃小路の道祖神　同
暇ありて鳥籠洗ふ春の川　札幌　佐竹綠波
一枝は花雪洞に觸るばかり　三重　苔生子
城壁に佇つ人小し花曇り　清州　月吼
衣更へし子を抱き上げてあやしけり　釧路　霧笛
灯ともせば籠の小鳥の囀れる　新義州　岡崎翠柳
裏も花表も花の眺かな　宇和島　山本金平
煤けたる梁の太さや燕の巢　同　今津賴風
春雲やどの煙突も煙吐く　高知　高月
つれ〴〵に過して春を惜みけり　前橋　五十嵐梅露
夜櫻に影繪の如き往來かな　尾道　かずみ
ツギ〳〵と貝掘る穴に汐浸る　小菅　菅谷兎州
野遊や白帆の見えて湖近し　名古屋　高島政夫
垣越に淺蜊貰ひし禮を言ふ　小菅　小倉功水
橋を行く人影淡し春の月　水戸　飛月夢村
草萠や大利根の波ひたひたと　宇都宮　野村雅宏
水蓮の芽ある古池潔ひけり　長崎　水炎

紅葉には少し早かつたけれども舟の中から兩岸の山の景色を眺めながら木曾川を下つて行くのは愉快でした。所々に激しい瀬があつて舟は矢のやうに瀬を落ちて行くのでした。瀬の中に岩が屹立してゐて危ふく舟がぶつかるかと思ふとスーと岩を除けて瀬の上を落ちて行きます、そんなときは舟が瀬波に搖られてぐら〳〵とします。廣い緩かな瀬もあつて舟が瀬に乘り入れると四方に波が騷ぎ立つて波頭が歡呼の聲を揚げてゐるやうに見えます。この句はさういふ廣い瀬の中に舟を乘り入れたときの感じを詠んだものです。舟といふ文字は使つてないけれども舟中吟であることは自ら分ります。感情が高潮したとき身がいづこにあるかを忘れて了ふのです。舟中吟であることを文字の上に現はす必要があるかないかなど判斷する遑さへないのです。實感に卽して一句が生れるのです。

實感に卽して詠出するといふことは前の雛の句についても同じことが言はれます。どの雛も笑みを含んで居ることが興味の中心であつて實感に卽して一句を成す場合雛棚といふ言葉を句に取入れる餘裕などない筈です。この二句はこの點に於て共通してゐます。

藪の墓這ひ出でゝあり春の雨　小倉貫水
菜の花やこの丸趾の崇り石　滋賀迷華
春風に摘菜の籠の動きけり　瑞興竹葉
日の落ちし棺かすかに雁返る　群山永政一
纜に蟹の匐ひゐる干潟かな　三重古稀緒
春雪や濡れながら買ふ土產物　朝鮮永瀨雅房
沖過ぐる遊覽船や淺蜊狩り　小菅速水月蒐
木の芽垣繕ふ日なり南吹く　同三浦瞳帆
鯉幟根雪まだ見ゆ遠つ山　福島佐藤傳
障子みな開けて彼岸のお寺かな　松江川津道暗
梅咲くや踏荒らされし寺の畑　大曲華白
松の花散るや峠の休み岩　淸州中村十九甫
囀や如意輪堂の晝靜か　札幌來生浦人
陽炎や待ちくたびれし山の驛　前橋竹二
峠行く巡禮の背に春の風　小菅兼田陽村
春風や堤に憩ふ家族連れ　同柳澤赤水
柚か家の屋根草のびぬ春の雨　小倉高木龍上
咲き初めし參籠堂の櫻かな　宇和島山本五夫
春雨や濡るゝがまゝの石燈籠　同上中滴水
電線に燕と雀とまりけり　同大羽精花
女囚らにけふ日ノ本の雛祭　西大門猊歩
切干の莫蓙に郵便來たりけり　山形黒沼生

雜記帖より

犯罪者の生物學的調査發表

—富田保健技師の新研究—

豐多摩刑務所保健技師富田信夫博士は四月十四日東北帝大で開かれた日本聯合衞生大會で、犯罪者とその體格に關する生物學的研究を發表したが、同博士の研究の基礎となつた人員數は、二十歳から二十九歳までの內地人犯罪者男子二〇、三二五人で、これについて身長、體重、胸圍の平均を求め、その結果を二十三歳から二十七歳までの內地人成人男子の身長、體重、胸圍の調査表と比較對照したものであるが、同研究は我國では從來不振であつた犯罪生物學に對する一寄與として注目されてゐる。

研究內容は專門的に亙るものであるからこゝには其の概略を述べるに止めるが、先づ身長では普通人の平均身長一五九・五センチに對し、犯罪者は一五九・二センチで約三センチ低く、つぎに體重は普通人の五五・六キロに對し犯罪者五三・七で約二キロ少く、胸圍では八五・三センチに對し犯罪者八四・五センチで約一センチ小さい。

さらにこれを同一身長者同士の身長別體重及び胸圍を較べると、この方でも體重は犯罪者の方が平均一キロづゝ少く現れ、胸圍は身長一五・五センチ以下では差別を認められなかつたが、それ以上の身長では一センチ乃至二センチの開きが現れてゐる。以上は刑務所收容後直後の計測であるから拘禁による身體的影響は少ない。

なほ生れ月と犯罪者の關係については、從來ランゲの研究があるが、ランゲによれば、普通人の出生率は季節による變化を認め得ぬが、犯罪者の出生率には季節的に高低があり持に猥褻、暴行犯人にこの傾向が著しい。右は動物に季節的な發情時期があるやうに、犯罪者もその兩親の季節的な動物的本能によつて生を享けたものが多い、卽ち犯罪者は普通人より原始的な部分が生來的に濃厚に殘存してゐるといふのであるが、富田技師はランゲよりも遙かに廣汎な統計的基礎に立つてランゲ說を覆へしたものである。同技師は內地人男子五二、一一一人、同女子八四一人、朝鮮人男子二、四八一人、計五五、四三三人について調査したところ、ラン

ゲの研究の如き季節的變化は認められず、結局ランゲの研究は調査人口が犯罪者八、〇〇〇人、普通人八、八〇〇人の少數であつた爲に、その統計的基礎が薄弱であり、以上のやうな結論に陷つたのではないかといふにある。

勞働爭議激增す

大衆課稅、物價騰貴等の經濟的關係と、昨年二月の總選擧以來擡頭した勞働組合の政治的戰線强化とに刺戟され、勞働運動は最近とみに活況を呈し、內務省社會局は勿論、警視廳勞働課も繁忙を極めてゐるが、同勞働課及び調停課の調査によれば昨年警視廳管內に發生した勞働爭議件數は二・二六事件の影響もあつて僅か二八四件、參加人員九、九〇〇名であり、また昨年一月より三月までの累計は四八件、參加者一、一八二名に過ぎないが、本年にはいつて俄然激增の傾向を示し、三月末までに既に一〇四件を數へ早くも昨年一ヶ年合計數の半ばに達し、參加人員もまた八、七八二名と昨一年の總數に迫る著增ぶりである。

然し最近の爭議に於て特に注目すべき事項は

一、從來の爭議に見られたやうな暴力行爲等の强力的な抗爭が影をひそめたること。

二、物價高による賃金値上要求爭議の多いこと。

三、爭議形態の穩和明朗化。

四、交通產業方面に爭議が多いことが等がその特徵として擧げられてゐる。

青酸加里に着色の試み

內務省東京衞生試驗場では近來頻々と他殺自殺その他の犯罪事件に使用される青酸加里の濫用防止策として、着色と着臭の二方法について研究を重ねてゐたが、最近に至り相當巧妙なる着色に成功し、その內容を內務省衞生局に報告した。この着色は先に警視廳衞生檢查所で研究した着臭法が實用に適せぬことが判明した結果、この着色が化學的にも經濟的にも妥當である場合には、法律によつて着色を强制されることになるかも知れないので、その成行が注目されてゐる。

着色の方法は蠟質の色質（赤又は青）を青酸加里に混入するわけだが、この色質は水に入れても湯に入れても殆ど溶解せず粒々のまゝで水面に浮ぶので、假にコーヒー等に混入しても赤又は青の粒がコーヒーの表面に浮上り、直ちに青酸加里の投入が看破されるといふ譯である。着色の色質は比較的に低廉に出來るとのことであるが、これを强制的に實施する場合、經濟的の影響はどうか、また化學的支障を與へる樣なことはないかについては尙研究が重ねられる筈である。



海外異聞錄

◆英帝戴冠式と囚人の暴動計畫

英帝戴冠式を前に英國最大のダートモーア刑務所內に囚人の大暴動計畫が發覺したと云はれセンセーションを起してゐる。原因は同刑務所の囚人は戴冠式を機に大赦、減刑等の恩典に浴するものと期待してゐたところ、一向それらしい沙汰もないのに憤慨、長期囚等は五月十二日の戴冠式當日を期し大暴動を起し脫獄しようと計畫中であつたものであるが、幸ひ刑務所當局が探知、機宜の措置によりこれを未然に防止し得たとのことである。

一方、戴冠式の盛儀を前に、英國警視廳では警戒に萬全を期してゐるが、このほど視察を要する著名前科者の寫眞入り人名簿を作成したが、これは二年前先帝ジョージ五世の銀婚式祝賀の際作製したものを改訂したもの、內容は特に詐欺、ホテル泥棒、掏摸、賭博、モーロー・タキシー等に重點を置きロンドンに集る外國人やお上りさん相手の犯罪防止に主力を注いでゐると。

◆尖端的死刑囚利用

米國で死刑囚の生殖線をホルモン缺乏者に植ゑつけて若返らせた話があるが、ジョンス・ホプキンス大學の外科の教授ヤング博士はこのほどホルモンが缺乏して精力減退に惱む四十八歳の男患者から若返り法をしてくれとせがまれた、ヤング博士はメリーランド刑務所で絞殺された健康な若い死刑囚から死後直ちに生殖線を拔取り、自動車で數分以內に病院に歸つて患者に移植した。右のホルモン缺乏患者は間もなく精力旺盛になつたと。

◆贋金を判別する精巧な機械を發明

贋金をつかまされること程馬鹿氣たことはないが、この程濠洲シドニーのリツトル氏はどんな贋金でも百發百中ちやんと見分けるすばらしい器械を發明して評判になつてゐる。最近聯邦銀行で試驗したところ僅か一分三十秒の間に一千の銅貨を調べあげ、贋金は一枚の間違ひもなくはじき出した。この器械はまづ親金を入れておいてこれと比較してインチキを判明する仕組だが電氣仕掛の極めて精巧なもので、數年來濠洲で流通してゐる支那產の贋金などは四パーセント銀が多いだけでチヤント正體を看破られた程だから、實用化された曉には商人になくてはならぬ武器になるだらう。

◆泥棒と古切手

最近ニューヨーク四番街のグローバス商會に泥棒が侵入して約十萬枚に達する古切手を金庫から盜み去つた。その損害は百萬圓に達するだらうといはれてゐる。ところが古切手の價値はその道の專門家のみ知つてゐるところで、同商會に保存してゐるものも玄人筋にはチヤンとわかつてゐるから、泥棒も盜むには盜んだが、處分が出來ないだらうといはれてゐる。

◆世界で一番安全な金藏

米國ケンタッキー州フオート・ノックス市に「アメリカのジブラルタル」といはれる世界で一番安全な金藏が出來上り既に一億弗の金貨が移管された

が　そのうちに百億弗の金が悉く保管される筈で、この金藏は六十萬弗の巨費を投じたものだけにその頑强さは盜賊が見たゞけでも頭痛がする程だとのことだ。門の兩側には銃を持つた歩哨が立ち周圍の鐵柵には電流を通じてある、建築物の四隅には機關銃がそなへられてあるが、たとひこゝまで突破して金庫を破らうとしても忽ち毒ガス、水が充滿する自働裝置のために盜賊達は直ぐ死ぬことになつてゐる。

◆四十四年前日本の出品青銅「鷲」盜まる

一八九三年のシカゴ世界博覽會に日本から出品されて好評を博した青銅製の鷲（重量七百ポンド）は、最近ニユーヨークのロックガーデンに移されてゐたが、何者かに盜み去られたものか過日紛失してゐるのを發見、ニユーヨークの警察當局では大いに驚いて目下犯人を嚴探中とのことである。

◆米國とドイツの泥合戰

最近開催をみた紐育州ユダヤ人婦人各種聯合會の席上、四分の一ユダヤ人の血を引くラガーディア市長は敢然立つて現ドイツ政府のユダヤ人排斥の暴擧を痛擊、大向ふの絶讃の雨を降らしたことは既報の通りだが、收まらぬのは獨逸で、これを聞いたヒットラー總統から今度はデア・アングリッフ紙を通じて「世界の魔都ニューヨーク市はゆるユダヤ人でもち、全米のいはゆる美形は殆んどが淫賣である」と極論、こゝところ國際的な泥合戰を演じることゝなつたが、淫賣呼ばはりは怪しからぬと柳眉を逆立てた各婦人團體から合衆國政府に陳情、政府は駐獨大使を通じて陳謝を强要することになつた。

◆二度埋葬された珍事件

一日に二回埋葬された男の話がユーゴースラヴィアの評判になつてゐる。モスターといふ町の近くに住むムジヤン・アチカルといふ農夫、永い患ひの後或日の午後到頭息を引取つたので、親戚一同は「死人を翌朝まで屋内に留おくべからず」とのフイフイ教の掟に從つて、直ちに近くの墓地に埋葬した。處がやゝあつて、近所のお内儀さんが墓の脇を通りかゝると、墓の中からうめき聲がするので、お内儀さんが吃驚仰天して男の家に急報したので、親戚や家族達は早速駈けつけ、墓を掘つて見ると男は生きて居たのである。男は一同の喜びの涙の裡に再び家に運ばれたが、その蘇生も僅かの間で、二時間の後には完全に往生を遂げてしまひ、今度は悲しみの涙と共に鄭重にその夜のうちに埋葬された次第である。遺族達の悲喜交々はさりながら、一日に二度葬られたのは珍事件である。

◆新說「大望は萬病の元」

米國ヴアージニア州醫科大學教授ボーター・ヴインソン博士が「つまらぬ野心を起すと必ず病氣になる」との新說が發表されて、米國中の評判になつてゐる。この首唱者ヴインソン博士の說の一端を紹介すると「米國人の病氣の少くとも半數は野心が原因になつてゐる、一體人間が始終より良い生活を求めてやきもきしてゐるのは「デモクラシーの宿命」とも言ふべきで惡現象なのだ、かうして急いで失敗ばかり繰返してゐる內には必ず神經過敏になつてへと〳〵になつてしまふ、この憔悴感が身體に影響して失敗ばかり繰返す、すると今度は身體が惡い爲に失敗したとぐちつて、遂には本當に病氣になると云ふ譯だ」。

叙任辭令

四月一日

從四	所長典獄	椎名通藏（府中）
從七	典獄補	寺光忠（廣島）
同	看守長	吉村音四郎（京都）
同	同	山本兵四郎（廣島）
正八	作業技師	山本銓吉（宮城）

四月二日

正七	看守長	森田朋行（高知）

四月六日

願免二級	保健技師	柏木直九郎（府中）
府中	同	三井文夫（小菅）
小菅	同	石橋無事（廣島）
廣島	同	丸山郁雄（福岡）
福岡	同	竹林道生（宮崎）
宮崎	同	庭本一夫（大阪）
宮城	同	安達政信（三重）
三重	同	松岡修一（浦和支）
浦和支	同	坂本賢三（市谷兼府中）
保健技師（大阪）十級	保健技手	工藤節郎（山口）
免本職（函館）	支所長看守長	村田耕作（室蘭）
室蘭支所長	同	吉岡董太郎（平支）
平支所長	看守長	南條正己（福島支）
福島支	同	神谷勇治（新潟）
免本職（新潟）	支所長看守長	毛利佐四郎（一關支兼盛岡少）
一關支所長兼盛岡少	看守長	青木柳吉（盛岡少）
看守長（盛岡少）五七	看守	井上惣三郎（八王子少）
横濱	看守長	渡邊治三郎（靜岡）
靜岡	同	菊地卯吉（横濱）
刑務作業事務囑託	作業技師	金田榮三郎（小菅）

四月七日

刑務所醫務衛生事務囑託	保健技師	三井文夫（府中）

四月十四日

勳六	支所長典獄補	樋上貳策（釧路支）

二月一日

勳六 瑞寶章	所長典獄補	泉英斌（川越）

（朝鮮總督府法務局）

二月十五日

從七　看守長　角田林二（晋州）

三月二十五日

四等正六　典獄　鈴木礎一（平壤）

三月二十六日

願免五級　典獄　鈴木礎一（平壤）

典試七等八級（光州）　典獄補　松平和夫（光州）

刑務所長

典獄補八等七級（西大門）看守長　島崎繁次郎（大邱）

平壤刑務所長心得　典獄　渡邊豐（釜山）

釜山刑務所長　典獄長　澤英雄（開城）

開城少年刑務所長　典獄補　北島寅之助（西大門）

任看守長九級（釜山）　看守　伊東吾六（大邱）

大邱　看守長　白川末喜（京城）

清津　同　板倉道夫（晋州）

木浦　同　鈴木傳太郎（開城）

開城少年　同　眞田常雄（木浦）

四月六日

願免　通譯生兼看守長　趙根善（全州）

康德三年十二月六日（滿洲國司法部）

司法部屬官　藤田甚太郎

調任典獄佐敍委任三等

給月俸八十五圓

派在錦州監獄辦事

司法部屬官　岡田久吉

調任典獄佐敍委任三等

給七級俸

派在奉天監獄辦事

哈爾濱監獄辦事　看守長　小林尙

調在奉天監獄辦事

新京監獄辦事　看守長　安井正雄

調在哈爾濱監獄辦事

康德三年一月二十二日　南俊夫

任看守長敍委任五等

給八級俸

派在新京監獄辦事

幟川御調

任看守長敍委任四等

給月俸五十九圓

派在龍江監獄辦事

康德三年二月一日

看守長　南俊夫

同　幟川御調

辭官照准

康德三年二月十五日

遼陽監獄辦事

典獄佐　平方義孝

奉天監獄辦事

看守長　嶋口信重

調在新京監獄辦事

奉天監獄辦事

典獄佐　濱田泰次郎

調在遼陽監獄辦事

營口監獄辦事

典獄佐　佐藤惠

撫順監獄辦事

看守長　池尻廣

興京監獄辦事

看守長　野田義男

調在奉天監獄辦事

鐵嶺監獄辦事

典獄佐　田口竹治

海龍監獄辦事

看守長　庄子武雄

調在安東監獄辦事

安東監獄辦事

典獄佐　藤原英藏

調在鐵嶺監獄辦事

吉林監獄辦事

看守長　井原寅男

調在海龍監獄辦事

西安監獄辯事

看守長　黑田巖

調在濱江監獄辦事

依蘭監獄辦事

看守長　森島勇

調在西安監獄辦事

濱江監獄辦事

看守長　尾林顯一郎

調在依蘭監獄辦事

奉天監獄辦事

看守長　菊地菅雄

調在興京監獄辦事

康德四年二月十六日

司法省告示第五號

昭和四年司法省告示第四十二號中飯田刑務支所ノ項「長野縣下伊那郡飯田町」ヲ「長野縣飯田市」ニ改ム

昭和十二年四月二十六日

司法大臣　鹽野季彥

矯正図書館

内務省社會局
勞働部監督課長 沼越正己著

退職積立金及退職手當法釋義

〔内容見本進呈〕

菊判總布裝函入
總紙數七二三頁
定價金五圓
送料内地廿二錢

新刊

我國産業に於ける勞資關係の特異性に基き、夙に主要工場鑛山等に於て本邦獨特の慣行として發達せる退職手當の制度を合理化し、其の普及發達を圖る目的を以て、昨年五月誕生し本年一月より施行せられたる本法は、實に我國勞働立法史に於ける劃期的法制にして、其の内容は極めて複雜にして幾多の特色を有つてゐる。著者は本法の制定につき終始其の樞機に參劃して、詳さに立法の經過と内容に精通せらるゝ權威者にして、今回多忙なる公務の餘暇を割いて、本法及關係法令の全般に亙る詳密なる體系的解説書を公にせらる。本制度の運用が勞働者の生活の安定と産業の健全なる發達を期するに至大の關係ある事實に鑑み、本法の解釋に對し事業主・勞働者其他各方面に於て多大の關心の注がる今日、本書公刊の有つ意義は寔に深いものがある。汎ねく大方に薦む。

〔内容目次〕
第一章 緒論（本法の特質及構成、本法施行前に於ける退職手當制度の慣行、本法制定の沿革）第二章 適用範圍 第三章 退職手當 第四章 勞働者の退職 第五章 退職積立金 第六章 退職金審査會 第七章 退職金 第八章 監督及制裁 附錄（關係法令、事務取扱方針、規程準則、報告竝臺帳樣式）

東京 神田 神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

訓令通牒

（刑政第五〇巻第五號）

◇受刑者ノ競技遊戲運動會施行ニ關スル件

（司法省行甲第二〇九號 行刑局 昭和十二年三月十日）

行刑累進處遇令第五十八條ニ依リ第二級以上受刑者ノ競技遊戲又ハ運動會施行ニ關シテハ昭和八年十一月行甲第一、六九七號通牒ヲ以テ其ノ都度豫メ内議ヲ要スルコト相成居候處右ハ爾今貴官限リ適當施行相成差支無之候條御了知相成度候

追テ右施行ノ上ハ其ノ都度速カニ報告相成度尚其ノ種類内容從來ノ例ト著シク異ナル競技、遊戲又ハ運動會ヲ施行セラルル場合ハ豫メ内議相成度候

◇四大節擧行ニ關スル件

（司法省行甲第二一三二號 行刑局 昭和十二年三月十三日）

紀元節、天長節、明治節及一月一日ノ四大祝日ニ於ケル式典擧行ノ次第ハ從來各所區々ニ亙リ居候儀ト被存右ハ將來劃一的ニ擧行スルヲ相當ト思料候條左記ニ準據相成樣致度及通牒候

記

一、式場

教誨堂ニ於テ行フ場合ニハ佛壇ノ前面ニ白布ヲ適當ニ張リ之ニ大國旗ヲ懸垂スルコト

二、式次

(一)「君ガ代」合唱
(二)遙拜
(三)教育勅語捧讀
(四)所長訓話
(五)祝日ニ因メル敎誨
(六)祝日歌合唱

以上

◇行刑局事務分配變更ニ件

（司法省 行祕甲第六九號
行刑局 昭和十二年四月七日）

曩ニ及御通知置候行刑局事務分配中二、事務分配以下ヲ別紙ノ通リ變更致候條御了知相成度候

二、事務分配

(一) 局務掌理　庶務、會議司掌　局長
(二) 施制　岡書記官
(三) 刑務
(1) 一般事務　中尾書記官
(2) 東京控訴院管内　岡書記官
(3) 名古屋、廣島、長崎控訴院管内　中尾書記官
(4) 大阪、宮城、札幌控訴院管内　吉江書記官
(5) 少年及準少年受刑者ノ假釋放　森山書記官
(四) 思想（思想犯人ニ關スル事務）　平野書記官
(五) 經理
(1) 岡書記官
(2) 中尾書記官
(六) 教化　吉江書記官
(七) 作業　中尾書記官
(八) 衞生　芥川衞生官
(九) 指紋　芥川衞生官
(一〇) 統計　吉江書記官
(二) 巡閲　各書記官、衞生官

備考

一、局長ニ於テ指定スルモノニ付テハ前各項ノ限リニアラス

二、他ノ主管ト關係アル事項ニ付テハ互ニ協議ヲ要ス

三、高等官事務分配

森山書記官

一、刑務　(5)（少年及準少年ノ假釋放）

芥川衞生官

一、衞生
二、指紋

岡書記官

一、施制
二、刑務　(2)
三、經理　(1)

吉江書記官

一、刑務　(4)
二、教化
三、統計

平野書記官

一、思想（思想犯人ニ關スル事務）

中尾書記官

一、刑務　(1)　(3)
二、經理　(2)

三、作業

高等官一同

會議（毎週火曜日及木曜日午前十時ヨリ）

四、代理順序

森山書記官　平野書記官
芥川衞生官　中尾書記官
岡書記官　吉江書記官
吉江書記官　中尾書記官
平野書記官　森山書記官
中尾書記官　岡書記官

矯正図書館

法學協會雜誌

第五十五卷　第五號
五月一日發行　東京帝大　法學協會發行
一冊五十錢送料二錢

論說

自然法とプラグマテイズム……東京帝國大學教授　高柳賢三
裁判理念型と國際裁判（二・完）……東京帝國大學教授　横田喜三郎

資料

新法令解說
田中二郎―宮澤俊義―杉村章三郎―我妻榮―川島武宜―
第七十回帝國議會審議法案一覽表
紹介
石井良助編・中田先生還曆祝賀法制史論文集（小野清一郎）―小野
法理研究會記事「母子保護法及び方面委員制度について」

清一郎編・刑事判例（草野豹一郎）
判例研究
民事訴訟法判例批評（一七七）……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和一一年度・一二）
川島武宜―菊井維大―來栖三郎―內田力藏―石井照久―野田良
三―穗積重遠―戒能通孝―江川英文―東季彥―我妻榮―齋藤秀
夫―兼子一―山中康雄―有泉亨―末弘嚴太郎
雜報

法學論叢

昭和十二年五月　五月號
第三十六卷　第五號
壹冊金五拾錢郵稅壹錢半
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

論說・資料

支那の「中庸」・歐洲の「均衡」・日本の「中心」……牧健二
英國議會の委員會制度……大西芳雄
官吏制度と公共性……長濱政壽

批評と紹介

フーバーナーゲル『強制執行』……小野木常

判例研究

〔民事法〕不當利得の範圍……石田文次郎
相續法に關する注目すべき二つの判決に就て……近藤英吉
賣買代金債權確保の爲の手形上の權利と先取特權……大橋光雄
和議債權者集會と特別利害關係人……齋藤常三郎
〔刑事法〕認定事實と證據力・慣行違反の灌漑用水の揚送と正當防衛（再）……宮本英脩
〔公法〕待遇職員に對する退職給與金の算定……須貝脩一

雜報　研究會記事

刑政第50巻第5号
矯正図書館

法曹會雜誌

第十五卷 第五號
昭和十二年五月一日發行
定價 金五拾錢
振替口座東京一五六七〇番
司法省構内 法曹會

○豫備的相殺の抗辯……横濱區裁判所判事 高根義三郎
○性格と否認……富山地方裁判所判事 中林利一
重婚罪……前橋地方裁判所判事 靑山義武
——其の實例の紹介——
○代襲相續(三・完)……神戸地方裁判所判事 小石壽夫
——直系卑屬の家督相續權・その三——
○名判官物語(二十四)○松平信綱(その三)……小山松吉
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○新法令 ○雜報

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十七卷 第五號 昭和十二年五月

保險業法研究(一)……教授 三浦義道
商法中改正法律案と新社債制度……教授 栗栖赳夫
判例法主義の價値……教授 穗積重威
結果的加重と刑法改正草案……講師 草野豹一郎
フオン・シュウエリン「中世初期に於ける自己發展及び外部的影響」(上)……武藤智雄

刑事判例研究
不法原因による給付受領者の領得行爲と横領罪(草野豹一郎)——不法原因による給付と横領(吉田常次郎)
民事判例研究(二八)……民事判例研究會
隱居者の債務と新戸主の債務(吉田久)——緣組無效確認訴訟及戸主曠缺確認訴訟と原告(犬丸巖)——民法第七百十五條に所謂被用者(梶田年)——株主權の行使と株式申込證の無效主張(佐々穆)
海外法律事情
米國「社會保障法」の展望(一野喜三郎)
近着外國雜誌法律論題要目

編輯餘錄

□ さき程の刑務協會祝賀式を機會として、全國刑務所を代表する古參看守諸君と會し得たことは、近來に無い愉快なことであつた。

□ 會する人はすべて各所での最古參看守で、長きは殆ど四十年短きも既に十數年の間を、營々行刑の仕事に身を捧げて來られた諸君であり、まさにわれわれの大先輩である。

□ 言ふ迄も無く人生の理想は、世間的に華かなことに計り求められる可きものでは無い。默々として世の下積みに甘んじつゝ數十年をひたすらに受刑者の敎化に盡されたことは、人として極めて價値のある生き方であつたと言はなければならない。

□ 斯る人達と相會し相語り得る機會を作られた協會當事者に對し謹しんで謝意を表する。

□ 今一つ愉快なことは、協會記念懸賞論文の應募者が極めて多數であると言ふことである。

□ 之は目下委員の手許で審査中であるが、應募者の範圍も廣く又內容にも熱心な研究の結果がよく表はれて居るとのことであり、我が行刑の爲誠に慶賀す可きである。

□ 行刑は机上の理論ではない。共常に行刑は理論により導かれなければならぬ。これ、理論研究の價値ある所以である。刑務官が實證的立場に於て斯くも行刑理論を熱心に研究されつゝあるのは心强い極みである。

□ 落花を踏んで味はふ春の感傷も、漸く胸から消えた。いざ、新綠の盛る希望と共に新年度をいそしまん哉。

昭和十二年四月二十三日 N生

定價		廣告料	
一冊(稅共)	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊(稅共)	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊(稅共)	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下さればたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年五月三日印刷納本
昭和十二年五月六日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第50巻第5号

矯正図書館

50e Année N° 5 Mai 1937

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par
H. Takikawa
Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

H. Takikawa, Directeur de l' Administration pénitentiaire. —— Le but du contrôle du travail pénitentiaire.

B. Nakao, secrétaire au Ministère de la Justice. —— Quelques problèmes de l'exécution prgressive de la peine. (I)

K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. —— Chronologie du système pénitentiaire dans l'ère Meiji. (I)

Mouvement des idèes à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI
(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice